神戸消防の動き

2026 年版消防白書

もくじ

第１章　2025年中の災害状況

1　火災の状況 ---------- 1
2　救急の状況 ---------- 2
3　救助の状況 ---------- 4
4　その他の状況 ---------- 5

第２章　災害に備えて

1　警防体制の強化 ---------- 6
2　消防団の活動 ---------- 8
3　救助体制の充実 ---------- 10
4　広域的な応援・受援体制の充実 ---------- 12
5　災害時の緊急通報 ---------- 13
6　航空機動隊の活動 ---------- 15

第３章　一人でも多くの命を助けるために

1　救急救命活動 ---------- 17
2　救急業務の向上 ---------- 18
3　医療機関との連携 ---------- 20
4　市民救急の推進 ---------- 20
5　大災害時の市民や民間団体との協力体制 -- 23
6　救急需要対策 ---------- 24

第４章　市民と共に築く安全な暮らし

1　防災福祉コミュニティ ---------- 25
2　防災学習の支援 ---------- 26
3　住宅防火 ---------- 27
4　露店等の防火対策 ---------- 28
5　市民への火災予防広報 ---------- 28
6　市民の皆さんとともに ---------- 30
7　同じ火災を繰り返さないために ---------- 31

第５章　災害に強い都市をめざして

1　自主防火・防災体制の推進 ---------- 32
2　違反対象物への対応 ---------- 33
3　超高層化・深層化する建築物 ---------- 33
4　社会福祉施設等の安全対策 ---------- 34
5　消火活動上の安全対策 ---------- 35
6　小規模飲食店の火災対策 ---------- 36
7　危険物行政の動き ---------- 36
8　消防活動阻害物質の届出 ---------- 38
9　保安三法事務 ---------- 39

第６章　新しい時代に対応する人づくり

1　消防行政は人なり ---------- 42
2　人材の確保 ---------- 42
3　人をつくる・いかす ---------- 42
4　研修制度の充実 ---------- 43
5　女性消防吏員の採用と職域の拡大 ---------- 43
6　魅力ある職場づくり ---------- 43
7　職員の健康管理と安全衛生管理 ---------- 43

第７章　消防施設の整備

1　消防施設の整備 ---------- 45
2　庁舎管理 ---------- 45
3　車両製作 ---------- 45
4　車両の点検整備 ---------- 47
5　機械器具の点検整備 ---------- 47
6　消防艇の点検整備 ---------- 47
7　消防救急デジタル無線 ---------- 48
8　消防管制システム ---------- 48

第８章　市民防災総合センターの業務

1　消防学校の研修概要 ---------- 49
2　消防科学研究業務 ---------- 50
3　特別消防係(消防音楽隊)の活動 ---------- 51
4　市民研修係の活動 ---------- 53

資　料

1　消防機関の機構図 ---------- 資 1
2　消防署所等所在地・庁舎規模 ---------- 資 2
3　消防署所等配置図 ---------- 資 3
4　消防職員数 ---------- 資 3
5　消防自動車等の保有数 ---------- 資 4
6　消防水利施設数 ---------- 資 5
7　消防団の状況 ---------- 資 6
8　年次別火災状況 ---------- 資7・8
9　年次別主な出火原因 ---------- 資 9
10　119受信内容 ---------- 資10
11　消防部隊出動状況 ---------- 資11
12　ヘリコプターの活動状況 ---------- 資12
13　消防艇の活動状況 ---------- 資12
14　消防団出動状況 ---------- 資12
15　救助活動状況 ---------- 資13
16　年別救急取扱件数 ---------- 資14
17　行政区別救急取扱状況 ---------- 資15
18　防火管理者を必要とする対象物数 ----- 資16
19　消防用設備等を必要とする対象物数 --- 資17
20　指定防火対象物査察実施結果 ---------- 資18
21　建築申請処理件数 ---------- 資19
22　危険物施設の現況 ---------- 資20
23　特定事業所の危険物施設状況 ---------- 資21
24　危険物施設査察結果 ---------- 資22
25　火薬類関係施設の現況 ---------- 資23
26　火薬類関係施設査察結果 ---------- 資23
27　高圧ガス関係施設の現況 ---------- 資24
28　高圧ガス関係施設査察結果 ---------- 資24
29　液化石油ガス関係施設の現況 ---------- 資25
30　液化石油ガス関係施設査察結果 -------- 資25
31　消防学校教育訓練実績 ---------- 資26
32　市民研修実績 ---------- 資26
33　消防音楽隊演奏実績 ---------- 資26
34　市民防災教育実施状況
（消防署実施分） --- 資27
35　市民救命士講習実施状況 ---------- 資28

第　1　章

2025 年中の災害状況

1　火災の状況

●　火災件数

2025年の火災総件数は、前年の386件から53件増の439件となっています。2021年に347件と最も少ない件数となりましたが、過去５年の推移をみると、概ね400件前後で推移しています（図1-1）。

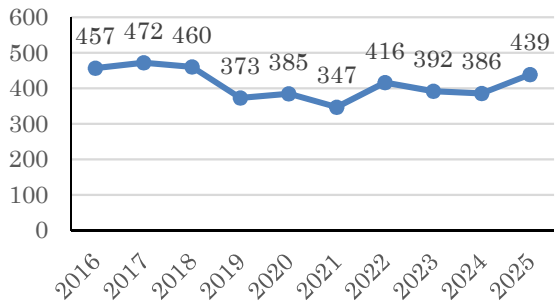


図 1-1　火災総件数の推移

火災種別ごとの件数をみると、「建物火災」は前年より 25 件増の 261 件で最も多く、火災総件数に占める割合は 59.4%となっています。

「林野火災」、「船舶火災」、「その他火災」は前年の件数から増加し、「車両火災」は前年の件数と同数でした（表 1-1）。

		2025 年	総件数に占める割合	2024 年	総件数に占める割合	比較（▲減）
火災総件数		439		386		53
火災種別（件）	建物火災（住宅火災）	261（144）	59.4%（32.8%）	236（128）	61.1%（33.2%）	25（16）
	林野火災	18	4.1%	8	2.1%	10
	車両火災	44	10%	44	11.4%	0
	船舶火災	1	0.2%	0	0%	1
	その他火災	115	26.1%	98	25.4%	17
建物焼損面積（㎡）		5,080		5489		▲409
林野焼損面積（a）		91		41		50
損害額（百万円）		553		1127		▲574

表 1-1　火災件数と火災種別

●　出火原因

「電気関係」が前年に比べて 19 件増加し、前年に続き出火原因の１位となっています。

「放火・放火の疑い」、「火遊び」の件数は前年から減少し、「たばこ」、「コンロ」、「焼却火・たき火」の件数は前年から増加しています。（表 1-2、図 1-2）。

		2025 年	2024 年	比較（▲減）
主な出火原因（件）	電気関係	97	78	19
	放火・放火の疑い	55	58	▲3
	たばこ	62	45	17
	コンロ（天ぷら）	47(14)	42（19）	5（▲5）
	焼却火・たき火	43	27	16
	火遊び	2	10	▲8

表 1-2　火災の主な出火原因

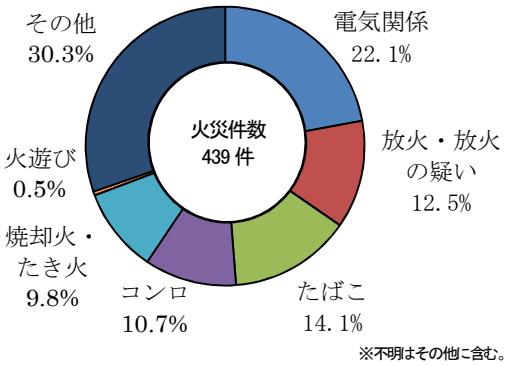


図 1-2　出火原因別割合

●　火災による死傷者

火災による死者は、前年から５名増加して 13 名となっています。このうち、住宅火災による死者（放火自殺を除く）は 12 名で、死者総数の大半を占めています。また、13 名の死者のうち、65 歳以上の高齢者は９名となっており、死者の多くが高齢者となっています。

火災による負傷者は、18 名増加して 67 名となっています（表 1-3）。

		2025 年	2024 年	比較（▲減）
死者	総数	13	8	5
	高齢者（65 歳以上）	9	6	3
	子ども（15 歳以下）	1	0	1
負傷者		67	49	18

表 1-3　火災による死傷者の状況

2　救急の状況

●　救急活動の概要

2025 年中の救急出動件数は、2024 年中に比べて 6, 037 件減少し、93, 238 件（6. 1%減）となりました。また、搬送人員数は 3, 251 人減少し、81, 313 人（3. 8%減）となりました（図 1-3）。

これは、神戸市内の救急隊が、１日あたり平均 255 件の出動で、約 222 人の方を搬送し、また、５分 38 秒に１件の割合で救急車が出動したことになります。

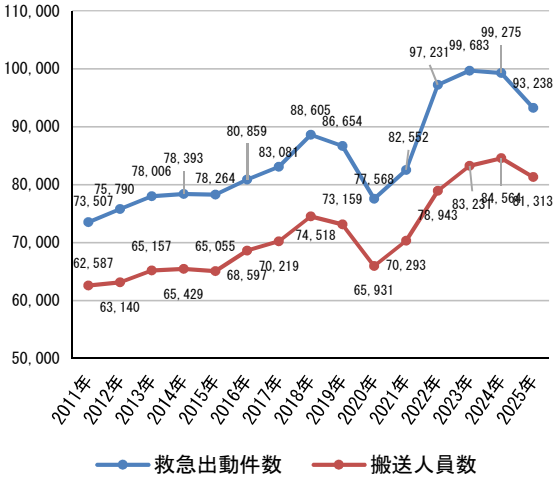


図 1-3　救急出動件数・搬送人員数の推移

事故種別ごとの救急出動件数は、例年同様、急病が最も多く、全体の 65. 7%を占めています。以下、歩行中の転倒や窒息などの一般負傷が 18. 9%、転院搬送が 6. 5%と続いています（図 1-4）。

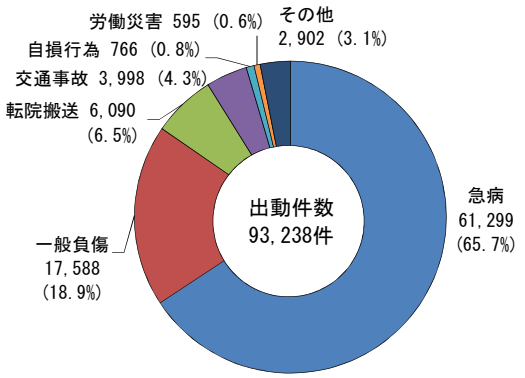


図 1-4　事故種別救急出動件数

行政区別の救急出動件数では、すべての行政区で減少しています（図 1-5）。

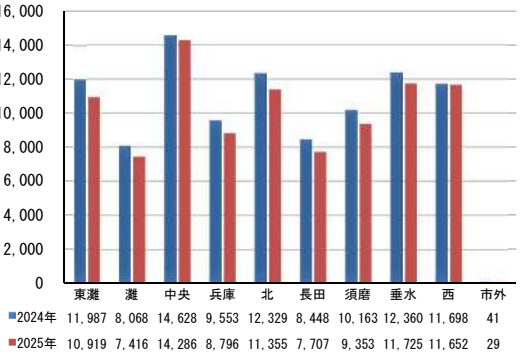


図 1-5　行政区別救急出動件数

●　傷病者の搬送状況

傷病程度別の搬送状況は、例年同様、入院を必要としない軽症が最も多く、全体の 52. 3%を占めています（図 1-6）。

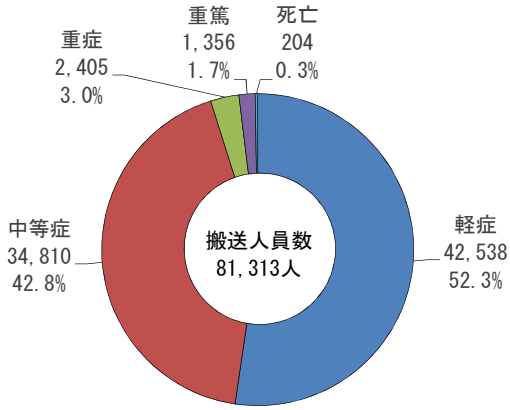


図 1-6　傷病程度別搬送者数

各年齢層における事故種別の構成比では、新生児を除く年齢層については、急病の占める割合が最も高くなっています。新生児で最も多い事故種別は転院搬送となっています。

17 歳以下（新生児を除く）及び 65 歳以上の高齢者においては、一般負傷の占める割合が比較的高いことがわかります（図 1-7）。

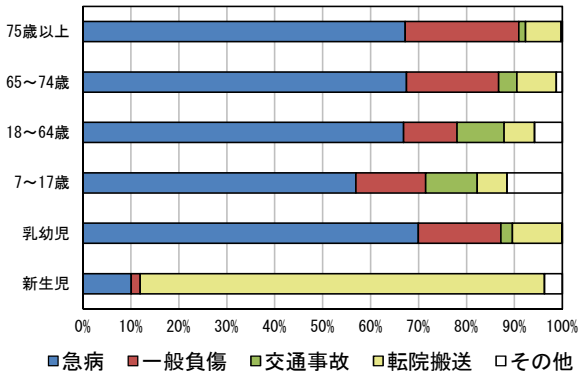


図 1-7　年齢別搬送状況

2025 年中では、全搬送人員数のうち、65 歳以上の高齢者の占める割合は 65.1%(52,907 人)で、前年と同様の割合を占めています。高齢化の進展に伴い、救急搬送においても高齢者の占める割合は増加傾向となることが予想されます。

図 1-8 からは、急病、一般負傷及び転院搬送では、搬送人員数の 60%以上が、65 歳以上の高齢者となっていることがわかります。

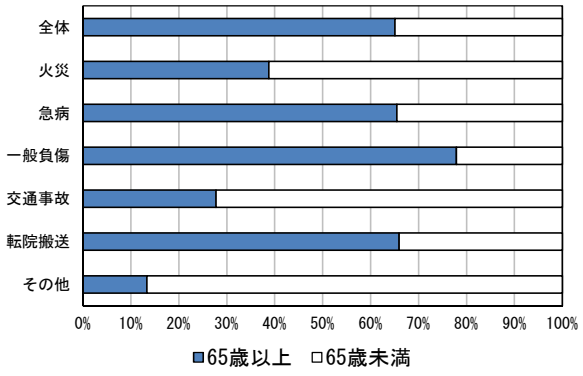


図 1-8　高齢者の搬送状況

65 歳以上の高齢者は、呼吸器系疾患、心疾患及び脳疾患による搬送が多くなっています。このような病気の急な悪化を防ぐためにも、普段から「かかりつけ医」を持つようにしましょう。

転倒などによる骨折や打撲などの怪我は、その半数近くが、安全だと思われている家庭内で発生しています。例えば、廊下や階段等では、手すりやカーペットなどの滑り止め対策を行うことや、足元に置いてある物を整理整頓するなど、少しの工夫で事故を防止することができます。また、急な冷え込みや暑さが続くような場合は、体調を崩しやすくなります。特に、夏季は気温の上昇に伴い、熱中症になる方が増加する傾向にあります。気候の変化に応じた健康管理をお願いします。

●　救命処置の実施とその効果

図 1-9 は、全国で統一された調査様式である病院外心肺停止患者記録（ウツタイン様式）による調査結果を示したものです。2025 年中に、救急救命士の乗車する救急隊が搬送した全ての心肺停止患者1,441名のうち、１ヵ月後の生存が確認された方（※１ヵ月以内に転院した場合も含む。）は、112 名となっています。

また、2014 年４月から新たに運用を開始した「血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」と、「心肺停止前の静脈路確保と輸液」の 2025 年中の実施件数は、血糖測定 425 例、ブドウ糖溶液の投与 32 例、心肺停止前のショック状態の傷病者に対する輸液588例となっています。これにより、低血糖で意識状態が低下した傷病者を短時間で回復させることや、傷病者の重篤化による心肺停止状態への移行を防ぐことが可能となりました。

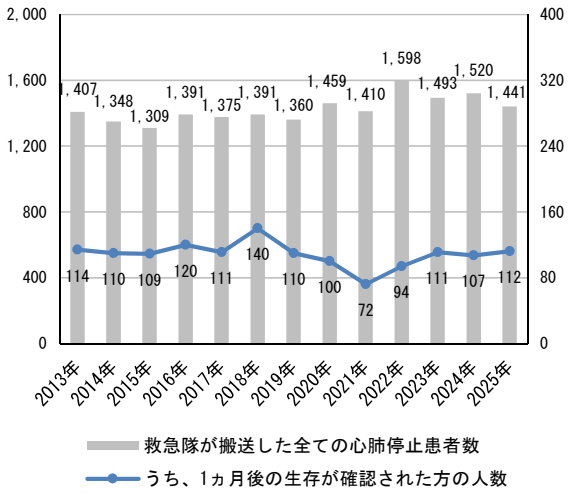


図 1-9　救急救命士の救急救命処置状況

● 応急手当の救命効果

表 1-4 は、2025 年中における、救急隊または消防隊が到着するまでの間に、家族等による応急手当（人工呼吸・胸骨圧迫、AED を使用した除細動）が実施されていた場合の１ヵ月後生存者数の割合について、応急手当が実施されていない場合と比較したものです。

突然の病気や事故によって心肺停止状態となった場合、救急車が到着するまでに応急手当を行わなければ、救命は困難な状況となります。特に、心肺停止となった事案のうち、心原性（心臓が原因）と推測され、かつ、倒れる瞬間を目撃した場合や、倒れる音を聞くなどして付近の人がすぐに異変に気付いた場合には、応急手当が有効です。

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた家族等の素早い応急手当が不可欠です。

心肺停止時の状況			搬送者数	１ヵ月後生存者数	割合
目撃あり	心原性	応急手当あり	191	32	16.8%
		応急手当なし	52	8	15.4%
	心原性以外		258	23	8.9%
	救急隊・消防隊による目撃あり		121	25	20.7%
目撃なし			819	24	2.9%
合計			1,441	112	7.8%

※ １ヵ月以内に転院した場合も１ヵ月後生存者とする。

表 1-4　2025 年中の応急手当の救命効果

● 新型コロナウイルス感染症への対応

神戸市では、2020 年３月３日に市内１例目の新型コロナウイルス感染患者が発生して以降、全国的な感染拡大の波とともに、市内の救急搬送者数も増加しました。

2023 年５月８日から、新型コロナウイルスは感染症法上の５類感染症に移行され、「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」は廃止となりました。

３　救助の状況

● 救助出動件数

2025 年中の救助出動件数は 2,462 件で、前年に比べて 235 件減少しました。

救助出動件数のうち、「建物等による事故」による出動が最も多く、1,298 件となっています（図 1-10）。

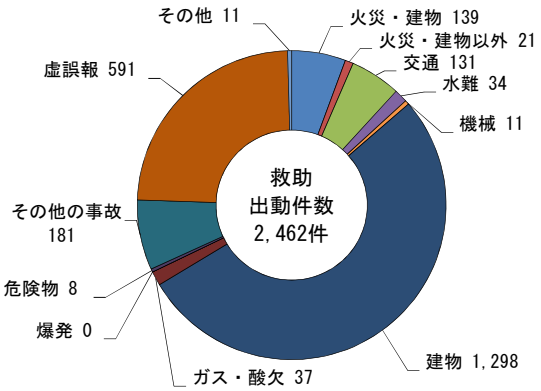


図 1-10　事故別救助出動件数

「建物等による事故」では、ひとり暮らしの高齢者が、施錠された室内で倒れて動けなくなり、家族やホームヘルパーなどの訪問者が室内に入れないという事例が多く見られます。これらの出動件数は、昨年から 47 件減少しています（図 1-11）。

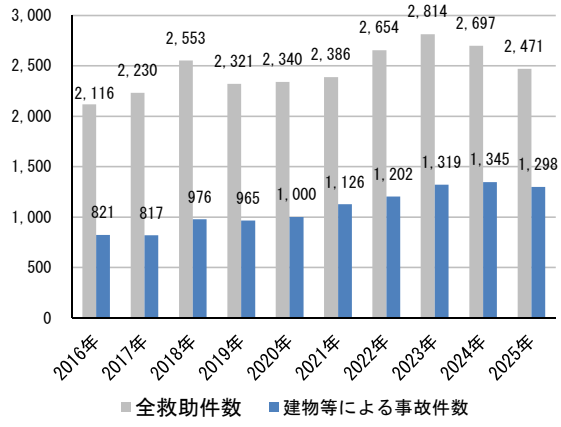


図 1-11　全救助出動件数と「建物等による事故」への救助出動件数の推移

例年多い救助出動件数は「交通事故」で、131 件に出動しています。交通事故の地域的な特徴として、北区や西区の郊外で多く発生しており、両区だけで 48 件と全体の 36%を占めています。

その他の事故に含まれる「山岳事故」への救助出動件数は 75 件で、前年に比べて６件減少しました（図 1-12）。

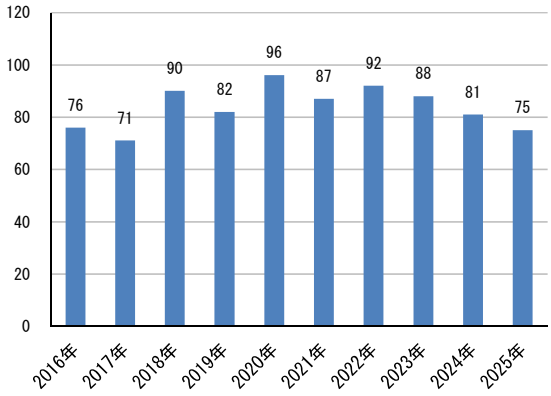


図 1-12　「山岳事故」への救助出動件数の推移

４　その他の状況

●　消防部隊の出動状況

2025 年中に消防部隊が出動した災害出動件数は 11,601 件で、前年中と比較して 96 件の増加となっています（図 1-13）。消防車両やヘリコプター、消防艇など延べ 26,729 隊が出動し、１日あたりの平均災害出動件数は 32 件、平均して一日に約 73 の消防部隊が出動しています。

上記出動件数のうち、火災以外の出動（その他災害、救急隊の支援、誤報、虚報を含む）は 8,198 件でした。近隣市町への応援出動件数は 24 件（火災出動を含む）でした。

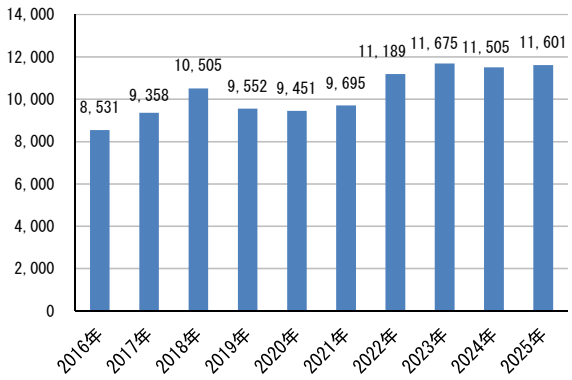


図 1-13　災害出動件数

●　水災の発生状況

2025 年中の災害出動件数 11,601 件のうち、神戸市内で発生した消防部隊が出動した水災は２件となっており、前年と比較して 14 件の減少となっています。

●　その他の災害の発生状況

その他の災害は、火災・水災を除く、「交通事故」、「水難事故」、「ガス・酸欠事故」、「機械事故」、「建物等における事故」など、市民生活や企業活動の中での事故において消防部隊が出動したものです。

2025 年中の「その他の災害（救助隊が出動していないものを含む。）」の発生件数は 2,962 件にのぼり、前年中の 3,082 件と比較して 120 件減少しています。主な事故種別として、建物等による事故が 1,307 件で全体の 44%を占めています。

第　２　章

災害に備えて

１　警防体制の強化

●　消防部隊の配置・出動

火災をはじめ、交通事故や山岳救助、水災などの災害への 2025 年中の消防部隊の出動件数は、前年と比べ増加しています。

神戸市では、消防車両に加えて、ヘリコプターや消防艇など、緊急時に出動できるさまざまな車両・部隊を配備しています。

119 番通報があれば、その内容を聞き取り、発生した災害の形態と規模に応じて、それに対応する車種と台数を選出し、市内の消防署や分署、出張所、航空機動隊等に配置している消防部隊に出動を指令します。

●　特殊災害への対応

化学災害や毒劇物事故、放射線災害などの近年発生が危惧されている NBC テロ災害等の特殊災害に対応するため、神戸市では特殊災害隊を配置しています。特殊災害隊は、陽圧構造型分析室を有した専用車両を運用し、赤外線を利用したガス分析器や中性子線測定器、生物剤検知器などを装備した本部特殊災害隊「愛称：ハズマット KOBE」（中央消防署に配置）と、ガス濃度測定器や防護服等の資機材を装備し、放水隊と兼務した方面特殊災害隊（東灘、兵庫、北、西消防署に配置）とで構成され、市内における特殊災害に備えています。

また、特殊災害に対応できる隊員を多数養成していくため、毒劇物や危険物等の資格の取得、災害発生を想定した専門研修や訓練を実施し、対応能力の向上を図るとともに、５機関（神戸学院大学、一般財団法人海上災害防止センター、日本メジフィジックス株式会社兵庫工場、神戸薬科大学、神戸大学芸術・社会共創機構コアファシリティセンター）と、災害時等における協力に関する覚書を交わし、産・学・官の連携体制を確立しています。



特殊災害現場の活動

さらに、本部特殊災害隊は、あらゆる分野で活用が期待される無人航空機（ドローン）を 24 時間体制で運用しており、上空から情報収集を行うことで、地上の部隊と連携して効果的な活動を行っています。



ドローンによる情報収集

●　指揮体制・安全管理の強化

あらゆる災害に対して組織的かつ効率的な部隊活動を実施するとともに、活動隊員の安全管理が実施できるよう、専任の指揮隊を市内全消防署及び北神分署に配置しています。なかでも、５消防署（東灘・中央・北・須磨・西）には課長級職員を指揮隊長として配置し、指揮及び安全管理体制の強化を図っています。



現場指揮所の状況

● 風水害への備え

神戸市の中央に横たわる六甲山は、土砂災害が起こりやすい地形・地質であり、過去に大きな被害が発生しています。また、河川においても、台風に伴って過去に大きな被害が発生しています。

神戸市では、治山・治水の防災工事が進められており、いざという時に備え、神戸市地域防災計画に基づく緊急連絡体制や水防情報システムを整備しています。また土砂災害や洪水が想定される区域、避難所等を表示したハザードマップ（くらしの防災ガイド）を作成し、市内全戸に配布しています。

河川については、避難の目安となる「避難判断水位」などが設定され、河川の水位情報の収集や、避難指示などの発令の目安として活用されています。

また、洪水による被害が予想される地域（洪水浸水想定区域）と、その地域内の地下保有施設を把握するための実態調査を行い、警戒避難体制の強化に努めています。

土砂災害についても、大雨が降った場合に土砂災害等が予想される地域に対して、世帯ごとの人員数等を調査した避難計画を策定しています。

さらに、兵庫県では、風水害や地震による避難指示などの緊急情報を市民の皆さんに速やかに伝えるために、「ひょうご防災ネット」（アプリ版・電子メール版）を運用しています。「ひょうご防災ネット」を活用することで、神戸市や兵庫県から緊急情報のメール配信やアプリへの通知が行われるほか、平常時から防災関連情報を入手することができます。

風水害から身を守るため、日頃から防災情報の収集や避難経路を確認するなど、備えを万全にして、いざとなったら早めの避難を心がけることが重要です。

● 消防水利の整備・維持管理

消火活動を行うためには、水が必要不可欠です。

神戸市では、消防水利を確保するために、消火栓の点検や、防火水槽等の整備・維持管理・設置の指導等を行っています。

平常時だけではなく、地震や渇水時でも有効に使用できる消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置のほか、河川、海水、雨水なども消防水利として活用できるよう努めています。

近年は、建物構造の基準の見直しや道路幅員の確保、区画整理等により、災害に強い都市づくりが進んでいます。一方で、消火活動が困難な地域も存在しているため、消防水利の現況調査に加え、消防地理の調査、地域の延焼危険度の評価等を行い、その結果を踏まえて、地域の実情に応じた消防水利の確保に努めています。

【整備方策】

① 公共施設の整備に合わせて、消防水利を設置する。
② 開発協議・建築指導を通じて、消防水利の設置を指導する。
③ 総合設計制度（防火水槽設置型）により、消防水利の整備を促進する。
④ 水道施設耐震化計画と協調しながら整備を進める。

総合設計制度とは

一定規模以上の敷地を有し、かつ、敷地内に一定割合以上の公開空地等を確保する建築計画について、計画を総合的に判断して市街地環境の改善に資すると認められる場合に、容積率の割増、あるいは斜線制限の緩和を行うことができる、建築基準法に基づく許可制度です。

２　消防団の活動

●　消防団の組織

神戸市には、条例に基づき、各消防署と管轄区域を同じくする 10 の消防団と 15 の支団（北・西消防団のみ）が設置されています。

消防団は地域住民等の有志により組織されており、各消防団員は、普段はそれぞれの職業に従事しながら、“自らの地域は自ら守る”という崇高な郷土愛護の精神のもと、地域の安全・安心のため積極的な消防団活動を行っています。

●　消防団の活動内容

消防団員の身分は、神戸市消防団条例により非常勤特別職の地方公務員と位置づけられており、消防団長は市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命することとなっています。

消防団は、消防署とともに市が設置する公的な消防機関のひとつとして、消防団長の指揮命令のもと、連携して次のような活動を実施しています。

(1) 火災等の災害時

消火活動、救助・救急活動、警戒活動、警戒区域の設定、風水害時の河川パトロール、避難誘導などを行います。

(2) 平常時

地域の防災リーダーとして、防火・防災・応急手当等に関する講習会や訓練指導を実施し、地域住民への防災意識の普及啓発や地域防災力の向上に取り組んでいます。

●　消防団の施設・装備

消防団の施設には、分団詰所、器具庫、ホース干塔等があり、装備としては、小型動力ポンプ積載車や消防団搬送車、小型動力ポンプ、簡易救助資機材、ドローン等があります。

今後、発生が危惧されている南海トラフ地震等に備え、消防団員の個人装備品として、ライフジャケット、消防団員間の通信手段となるデジタル簡易無線機、住民に避難を呼びかけるためのトランジスタメガホンを各消防団に配備しています。また、安全で効率的な消防団活動が行えるように、安全靴、防火衣、防火帽、防火手袋、雨衣、ヘッドライトを配備しています。

●　消防団の災害活動力

消防団は、公的消防機関として効果的な災害活動が行えるよう、年間を通じて様々な訓練等に取り組み、その錬度を高めています。

○ 消防団基礎教育・現場指揮課程・分団指揮課程
○ 救急インストラクター資格取得研修
○ 土砂災害研修
○ 各種防災訓練
○ 消防団定期訓練
○ （公財）日本消防協会や（公財）兵庫県消防協会が開催する訓練・研修会など



消防団基礎教育

● 消防団への入団促進

昨今の少子高齢化の進展や、就業形態の変化などの影響により、全国的に消防団員が減少傾向にあります。

神戸市では、消防団への入団促進策のひとつとして、従業員が２名以上消防団に入団しているなど、消防団活動に協力している事業所を広く一般に広報するため、「神戸市消防団協力事業所等表示制度」を実施しており、2026 年４月１日現在、57 の事業所等を認定しています。



消防団協力事業所表示証

さらに、大学生等を対象に「学生消防団活動認証制度」を推進し、入団促進を図っています。

また、女性消防団員の積極的な採用を行い、防火指導や応急手当の普及啓発活動等を実施しています。

加えて、兵庫県が推奨する「消防団員応援事業所」の登録募集を受け、神戸市においても登録事業所の募集及び利用促進を勧めています。これは、地域の飲食店、物品販売店及び事業所等に「消防団員応援事業所」として登録していただき、地域で活躍する消防団員に特典やサービスを提供いただくことで、地域全体で消防団活動を支援するとともに、地域の活性化を図ることを目的とする制度です。



消防団員応援事業所登録ステッカー

● 消防団の広報

神戸市消防局が作成した、消防団員入団促進動画「守りたい街がある　守りたい人がいる」が、2023 年総務省消防庁主催の「消防団 PR ムービーコンテスト」において、最優秀賞を受賞しました。

より多くの市民の目に届くように、神戸市ホームページや SNS を活用し、消防団の魅力や活動を積極的に広報することで、入団促進を図っています。



消防団員入団促進動画
「守りたい街がある　守りたい人がいる」
[URL] https://www.youtube.com/watch?v=UfrbkXTYSIU

● 消防団スマート情報システム

地震や豪雨などの災害発生時、消防団員がスマートフォンの無料通信アプリ「LINE」や AI を活用し、災害現場で把握した災害情報をリアルタイムで共有できる「消防団スマート情報システム」の運用を開始しています。

災害発生時には、事前に登録した消防団員に対し、防災チャットボット（自動応答プログラム）から災害状況の報告を求めるメッセージが送信されます。

消防団員は、自らの位置情報、災害状況の写真や文章を送信し、送信された情報は、AI により集約されます。これらの情報はアプリの地図に表示され、消防本部や消防団員が共有・確認できる仕組みとなっています。

このシステムにより、災害の全体像を早期に把握し、効率的な災害活動に活かせるとともに、災害現場の最前線で活動する消防団員の安全管理にも活用しています。

３　救助体制の充実

1986 年に消防法の改正が行われ、全国の消防本部に救助隊の設置が義務付けられるとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和 61 年省令第 22 号）が定められました。

神戸市では、この基準を受けて、救助資機材の整備や救助体制の充実を図ってきました。

神戸市域は、市街地、港湾地区、六甲山系、田園地帯など多様な地域で形成されています。発生する災害も、交通事故や水難事故、山岳事故、建物による事故のほか、危険物漏洩事故などの特殊な災害も発生します。

さらに、近年の社会構造等の変化により、災害はますます複雑化・多様化・高度化する傾向にあり、消防救助活動に対する市民の期待も、時代の経過とともに大きくなっています。危機への対応力を高めるためにも、高度で専門的な救助体制を、今後もさらに充実・強化していく必要があります。

●　救助体制の強化

救助隊は、「特別高度救助隊」、「高度救助隊」、「方面特別救助隊」、「水難特別救助隊」、「特別救助隊」の計 12 隊を、市内 10 消防署に配置しています。

○ 特別高度救助隊（愛称：スーパーイーグルこうべ）は、本部直属の救助隊として中央消防署に配置しています。クレーン付Ⅱ型救助工作車、電磁波探査装置等の高度救助資機材を整備し、隊員は特別救助隊員を経験し、かつ高度な知識・技術を有する隊員で編成しています。

○ 高度救助隊は、更なる救助体制の高度化を目的に、垂水消防署の救助隊に高度救助資機材を配備して、2020 年４月１日に、市内２隊目の「スーパーイーグルこうべ」として発隊しました。

○ 方面特別救助隊は、災害現場において救助活動を指揮する隊として位置づけられ、灘、中央（特別高度救助隊と兼務）、北、長田、垂水（高度救助隊と兼務）の各消防署に配置しています。

○ 水難特別救助隊（通称：WSR（Water-Search-and-Rescue-unit））は、2019 年 11 月に水上消防署に発隊しました。近年多発する大規模な風水害や、高潮での孤立事案等に対応するために、水陸両用バギーや特殊な救命ボートなどを装備し、高度な水難救助技術を有する隊員で編成しています。

○ 特別救助隊は、方面特別救助隊配置署以外の消防署・分署に配置される救助隊で、現在は計６隊を配置しています。



土砂災害想定訓練

●　救助隊員の育成

救助隊の災害現場活動においては、どのような環境下であっても、救助を必要とする人を安全・確実・迅速に救出することが求められます。このため、救助隊員には、専門的な知識や高度な技術に加えて、不撓不屈の精神力及び体力、さらには強固なチームワークが要求されます。

神戸市では、救助隊員を養成するための専科教育として、国の基準に基づいて「救助課程」を実施し、各種災害に対応する専門知識及び救助技術を習得させています。また、特別高度救助隊員を養成するために、「特別高度救助課程」を実施し、高度な救助技術及び知識を習得するとともに、国内・海外で発生した大規模災害の派遣に際して、迅速かつ的確に対応できる救助能力の習得を図っています。

第一線で活動している救助隊員は、各種災害への対応能力向上を図るため、『消防救助隊教育訓練要領』に定められた ①基礎訓練（４月～５月）　②強化訓練（６月～７月）　③応用訓練（８月～３月）により、１年間を通じて計画的に訓練を実施しています。

このほか、救助隊は特殊な救助資機材を活用して現場活動を実施するため、各種専門資格の取得に努めています。

【主な訓練】

・災害想定訓練(交通事故・山岳事故・水難事故・電気事故など)

・NBC 災害対応訓練（N：放射線災害、B：生物剤災害、C：化学災害)

・他機関との連携訓練（警察・海上保安庁・自衛隊・医療機関・専門家など)

・国際消防救助隊に関する訓練（海外派遣の想定)

・三機関合同潜水訓練（消防・警察・海上保安庁)

【主な研修】

・救助科（消防大学校)

・高度救助・特別高度救助コース（消防大学校)

・潜水技術研修（日本サバイバルトレーニングセンター)

・山岳遭難救助研修（独立行政法人日本スポーツ振興センター)

・急流救助研修（レスキュー３ジャパン)

・ロープアクセスレスキュー技術研修（日本産業用ロープアクセス協会)

【主な免許・講習】

・小型技能講習

・玉掛技能講習

・２級小型船舶操縦免許

・潜水士免許

・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

・ガス溶断技能講習

【その他】

・全国消防救助技術大会

・消防救助技術近畿地区指導会



全国消防救助技術大会



他機関（日本レスキュー協会）との連携訓練

● 救助資機材の導入整備

救助活動を安全かつ迅速に行うためには、隊員の資質向上及び高度な救助資機材の導入が不可欠です。神戸市では、複雑多様化する災害に対応するため、国が示す省令基準により救助資機材の更新を計画的に進め、装備の高度化を図っています。

【緊急消防援助隊関係の装備品】

高度資機材

・地中音響探知機

・熱画像直視装置

・夜間用暗視装置

・画像探索機

・電磁波探査装置

・二酸化炭素探査装置

・地震警報器

・土砂災害における崩落監視用資機材

・レーザー測定器

・傾斜監視警報システム

● 救助活動の質の向上

各方面特別救助隊及び水難特別救助隊に、担当する災害分野を割り当て、調査・研究を行っています。その成果は「救助マニュアル」としてまとめられ、専門災害に関する救助隊教育訓練における教育や指導に活かされています。

このほか、兵庫県下の各消防本部との合同訓練や、外国からの消防防災研修生に対する救助技術の実技指導等も行っています。

○ JICA 研修生の山岳救助指導

○ 災害派遣医療チーム（DMAT）研修の指導

○ 国際緊急援助隊（JDR）研修の指導

4　広域的な応援・受援体制の充実

大規模災害が発生した場合、災害が発生した市町村のみでは対応が困難なことがあるため、各市町村は相互に応援する体制を整えています。
近年、全国各地で大規模な災害が相次ぐなか、こうした広域的な応援体制に対するニーズは益々高まっているところであり、神戸市消防局においても、広域的な消防応援を行う体制の整備や、受援体制の整備に取り組んでいます。

●　隣接市町や県内の相互応援体制

神戸市に隣接する市町（７市１町１事務組合）と消防相互応援協定を締結しており、それぞれの市境での活動や、比較的大きな災害があった場合の相互の応援体制を整備しています。
また、より広域における応援体制として、兵庫県広域消防相互応援協定を、19 市町と５事務組合で締結しており、兵庫県内で発生した大規模災害等における相互応援体制を確立しています。

●　緊急消防援助隊

全国規模の消防応援体制として整備されている『緊急消防援助隊』は、阪神・淡路大震災を契機として、1995 年６月に創設され、2003 年６月改正の消防組織法に位置付けられています。神戸市消防局においても、派遣する部隊を登録しており、特別な部隊として、「統合機動部隊」や「エネルギー・産業基盤災害即応部隊」、「NBC 災害即応部隊」、「土砂・風水害機動支援部隊」、「安全管理部隊」を編成するなど、派遣体制を整えるとともに、必要な資機材を整備しています。
2024 年１月１日に発生した能登半島地震では、消防庁長官からの出動指示を受け、神戸市消防局からは１月３日～２月 21 日までの 50 日間、航空小隊（延べ 21 名）と陸上部隊（延べ 323 名）を派遣し、救助活動や救急活動、情報収集活動等に従事しました。
【過去に出動した災害（主なもの）】

- 東日本大震災（2011 年）
- 熊本地震（2016 年）
- 平成 30 年７月豪雨（2018 年）
- 能登半島地震（2024 年）

また、神戸市において発生した災害に対し、受援する体制についても、「神戸市消防局受援計画」を策定するなど、体制を整えています。



緊急消防援助隊の活動状況（能登半島地震）

●　国境を越えての活動

さらに、国外で大規模な災害が発生した場合には、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和 62 年法律第 93 号）に定められた国際緊急援助隊の組織の一つとして、国際消防救助隊が結成されます。
国際消防救助隊には全国で 77 消防本部 599 名が登録されており、神戸市では 11 名を登録して、即応体制を整えています。
【過去に出動した災害】

- バングラデシュのサイクロン災害（1991 年）
- トルコ共和国の地震災害（1999 年）



海外での活動状況（トルコ共和国）

５　災害時の緊急通報

●　119 番通報の受信状況

神戸市内の 119 番通報は、市役所４号館（危機管理センター）４階の「消防管制室」で受信します。ここで勤務する司令係員が、通報内容をできるだけ早く、かつ的確に聴き取って、その災害場所にもっとも近い位置にある消防車や救急車などを出動させています。

2025 年中の 119 番通報の総受信件数は 134,645 件であり、前年に比べ 4,008 件減少しました。



消防管制室の状況

総受信件数のうち、火災通報や救急通報など、緊急対応が必要だった件数は 102,595 件で、前年に比べ 3,583 件減少し、全体の 76.2%を占めています。これは１日あたりでは 281 件で、５分８秒に１件の割合で消防車や救急車が出動していることになります。そのほか、市民や事業所が実施する消防訓練での通報などが 5,236 件（3.9%）、間違いやいたずら、無応答が 11,409 件（8.5%）ありました。

●　119 番通報は助けを求める「緊急」回線

一方、市政に関する問い合わせや行政相談が 4,991 件（3.7%）、病院照会（救急安心センターひょうごへの案内）が 3,490 件（2.6%）など、緊急ではない通報も少なくありません。こうした市政全般への問い合わせは、主に夜間や休日といった市区庁舎の閉庁時が多く、他に相談先等がないことから、119 番通報が利用されているものと考えられます。

緊急性のない用件で 119 番回線が使用されることは、一刻も早い助けを求める通報の妨げにもつながるため、「119 番の日」や「グリーンコンサート」などの機会を活用して、119 番通報の適正利用について広報しています。

○ 緊急以外の消防への問い合わせは
…「神戸市消防局代表」 TEL:078-333-0119

○ 発生中の火災や災害の状況が知りたい場合は
…「ウーカンテレホンサービス」 TEL:078-391-0119
又は神戸市ホームページ「災害情報」

○ 神戸市政などへの問い合わせは
…「神戸市お問い合わせセンター」TEL:078-333-3330
(年中無休　8 時～21 時)

○ 救急車を呼ぼうかどうか悩んだ時や、受診できる医療機関がわからない時は
…「救急安心センターひょうご」 TEL:#7119
※IP 電話・ダイヤル回線などの場合は 078-331-7119
(24 時間 365 日)

●　携帯電話等による 119 番通報

2025 年における携帯電話やスマートフォンからの 119 番通報は、81,918 件であり、総受信件数の 60.8%を占めています。以前は、一般電話や公衆電話からの通報が多くを占めていましたが、2018 年以降、携帯電話やスマートフォンからの通報件数が総受信件数の過半数を超えています。携帯電話等位置情報システムや、GPS 機能付き携帯電話の普及により、場所の特定に至るまでの確実性・迅速性は高まりましたが、詳細な場所の表示には至りません。携帯電話などで通報する際には、出動を要請する住所、学校や駅、バス停などの目標物、近くの人に尋ねるなど、場所を確かめてから通報する必要があります。

なお、市境での通報は、隣接する消防本部へ入電することもありますが、現場への駆け付けが早い管轄の消防本部へ転送し、迅速に災害・救急が対応できるように協力体制を構築しています。

●　映像通報システム「KobeLive119」

119 番通報者のスマートフォンに、専用パソコンから SMS（ショートメッセージサービス）で映像送信用の URL を送信し、同意画面を経てアクセスするこ

とで、現場の映像を消防管制室が把握できるシステムです。119 番音声通報に映像情報を加えることで、災害現場を「見える化」します。全国に先駆けて、2019 年 11 月 9 日から試行運用を開始し、現在に至っています（2025 年中の活用件数は 725 件）。

【奏功事例】

① 火災現場の近くにいた市民から、KobeLive119 を活用して火災の燃え広がる映像を送信していただき、現場に向かう消防隊に対していち早く状況を送信することで、現場活動に役立った。

② 交通事故現場近くにおられた市民から、KobeLive119 を活用して現場の映像を送信していただき、状況や負傷者の状態が確認できた。

● 緊急通報の多様化

突発性の生命に危険な症状のある高齢の方や、聴覚に障がいのある方、また外国人の方で日本語がわからない方などでも緊急通報ができるように対応を進め、安心安全なまちづくりを目指しています。

(1) ケアライン 119

一人暮らしの高齢の方や障がいのある方が、自宅内での急病、火事、事故などの緊急時に、自宅の固定電話機からあらかじめ登録している専用の番号に通報することで、速やかに救護を受けることができる仕組みです（2025 年中の通報は 346 件）。

(2) FAX119・NET119

聴覚に障がいのある方など、音声による 119 番通報が困難な場合でもファックスで通報できるよう、消防管制室には緊急受信専用ファックスを備えて対応しています（2025 年中の通報は５件）。また、携帯電話等のインターネット機能を利用して、携帯電話等の画面を見ながら救急車や消防車を要請できる「神戸市 NET119 番緊急通報システム」を運用しています。登録には事前の手続きが必要です（2025 中の通報は３件）。

(3) 119 番通報の多言語通訳

神戸市を訪れる外国人観光客や、市内に居住する留学生など、日本語を介してのコミュニケーションが困難な方からの 119 番通報や、災害現場での対応のため、24 ヶ国語の同時通訳を行っています（2025 年中の通訳件数は 92 件）。

● 心肺停止時の対応（口頭指導）

呼吸や心臓が停止した傷病者の救命率向上や、社会復帰には、一刻も早い応急手当が必要です。そのため、司令係員は 119 番通報を受信してから救急車が現場に到着するまでの間、通報者に対して胸骨圧迫（心臓マッサージ）や AED（自動体外式除細動器）の活用等の応急手当の方法を、電話口で分かりやすく伝え、実施していただいています。

● 119 ばんつうほうプレート（命の道標）

六甲山系は市街地から近く、気軽に出かけられることもあって、近年、登山客が非常に多くなっています。それに伴って、登山中に気分が悪くなったり、怪我をしたり、道に迷ったりして、携帯電話等で救助を求める通報が増えています。2025 年中には、山岳での救助事案が 75 件ありました。しかし、山中での救助要請は目印となるものが少なく、場所を特定することが困難なため、発見に時間を要することがあります。

そこで、救助隊や救急隊が現場に到着するまでの時間を短縮するため、神戸市では六甲山系のハイキングルート上の約 800 か所の道標に、位置情報（プレート番号）（例：き　35－5）を表示した黄色の「119 ばんつうほうプレート」を取り付けています。緊急事態が発生した場合は、登山者に付近のプレート番号を通報してもらうことで、災害場所を特定し、迅速に救助に向かうことができるようにしています（プレート番号が記載された山岳救助マップの 2025 年中の奏功事例は９件）。



119 ばんつうほうプレート

６　航空機動隊の活動

●　神戸市航空機動隊の歴史

神戸市では、1972 年に初めてヘリコプターを導入し、続いて 1981 年に２機目を導入後から、常時１機を稼働させる体制で運用してきました。

2004 年からは、全国初となる県・市共同運航を開始し、神戸市が保有する２機に兵庫県の１機を加え、３機のヘリコプターを保有することで、兵庫県下全域にわたり、365 日常時２機を稼働させる体制を確立しました。また、2018 年からは本拠地を神戸空港の新庁舎に移し、消防防災活動を実施しています。

●　ヘリコプターの機動力

当隊運用のヘリコプターは、ドクターヘリや警察航空隊、報道ヘリにも採用されている川崎式 BK117C-2 型２機に加え、新たに C-2 型の更新機となる、BK117D-3 型１機を導入しています。時速 200 ㎞を超える巡行速度で飛行する高速性を活かし、神戸市内ならば離陸後 10 分以内に、兵庫県最北部の沿岸部であっても、約 40 分で災害現場に到着することができます。

また、その機動力を活かして、六甲山系での山岳救助事案などで活躍しています。



共同運航する３機のヘリコプター

●　共同運航による身分の兼任

2004 年から兵庫県との共同運航を開始して以来、神戸市航空機動隊に配属された職員は、兵庫県消防防災航空隊の身分を兼任しており、神戸市内の災害には「神戸市航空機動隊」、神戸市を除く兵庫県下の災害には「兵庫県消防防災航空隊」として任務を実施しています。



県・市共同運航のエンブレム

●　神戸市航空機動隊の出動件数

2025 年中の神戸市航空機動隊の出動件数は 225 件でした。内訳は、火災 118 件、救助 64 件、救急 43 件です。

●　兵庫県消防防災航空隊の出動件数

2025 年中の兵庫県消防防災航空隊の出動件数は 121 件でした。内訳は、火災 26 件、救助 41 件、救急 54 件です。

●　救助活動

地上から接触困難な山岳救助事案や、水難救助事案等において、ヘリコプターによる救助活動は、その効果を最大限に発揮します。ヘリコプターの機動力を活かして上空から捜索活動を実施し、要救助者を発見すると航空救助隊員が地上へ降下し、救出活動を実施します。地上隊の到着が難航する場合は、要救助者をヘリコプターのホイストで吊り上げて機内収容し、付近の安全な場所に着陸して地上隊へ引き継ぎます。また、必要に応じて、そのまま医療機関へ搬送することも可能です。

近年の登山ブームを背景に、登山者の準備不足が原因と思われる山岳救助事案も増加しています。万が一山岳救助の要請が必要な場合には、次の事項に留意してください。

① 危険がない限り通報した位置から動かないこと
② 携帯電話等の電源を切らないこと
③ ヘリコプターや救助隊が近づいたら、上着やライトを使って合図をし、場所を知らせること



ホイストによる山岳救助活動

● 救急活動

救急活動には、早期搬送目的（傷病者を現場から早期に医療機関へ搬送する）と、早期医療介入目的（医師及び看護師と災害現場に向かい、災害現場で直接医療行為を実施する）の大きく２つの目的があり、空飛ぶ救急車として、積極的な活動を実施しています。ヘリコプターの機動力を活かした迅速な救命活動は、傷病者の救命率の向上に大きく貢献しています。



病院屋上ヘリポートでの連携

● 情報収集活動

建物火災や船舶火災、自動車専用道路上における多重衝突事故などの災害においては、上空から情報収集を実施し、要救助者の避難状況や地上隊の安全管理等の情報について、必要に応じて無線で送信します。さらに、デジタルヘリテレカメラを使用し、地上隊に上空からの映像を伝送することで、災害状況の共有を実施しています。

また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等を想定した訓練を実施するなど、日々災害対応能力の向上に努めています。

● 消火活動

山林の火災や、大規模な火災が発生した際、上空から消火バケットを用いた消火活動を実施します。一度の汲水で最大 600ℓの散水が可能となります。地上隊による消火活動が困難な場所では、上空からの散水活動が効果的です。



空中散水活動中のヘリコプター

● 大規模災害に備えて

神戸市航空機動隊は、他の都道府県において大規模な災害が発生した場合、相互応援協定に基づく応援活動や緊急消防援助隊として出動し、ヘリコプターによる消防防災活動を実施します。

● 安全な航空活動のために

ヘリコプターでの活動は、迅速かつ効果的である反面、多くの危険を伴います。神戸市航空機動隊は、1972 年の発隊以来、無事故での運航を続けています。神戸市航空機動隊は、これからも隊員が一丸となって、高度な技量に基づく安全確実な運航を維持し、市民・県民の「安全」「安心」に貢献します。



神戸市航空機動隊・兵庫県消防防災航空隊

第　３　章

一人でも多くの命を助けるために

１　救急救命活動

●　救急隊の活動

神戸市では、救急需要の増大に対応するため、2025年４月１日現在、35隊の救急隊及び340名の救急隊員を配置しています。

救急隊が現場に到着すると、傷病者を観察し、迅速・的確な応急処置を行い、タブレット等を用いて症状に適した医療機関を選定し、携帯電話等で収容交渉をして搬送しています。また、大規模な災害が発生した場合や、携帯電話が使用できない場合等、状況によっては、事故の概要、傷病者の意識レベルや応急処置等の情報を救急隊が管制室に無線で連絡し、司令係員が医療機関へ収容交渉を行うこともあります。

救急隊は、医療機関に傷病者を収容後、医師に事故の概要、現場到着時や搬送途上の傷病者の容態などについて引継ぎを行い、医療機関を引き揚げます。

●　救急救命士の乗車する救急車の運用

救急救命士とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。」（救急救命士法第２条）とされています。神戸市では、1992年度から、救急救命士の乗車する救急車の運用を開始しました。

(1) 救急救命士の行う救急救命処置

救急救命士は、呼吸や脈拍が停止している等の重篤な傷病者に対し、医師の具体的な指示のもと「特定行為」と呼ばれる次の救急救命処置を行うことができます。

① 器具による気道確保

気管内チューブ、食道閉鎖式エアウェイなどの医療器具を使用した気道確保

② 静脈路確保のための輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

③ 薬剤の投与

心拍再開に資する薬剤「アドレナリン」の投与

さらに、2014年４月１日から、心肺停止前に実施できる処置として、次の２つが加わりました。

④ 心肺停止前の静脈路確保及び輸液

乳酸リンゲル液を用いた輸液

⑤ 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(2) 高規格救急車

救急救命処置等を救急車内で行えるように、次のような特徴を備えています。

① 除細動器等の高度救命処置用資器材など、応急処置に必要な救急資器材を、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる空間の確保

② ストレッチャー（ベッド）を左右に移動できるようにするなど、効率的に車内での救急救命処置が出来る空間の確保

●　消防隊との連携（ペア出動）

119番通報受信時に、呼吸などが停止していると推測される救命救急事案においては、救急隊に加えて消防隊も出動させる体制（特定救急出動）を、1998年４月から実施しています。より多くのマンパワーを投入することで、除細動や輸液などの救急救命処置や、処置した傷病者の搬送を迅速かつ効果的に行うことができ、救命率の向上につながっています。急病などで119番通報される場合には、意識や呼吸の有無等の症状をできるだけ詳しく伝えてください。また、救急隊の到着が遅れる場合には、先に到着した消防隊が必要な救命処置を行うことができるよう、市内全30消防署所の消防ポンプ車にAED（自動体外式除細動器）を配備しています（表3-1）。

特定救急出動件数	
2025年	4,109件

表3-1　特定救急出動件数

その他にも、安全管理を必要とする自動車専用道路上の救急現場や、道路狭隘地区・急傾斜地等で搬送

困難な事案などにも消防隊が支援救急出動し、救急隊をサポートしています（表 3-2）。

支援救急出動件数	
2025 年	2,251 件

表 3-2　支援救急出動件数



消防隊と救急隊の連携

●　大規模災害対応救急隊の運用

神戸市では、大規模災害発生時に消防機関と医療チームとの連携・調整を行う役割を担うとともに、救急隊の指揮を担う専門の救急隊である「大規模災害対応救急隊」（愛称：ブルーキャット（BLUE-CAT）を 2006 年 10 月 1 日に発隊させ、水上消防署に配置しました。

この隊は、配備したタブレットから医療機関の傷病者受入情報を閲覧できる「兵庫県災害救急医療情報システム」を活用し、傷病者の重症度に応じて迅速な搬送を指揮します。また、災害現場において、限られた医療スタッフや救急隊などが体系的な救急活動（トリアージ、処置、搬送など）を行えるよう、各チームの活動を調整する役割も担います。



大規模災害対応救急隊（BLUE-CAT）

2　救急業務の向上

●　メディカルコントロール体制

神戸市では、救命率の向上を目指して救急業務の高度化を推進し、メディカルコントロール体制を整備しています。メディカルコントロールとは、傷病者搬送途上における救命効果の向上を目指して、救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置等の質を、医学的観点から保障することをいいます。

この体制構築のために、都道府県及び地域ごとに医療関係者等から構成される「メディカルコントロール協議会」が設置され、主に次にあげる内容について協議・調整を行っています。

① 救急隊員に対する医師の指示、指導・助言体制の強化
② 現場救急活動に対する、医師の医学的観点からの事後検証体制の充実
③ 救急救命士を含む救急隊員への教育
④ プロトコールの策定

神戸市では、神戸市保健医療審議会の医療専門分科会における専門部会として承認を受けた、「メディカルコントロール検討委員会（神戸市メディカルコントロール検討委員会）」を 2002 年 11 月に設置していましたが、2023 年 4 月からは、兵庫県メディカルコントロール協議会の地域協議会である「神戸市メディカルコントロール協議会」へ移行しました。

● 救急隊員研修

神戸市では、救急隊員研修として1978年度から「救急隊員の行う応急処置等の基準」による救急Ⅰ課程を実施し、1991年度からは救急Ⅰ課程修了者を対象に、高度な応急処置を学ぶ救急Ⅱ課程を実施してきました。また、1997年度以降に採用した消防職員は、全員が救急Ⅰ課程と救急Ⅱ課程を合わせた救急課程を修了しています。

一方、救急救命士の免許を取得するためには約７か月の救急救命士養成研修を修了した後、国家試験に合格する必要があります。さらに、救急救命士免許取得後も日々進歩する医学的知識の習得及び技能向上のため、定期的に再教育を受けなければなりません。メディカルコントロール体制のもとで各救急救命士が２年間に128時間以上の再教育を受けることとしています。

神戸市では神戸市立医療センター中央市民病院、兵庫県災害医療センター及び神戸大学医学部附属病院等の協力を得て、表3-3のような救急救命士及び救急隊員の研修を実施しています。

● 救急救命士の養成

「救急救命士」は国家資格であり、受験資格として、救急現場で2,000時間以上または５年以上の経験実績と、養成所等での研修が必要です。約７か月間の研修を通じて、救急救命士として必要な知識と、救急救命士のみに認められる高度な救急救命処置の技術を身に付け、その後の国家試験に合格して初めて救急救命士となることができます。

● 指導救命士制度による技術向上

2016年度から、指導救命士制度が創設されました。豊富な経験を持ち、一定の要件を満たした救急救命士が、指導救命士として認定されています。

指導救命士は、その技能を活かして、他の救急隊員に対する技術向上のための研修等に携わることとされ、2025年末日現在で18名が認定されています。

こうした制度により、救急隊員の一層の技術向上を図っていきます。



救急技術研修会

研修項目		内容	時間等
資格研修	救急課程	救急隊員資格研修	278時間
	救急救命士養成課程	救急救命士国家試験受験資格研修	約７か月
	救急救命士就業前研修	就業前の病院実習	160時間
	指導救命士養成研修	指導救命士資格研修	10日間
定期研修	救急症例研修（※）	救命救急センター搬入症例の事後検討等	４時間
	救急技術研修会（※）	救急隊が想定訓練に参加	４時間
	救急隊長研修（※）	救急隊長として必要な救急活動に関する知識、技術及び指導方法に習熟した人材の育成	９時間
再教育	救急隊員生涯教育	救急隊員生涯教育による研修（上記※定期研修含む。）	80時間/２年（新任は85時間/２年）
	救急救命士再教育研修	神戸市立医療センター中央市民病院 兵庫県災害医療センター	48時間/２年
学会等への参加	日本臨床救急医学会		１回/年
	近畿救急医学研究会		４回/年
	全国救急隊員シンポジウム		１回/年
	その他の教養研修会（医師会主催）		５回/年

表3-3　救急救命士及び救急隊員の研修内容

3　医療機関との連携

●　救急医療体制

神戸市では、次の救急医療体制に基づいて業務を行っています。

(1) 初期救急医療

・かかりつけ医師・歯科医師
・神戸市医師会急病診療所（夜間・休日）
・神戸市医師会東部休日急病診療所（休日）
・神戸市医師会西部休日急病診療所（休日）
・神戸市医師会北部休日急病診療所（休日）
・神戸こども初期急病センター（夜間・休日）
・休日歯科診療所（休日）

(2) 二次救急医療（入院・手術を必要とするもので、救命救急を除く場合）

・病院群輪番制

神戸市内を４ブロックに区分し、その区域内の医療機関が休日・夜間の内科系及び外科系の救急医療を輪番で担当しています。このほか、小児科、脳疾患、循環器疾患、整形外科、その他についても輪番制度が運営されています。

・救急告示医療機関
・市民病院群

神戸市立医療センター西市民病院及び西神戸医療センターが、毎日 24 時間体制で救急医療を担当しています。

(3) 三次救急医療（救命救急センター）

初期救急医療機関及び二次救急医療機関の後方病院として、心筋梗塞、脳卒中、頚椎損傷などの重篤な傷病者の医療を 24 時間確保するために、概ね人口 100 万人につき１ヵ所の割合で設置されており、神戸市では次の３病院が担当しています。

下記の救命救急センターの中でも、特に高度な診療機能を提供する医療機関として、兵庫県災害医療センターが高度救命救急センターに指定されています。

・神戸市立医療センター中央市民病院
・兵庫県災害医療センター
・神戸大学医学部附属病院

4　市民救急の推進

●　市民救命士の養成

救命効果の一層の向上を図るためには、傷病者の付近に居合わせた市民(バイスタンダー)の素早い応急手当が不可欠です。

神戸市では、「一人でも多くの命を救うために」をテーマに、各種講習会を実施しています（表 3-4、3-5）。

種　別		内　容　(講習時間)
市民救命士講習	救命入門コース	AED を含んだ心肺蘇生法 (1.5 時間)
	普通救命コースⅠ	AED を含んだ心肺蘇生法（３時間※1）
	普通救命コースⅡ	上記Ⅰに試験を実施するコース※2（４時間※1）
	小児コース	小児・乳児への応急手当等（３時間※1）
	ケガの手当コース	止血・包帯・副子固定法（２時間）
	上級コース	上記コースの内容に加えて体位管理及び搬送法の習得（８時間※1）
救急インストラクター講習		高度な応急手当と指導技法の習得 (24 時間)

※１　応急手当 WEB 講習の活用で 60 分短縮
※２　スポーツインストラクター、介護福祉士等、AED を使用する可能性が高い職業の方を対象

表 3-4　市民救命士講習等の内容

区　分	1993 年～2024 年	2025 年	合　計
市民救命士講習	743,723 人	21,597 人	765,320 人
救急インストラクター講習	7,768 人	170 人	7,938 人
合　計	751,491 人	21,767 人	773,258 人

※市民救命士講習の人数には、WEB 講習・救命入門コースを含まない

表 3-5　市民救命士等の養成状況



市民救命士講習修了証

● 民間救急講習団体（FAST）

応急手当の一層の普及のためには、行政のみならず、地域に根ざした普及活動を定着させ、応急手当の輪を広げていく必要があります。

神戸市では、民間救急講習団体(First Aid Support Team：FAST)制度を設けており、一定の要件を満たした事業所等が市民救命士講習を実施する場合には、消防職員等の立会いがなくとも修了証を発行することができます。これにより、市民救命士講習を受講できる機会を増やし、地域とともに安全・安心なまちづくりを推進しています。

この民間救急講習団体は、74団体（2026年３月末日現在）あり、団体名は消防局のホームページに掲載しています。

● 自動体外式除細動器（AED:Automated External Defibrillator）の使用）

「心室細動」といわれる命に係わる重篤な不整脈を生じた場合には、心臓に電気ショックを与える「除細動」を、一秒でも早く行うほど、救命の可能性が高まります。そのため、現在は、医療従事者ではない一般の市民もAEDを使用することができるようになっています。

2005年４月からは、市民救命士講習でもAEDの取り扱いを含んだ普通救命コースⅠ/Ⅱ、上級コース及び救急インストラクターコースを実施し、いざというときにAEDを使えるよう、市民救命士を養成しています。



自動体外式除細動器（AED）

● まちかど救急ステーション

神戸市では、2005年４月に「まちかど救急ステーション標章交付制度」を創設し、市民が街中で不慮の事故や急病により呼吸・脈が停止する重篤な状態になった場合に、すぐ近くにある「まちかど救急ステーション」のAEDにより除細動（電気ショック）を行うことで、一人でも多くの命を救える体制を推進しています。

「まちかど救急ステーション」は、2005年７月１日に第１回の標章交付式を行って以来、順次増加し、神戸市内で2,542か所（2025年４月１日現在）設置しています。2021年度からは、電子申請による登録等の手続きを可能とし、新たな設置事業者の登録を促進しています。設置場所については、まちかど救急ステーションの登録状況とともに、消防局のホームページに掲載しています。

まちかど救急ステーションの設置場所は、消防管制室の指令システムに登録されており、119番通報受信時には地図上に表示されるため、必要な場合には、司令係員から通報者に対してAEDの設置場所を案内し、早期の除細動を実施できる体制を整えています。



まちかど救急ステーション標章

● 市民が備える救急医療情報の普及

(1) 安心カード

神戸市では、高齢者の救急対策の一つとして、1984 年から「安心カード」を希望者に対して消防署で配付しています。

安心カードはいざという時のために、名前、緊急連絡先、かかりつけ医療機関などを記入しておくもので、このカードを外出時に所持しておけば、屋外でのケガや急病の際、駆けつけた救急隊へ必要な情報を伝えることができます。

【特に携帯していただきたい方】

・心臓病、高血圧症、糖尿病等の持病がある方
・65 歳以上の一人暮らしの方
・寝たきり等、身体の不自由な方



安心カード（表面）



安心カード（裏面）

※消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 安心シート

家庭内でのケガや病気で救急車を要請した際に、駆けつけた救急隊にご自身の情報を提供するツールとして、2011 年から「安心シート」を希望者に対して消防署で配布しています。

安心シートは、名前や持病、緊急連絡先やかかりつけ医療機関などを記入する用紙と、安心シートの設置を救急隊に知らせるための「表示マーク」で構成されています。

安心シートを宅内の分かりやすい場所（冷蔵庫等）に掲示し、表示マークを玄関に貼ることで、家庭内でのケガや急病の際、駆けつけた救急隊へ必要な情報を伝えることができます。



安心シート

※消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

● 自主救護の推進

多数の観客を収容する施設等で災害が発生し、パニック状態に陥れば、一度に多数のケガ人や病人が発生する危険性があります。

このため神戸市では、イベントの主催者に対して、救急事故等の防止、事故発生時の迅速的確な 119 番通報、傷病者搬送導線の確保、救急車の誘導要領、救護所の設置と AED の配置及び応急手当等の実施について、予め計画を立てておく自主救護体制づくりを指導しています。

● 患者等搬送事業者の指導

高齢化社会の進展、在宅ケア患者の増加等に伴い、高齢者や傷病者、身体の不自由な方が、病院や社会福祉施設へ向かう際の送迎手段の需要が高まったことから、神戸市では1990年５月に「神戸市患者等搬送事業指導要綱」を制定しました。当要綱に基づき、一定の要件（指定の構造と設備を満たす患者等搬送用自動車を有し、かつ応急手当技術を持つ乗務員を乗車させる体制を有すること）を満たした患者搬送サービスを行う民間事業者を、「患者等搬送事業者」（民間救急）として認定しています。

2006年12月には、ストレッチャーを装備する自動車に加え、車椅子のみを固定できる自動車を保有する事業者についても認定できるよう、要綱を改正しました。神戸市内においては、19事業者を患者等搬送事業者として認定しています（2025年末日現在）。

また、応急手当技術を持つ乗務員を養成するため、乗務員適任証取得講習及び定期講習を実施しています。



患者等搬送用自動車認定マーク



患者等搬送用自動車認定マーク（車椅子専用）

５　大災害時の市民や民間団体との協力体制

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、次の協力体制を構築しています。

● 神戸市民救急ボランティア制度

1996年11月、神戸市民救急ボランティア（以下、「救急ボランティア」という。）制度が結成されました。救急ボランティアには、救急インストラクターの認定を受けた有志の市民に登録していただいています。救急ボランティアは、大災害が発生した場合に、消防局長の要請により傷病者の救護を行います。また、平常時には応急手当普及啓発活動などを実施しています。

消防局では、教育委員会と連携して、2001年度から神戸市内の市立中学校授業で「命の大切さ」を学ぶカリキュラムを作成し、その中に、市民救命士講習を導入しました。この講習の主な指導者は神戸市民救急ボランティアの皆さんで、2025年末日現在、67校において市民救命士講習の指導にあたっています。

その他、各種防災訓練、各消防署単位による支部活動での応急手当普及啓発活動などにも参加しています。



神戸市民救急ボランティアによる講習会

６　救急需要対策

●　救急車の適正利用に係る広報

救急要請が増加し、多数の救急車が出動した状況になると、現場から遠い救急車が出動する確率が高まるため、現場への到着が遅れて、救えるはずの命が救えない状況が発生します。

救急搬送された傷病者の約半分が軽症であることや、増大する救急需要に対する取り組みとして、緊急性の低い救急要請を減らすために、救急車の適正利用に資する広報を積極的に行っています。

●　救急安心センターひょうご

急な病気やケガで、診察してもらえる病院がわからない時や、救急車を呼ぶべきか迷った時に、24 時間 365 日、看護師の資格を有する相談員からいつでも無料でアドバイスを受けられる電話相談窓口です。相談員が聞き取った相談者の訴えや症状に基づき、緊急性や受診の必要性の判断、受診可能な医療機関の案内を行います。緊急性が特に高い場合は、119 番に電話を転送し、直ちに救急車の出動へ繋げています。

2017 年 10 月に「救急安心センターこうべ」として事業を開始し、2025 年７月からは「救急安心センターひょうご」として対象エリアを県内全域に拡大しました。

「救急安心センターひょうご」　TEL：#7119
または 078-331-7119

●　おくる電（でん）（神戸市病院送迎紹介コールセンター）

病院等に向かう際、介助が必要なため公共交通機関やタクシーで移動することが難しい方に、介護タクシーを紹介する自動音声システムによるサービスです。乗車位置等を伝えると事業者に電話がつながり、具体的な予約内容について直接やりとりできます。

24 時間 365 日利用可能で、システム利用料は無料です。（通話料は有料）

「おくる電」　TEL：050-3733-7555

●　救急医療週間における広報

2025 年の救急医療週間では、救急業務に関する普及啓発イベントを実施しました。イベントでは、「マイナ救急」の周知をはじめ、「救急安心センターひょうご」や「おくる電（神戸市病院送迎紹介コールセンター）」などの電話相談サービスを紹介し、救急車の適正利用について啓発を行いました。また、応急手当体験を通じて、応急手当の普及啓発を実施しました。今後も様々な観点から、救急需要への取り組みを継続して実施していきます。

第　４　章

市民と共に築く安全な暮らし

１　防災福祉コミュニティ

神戸市に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災から、2026 年で 31 年が経過しました。

震災で得た大きな教訓に、普段からの地域との繋がりが、いざというときに大きな力を発揮したことがあげられます。日頃からコミュニティ活動が活発なところは、地域住民が協力して消火活動や救助活動にあたり、多くの生命を救い、被害を少なくしました。

この震災での教訓を踏まえ、神戸市では 1995 年度から市民の災害対応力をより組織的で効果的なものにするため、防災福祉コミュニティ事業を行っています。市民・事業者・市が協働して、市民のコミュニティ活動を育成・活性化することで、より安全で安心なまちづくりを進めています。

防災福祉コミュニティでは、日頃のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを活かして、災害等発生時には、初期消火、救出救護、災害時要援護者への支援を含む避難活動などの災害活動を適切に行うことが出来るよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組んでいます。

現在では、概ね小学校区単位で、市内全ての地域（192 地区）で結成されています。

●　地域防災力の向上のために

防災福祉コミュニティは、各地域での防災訓練をはじめ、震災の教訓を継承するための防災教育などにも取り組み、地域防災力の向上において大きな役割を担っています。

近年、災害が大規模化・複雑多様化しており、地域においても、地震だけではなく、津波や洪水・土砂災害といった多種多様な災害への対応や避難に伴う要援護者支援等、新たな課題も出てきています。

そのような中、防災福祉コミュニティが非常時において相互に協力し、積極的かつ組織的な防災活動を実施できるよう、次のような支援や取り組みをしています。

(1) 消防係員地区担当制

2007 年４月から、各消防係員がそれぞれの地域を担当することにより、地域のみなさんと顔の見える関係を築き、地域の状況に応じた活動メニューの提示や各種相談対応など、地域に根付いた支援を実施しています。

(2) 活動経費、防災資機材整備費の一部助成

① 運営活動費

日頃の防災活動や運営に必要な経費を、運営活動費として１地区あたり上限 14 万円/年の助成をしています。

② 提案型活動費

地域の特性を活かした活動や先駆的な活動の企画提案に対し、提案型活動費として１地区あたり 20 万円を上限に助成しています。なお、提案型活動費については、申請があった企画について、消防局の審査会における審査を経て、助成対象地区を決定しています。

③ 防災資機材整備費

防災福祉コミュニティが管理する防災資機材の老朽化に伴う更新や、新たな取り組みに伴う防災資機材の整備のために必要な経費を、予算の範囲内で助成しています。



防災福祉コミュニティ訓練風景

(3) 市民防災リーダーの養成

災害時に、消防などの公的機関が現場に到着して災害活動を開始するまでの間、地域の先頭に立って近隣住民と力を合わせ、可能な範囲で消火活動や救助活動等を自主的に行います。

また、平常時には、防災訓練、防災相談窓口としての役割を担う人材を養成しています。

(4) 統括防災リーダーの養成

「防災マネジメント研修」を通じて、地域全体をまとめることができる「統括防災リーダー」の養成をしています。研修では、講義やワークショップを通じて、防災知識や組織マネジメント能力の向上を図っています。

(5) 地域おたすけガイドの作成

防災福祉コミュニティでは、大規模災害時の被害軽減のため、災害時の役割や集合場所等を記載した、災害初動時の対応計画書（地域おたすけガイド）を作成しています。また、地域おたすけガイドを活用した検証訓練やワークショップを通じて、災害時に役立つ実効性のある内容となるよう、適宜見直しも行っています。

(6) BOKOMI サポーター制度

大学のボランティアグループや、防災に関する専門的な知識等を有する個人、団体を「BOKOMI サポーター」として登録し、地域の防災活動を支援しています。

(7) 防災ジュニアチーム

若年層の防災力の向上や、防災に関する将来の担い手育成のため、防災ジュニアチームの育成を支援しています。防災ジュニアチームは、防災福祉コミュニティと小中学校が連携し、地域一体となって活動を行っています。

● 世界発信

JICA 関西が主催する、防災関連研修や視察研修などの機会を通じて、防災福祉コミュニティ（通称:BOKOMI）の活動事例や精神を国内外に広く伝えることで、震災の経験と教訓の継承、発信を行っています。

また、研修を受けた研修員も、自国において防災教育やリーダーの養成等、様々な地域防災の向上への取り組みを進めています。



JICA 関西主催の防災訓練の様子

2 防災学習の支援

神戸市では、小学校や中学校において、防災知識の向上や災害時の対応能力を育むため、避難訓練や防災訓練にあわせて防災学習支援を実施しています。

阪神・淡路大震災を経験していない小学生や中学生に地震の揺れを体験してもらうため、地震体験車の派遣や、AR や VR などの新しい技術を活用した支援を行っています。



地域による防災学習支援の実施

3　住宅防火

●　住宅火災から命を守る

住宅火災による死者の発生を防止するためには、火災を早く発見し、早く消火することが大切です。

しかし、過去 10 年間に発生した住宅火災による死者の約８割は、65 歳以上の高齢者です。命を守るためには、火災発生時の避難経路について日頃から確認しておくなど、十分に備えておく必要があります。

神戸市では住宅防火対策を推進するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、住宅用消火器、防炎性能を有する布団や衣類など、住宅向け防災機器等の普及促進や維持管理について、住宅用火災警報器キャラクター“しらすちゃん”を活用し広報に取り組んでいます。

●　住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災による死者を減らすことを目的として消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

寝室と台所、また上階に寝室がある場合は、階段室にも設置が必要です。



住宅用火災警報器の設置場所



住宅用火災警報器キャラクター“しらすちゃん”

●　住宅用火災警報器の効果

法令により全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器ですが、設置済みの住宅で発生した火災と、未設置の住宅で発生した火災とでは、焼損面積と損害額に大きな差があることがわかりました。住宅火災１件あたりの平均損害額を比較したところ、設置ありの場合は、設置なしの場合と比べると半分程度まで軽減されました（表 4-1）。

このことからも、火災を早期に発見し、火災による被害を少しでも軽減するためには、住宅用火災警報器の設置が不可欠であるといえます。未設置のご家庭は早急に設置していただくようお願いします。

また、既に設置されているご家庭は、ボタンを押すか紐を引っ張り、定期的に点検を行ってください。住宅用火災警報器の寿命は 10 年です。設置から 10 年以上経過している場合は、本体ごと交換してください。交換する際は、全ての住宅用火災警報器が一斉に鳴動する「連動型」や、一酸化炭素の検知機能付きの機器を推奨しています。

設置状況	件数	火災１件当たりの平均	
		焼損面積	損害額
設置あり	364 件	10 ㎡	1,564 千円
設置なし	157 件	29 ㎡	2,553 千円

※ 住宅火災のうち、共同住宅の共有部分で発生した火災及び設置の有無が不明であったものを除く（自火報を含む）

表 4-1　住宅用火災警報器等の効果（2021 年～2025 年）

● 住宅用火災警報器普及協力事業所

市内の販売店・電気工事業者・消防設備業者のみなさまと連携して、「住宅用火災警報器普及協力事業」を実施しています。

それぞれの「普及協力事業所」では、「しらすちゃんクーポン」への特典対応、特設コーナーの設置、リーフレットの配布など、お店ごとに実施可能な範囲で、積極的な取り組みを行っていただいています。



● 消火用具を備えましょう

火災による被害を防ぐため、ご家庭に消火用具を備えることは非常に有効です。万が一の火災に備えましょう。

(1) 住宅用強化液消火器

液体の消火薬剤が霧状に放射され、浸透して内部から冷却することで消火します。

(2) 住宅用粉末消火器

粉末の消火薬剤は燃焼反応を抑える効果があり、広い範囲を素早く覆って消火します。

● 住まいを守る住宅向け防災機器

日頃から防火を心がけていても、火災は一時の油断や気の緩みから発生します。万一に備え、住宅用火災警報器や住宅用消火器と併せて、下記の住宅向け防災機器を備えておくと安心です。

(1) 住宅用スプリンクラー

スプリクラーのヘッドが火災の炎（熱）を感知し、自動的に散水・消火します。

(2) 感震ブレーカー

一定規模の地震が生じると自動的に電気の供給を遮断します。地震後に復電したときの漏電など、電気が原因の火災の発生を防止します。

(3) 防炎製品

火がつきにくく、燃え広がりにくい加工がされた製品です。エプロン、カーテン、布団、車両カバーなどは防炎製品を使用すると安心です。

4 露店等の防火対策

2013 年８月に京都府福知山市の花火大会において発生した火災事故を受け、多数の者の集合する催しで火気器具を使用する場合は、「露店等の開設届出書」を消防署に提出することが義務付けられています。

火気器具は可燃物と安全な距離をとり、ガスボンベは固定するなど、火災を起こさない対策を行うとともに、もしもの際に備え消火器を準備してください。

５　市民への火災予防広報

●　様々な世代に「伝わる」広報

(1) 防火ポスターの制作

神戸市の地元企業とタッグを組み、ポスター制作を行っています。制作したポスターは公共交通機関やホームセンター、家電量販店などの事業所で掲示し、様々な世代に火災予防に関する情報を届けています。

2025 年度は、神戸市のプロサッカーチームである「ヴィッセル神戸」とコラボしたポスターを制作しました。



(2) 安全に関する情報の提供

市内の火災発生状況に応じて、タイムリーな情報の提供と掲載に努めています。

・市政記者クラブへの情報提供
・“広報紙 KOBE”における安全情報の掲載
・機関紙等における安全情報の掲載

(3) 神戸市ホームページや SNS の活用

神戸市のホームページや SNS では、火災予防に関するタイムリーな情報を掲載しています。

火災がどのように発生するのか、どのように予防するのかを知っていただくため、動画等を活用し、「わかりやすい」広報を目指しています。

(4) 様々な広報行事の実施

防火・防災の知識を普及させるため、火災が発生しやすい秋から春にかけて、火災予防運動等を行い、期間中には広報訓練・講習・各種イベントを集中的に実施しています。

イベントでは、消防車両の展示や子ども用防火服の試着、消防局の公式キャラクターの参加など、未来を担う子どもたちに消防を認知してもらえるような工夫も行っています。

・文化財防火デー　（1 月 26 日）
・春の火災予防運動　（3 月 1 日 ～ 3 月 7 日）
・山火事防止運動　（3 月 1 日 ～ 3 月 31 日）
・秋の火災予防運動　（11 月 9 日 ～11 月 15 日）



文化財防火デー（広報訓練風景）



火災予防運動（商業施設での広報訓練）



火災予防運動（水消火器の取り扱い訓練）

(5) 神戸市消防局を知っていただくための広報

幼児や小中学生等を対象とした消防署の庁舎見学を行っています。

(6) 防火・防災啓発用 DVD 等の貸出し

火災予防や防火訓練に役立つ広報用 DVD を、市民や事業所、学校などに貸し出しています。

(7) AR による防災訓練

2024 年度から、市民の方々に AR による避難体験や消火体験を行っていただけるよう、体験用の機器を各消防署に配置しています。

AR とは拡張現実の略で、現実の風景に煙や炎の映像を組み合わせた訓練を実施することができるため、より効果的な防災訓練が実施できます。

6　市民の皆さんとともに

●　市民防災の推進

神戸市では、市民防災の日（1 月 17 日）などに、防災福祉コミュニティ等の自主防災組織を中心とした防災訓練を実施し、『神戸市民の安全の推進に関する条例』に基づく、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めています。

●　トライやる・ウィークへの協力

消防署等では、各署の特性や地域性を活かした学習計画をたて、市内の中学２年生を対象に、トライやる・ウィークの受け入れを行っています。

生徒には、消防職員の日常業務である災害への取り組みや訓練等を通じて、消防の仕事や社会での役割を理解してもらい、自分が「どのように社会で生きていくか」を考える一助となるよう協力しています。

●　山の指導委員の活動

山の指導委員（愛称：グリーンパトロール）制度は、神戸市民にとってかけがえのない緑の山を守るために、1972 年に発足しました（委嘱数：200 名、任期２年、神戸市長が委嘱）。また、2025 年３月には、林野火災対策の強化を図るため、新たに森林保全団体から約100 名を委嘱し、以降は 300 名体制となりました。

山の指導委員は自主的な登山活動のかたわら、登山者に対し、火の使用・木の愛護・山のマナー等について指導し、正しい知識を市民に広く伝える活動をしています（2024 年 12 月～2026 年 11 月任期で 27 期目 、延べ委嘱数 5,277 名）。

特に山火事防止運動期間中には、消防職員・消防団員と協力して、市内登山道等において広報やパトロールを実施しています。

●　婦人防災安全委員の活動

1972 年に、地域における自主防災意識啓発の中核として、住民の自主防災意識の向上と、家庭における防災・安全体制の構築を目的に発足しました（委員数：300 名、任期：２年、消防長が委嘱）。

委員の方には、地域の防災リーダーとして活動していただいています（2025 年６月～2027 年５月任期で 28 期目、延べ委嘱数 8,409 名）。



婦人防災安全委員研修風景

●　みんなでつくろう放火されないまち

(1) 昨年の放火の状況

2025 年中に発生した 439 件の火災のうち、「放火及び放火の疑い」（以下「放火」という。）が原因の火災は 55 件で、出火原因の３位でした。

放火による火災は、1983（昭和 58）年から 2017（平成 29）年までの 35 年間、出火原因の１位で推移していましたが、2018（平成 30）年に２位となりました。しかし、2021（令和３）年、2022（令和４）年には再び１位となるなど、依然として出火原因の上位となっています（表 4-2）。

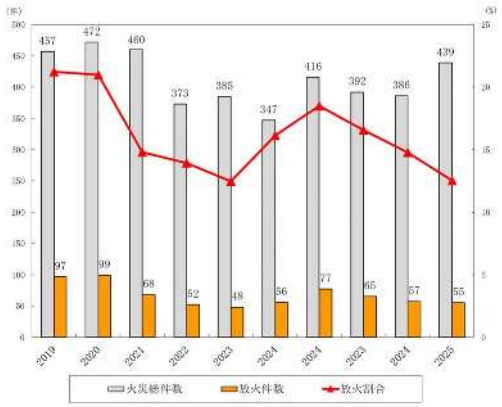


表 4-2　放火発生件数と火災総件数に占める割合

(2) 放火火災防止推進重点地区の指定

神戸市では、特定の地域において放火が多発した場合等に、その地域を「放火火災防止推進重点地区」に指定することがあります。指定を受けた地域では、放火抑止のための集中的な警戒パトロールや、地域と連携した予防啓発活動等が行われます。

7　同じ火災を繰り返さないために

● 未来の火災を消火する

神戸市では、火災から人命と財産の保護を図ることを目的として、火災の原因と損害の調査を行っています。火災調査は、消防法によって定められた、消防の主たる責務の一つです。

(1) 火災調査結果の活用

火災調査の結果から得られる情報は、類似火災の再発防止、延焼拡大等の防止、死傷者の発生防止、防火管理状況の改善指導、統計情報等、あらゆる火災予防に活用しています。

火災予防につながるような情報を、主に神戸市のホームページや報道機関、SNS 等を通じて市民の方々に発信していきます。

(2) 実験動画の配信

タイムリーな情報を提供するため、実際に起こり得る火災を再現した実験動画を、消防局ホームページで公開しています。

また、スマートフォン等でも視聴できるよう、実験動画を YouTube でも配信しています。さらに、手軽にどこにいても視聴していただけるよう、YouTube 動画の URL を二次元コードにし、火災予防運動や防災イベントなどで配布する広報チラシやポスターに掲載しています。

(3) 電気火災を減少させる取り組み

電気は日常生活で欠くことのできないエネルギーとして社会に浸透し、高性能で小型化された電化製品が続々と商品化され、私たちの生活を豊かにしています。

2025 年に発生した電気火災の件数は 97 件で、火災原因の１位となっています。

それを踏まえて、神戸市では「電気火災を減少させる」取り組みを次のとおり行っています。

① メーカーに対する改善指導の強化

② 総務省消防庁、NITE（(独)製品評価技術基盤機構）などの関係機関と情報共有

③ 地域住民に対する普及啓発活動

各消防署に配布した「電気火災実験セット」を活用して、地域住民の方に「見て」・「触れて」、体感してもらうことで、電気火災の怖さを理解していただく活動を実施しています。

(4) 火災原因調査の技術力の更なる向上

神戸市では、火災調査の技術の更なる向上と、人材育成のため、以下の対策を行っています。

① 火災調査エキスパート認定制度

火災調査について豊富な知識・技術・経験・指導力等を有する熟練者を「火災調査エキスパート」に認定しており、2025 年４月現在、２人の職員が認定されています。

② 火災調査課程

2025 年は、火災調査の充実強化と予防行政への反映を図るとともに、各署における火災調査の指導者となる者を育成することを目的として、各署指定調査員を対象とした火災調査課程「指導者育成コース」を実施しました。

③ 兵庫県下消防長会火災調査研究会

県下消防本部が調査結果の活用事例を紹介し、情報共有を図る兵庫県下消防長会火災調査研究会を、神戸市消防局が事務局として毎年実施しています。

第　５　章

災害に強い都市をめざして

１　自主防火・防災体制の推進

●　防火対象物定期点検報告制度の推進

2001 年９月に発生した、東京都新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて、「防火対象物定期点検報告制度」が設けられました。この制度は、建物の所有者や管理者など、管理について権原を有する人に対し、階段や廊下など避難に使用する施設の管理状況や、消防訓練の実施状況など日頃の防火管理体制について、防火管理業務全般の専門的知識を有する「防火対象物点検資格者」に定期に点検を実施させ、その結果を消防機関に報告する義務を課すものです。

対象は、防火管理者の選任義務がある対象物のうち以下のものです。

① 不特定多数の人が出入りするもので、収容人員が 300 人以上のもの

② 地階や３階以上の階に、不特定多数の人が出入りする用途があり、かつ、それらの部分から地上に直通する階段が一つだけ（屋内階段に限る）のもの

点検の結果、防火対象物が点検基準に適合する場合は「防火基準点検済証」を表示することができます。また、一定期間消防法令を遵守している防火管理上優良な防火対象物については、申請に基づく消防機関の検査により、点検報告が免除される特例認定を受けることができます。この認定を受けた場合は「防火優良認定証」を表示することができます。

●　ホテル・旅館に対する表示制度

2012 年５月に発生した、広島県福山市のホテル火災を教訓として総務省消防庁に検討部会が設置され、消防法令に加えて、建築基準法令の遵守状況についても消防機関が確認し、安全情報を提供していた「適マーク制度」を再評価すべきとの報告がなされました。

これを契機に、ホテル・旅館の防火上の安全情報の提供を目的として、消防法令及び建築基準法令が遵守されているものに対する表示制度が創設され、神戸市においても 2014 年４月から運用を開始しています。基準に適合している場合は、表示マーク（銀）（有効期間１年）を、３年間継続して基準に適合している場合は表示マーク（金）（有効期間３年）を掲出することができます。

表示マークの運用によって、ホテル・旅館関係者の自発的な法令遵守や、安全性向上への取り組みが活性化されることが期待されています。



表示マーク（銀）



表示マーク（金）

●　統括防火・防災管理者の責任・権限強化

2014 年４月から、管理権原が分かれた建物のうち一定のものについて、統括防火・防災管理者を選任し届け出ること、統括防火・防災管理者が全体の消防計画を作成し届け出ること、建物全体の訓練を実施することが義務付けられました。

また、統括防火・防災管理者には、各テナントの防火・防災管理者に対する指示権が付与され、更なる自主防火・防災管理体制の強化が図られました。

●　事業所における取り組み

神戸市では、事業所内の危険情報をまとめた FD（ファイヤーディフェンス）カードを、各事業所に備え付けておく取り組みを推進しています。

FD カードとは、災害時に考えられる危険性とその対応方法を事前に把握し、書面に取りまとめたものです。日ごろから従業員に周知するとともに、災害発

生時には、危険情報を消防隊に速やかに提供するために活用されています。
これにより、火災等の災害を未然に防止し、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えられることが期待されています。

２　違反対象物への対応

●　行政処分による違反是正の強化

神戸市では、規模に関係なく、危険度の高い建物への査察を積極的に行い、発覚した違反については、迅速かつ的確な違反是正を行うように努めています。
火災の予防に関する違反処理の例としては、次のようなものがあります。

① 防火管理者が選任されていない場合の選任命令
② 自動火災報知設備など消防用設備等の未設置や維持が適正になされていない場合の設置維持命令
③ 防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令など

命令を行った場合は、市民に安全情報を提供するため、処分内容を記載した標識を建物出入口等に設置するほか、公報への掲載及び神戸市ホームページに「火災予防上の命令を受けている違反対象物」として公表する場合があります。

●　違反対象物の公表

飲食店、物販店、ホテル等不特定多数の方が出入する建物や、病院、福祉施設等、１人で避難することが困難な方が利用される建物において、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による重大な消防法違反があることを把握した場合は、速やかにその情報を神戸市ホームページで公表することにより、建物利用者自らがその建物の利用について判断できるようにすることで、火災被害の軽減を図ることとしています。

●　違反是正強化対象物の指定

2020 年度から、次の３項目のうちいずれかに該当した対象物を、「違反是正強化対象物」に指定し、１年間を通じて特に是正指導の強化を図ることとしています。

① 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、未設置又は重大な機能障害（重大違反）があるもの
② 不特定多数の方が利用する建物で、防火（防災）管理者が未選任のもの
③ 防火対象物（防災管理）点検結果報告が適正にされていないもの

３　超高層建築物

●　超高層建築物の防災

近年、神戸市では、市街地の有効活用のため、高さ100mを超える超高層建築物が建設されています。
これらの超高層建築物は、ホテル、劇場、飲食店、事務所等、極めて多くの用途に使用され、使用形態・管理形態等も複雑多岐にわたるため、利用実態に即した防火安全対策が求められています。

●　超高層建築物に対する防災計画書等

31mを超える高層建築物の建築時には、「防災計画書」の作成等により、災害等が発生した際、関係者・利用者の安全性を確保し、消防隊による救助活動・消火活動の円滑化を図ることが出来るように、次のような事項について協議し、建築物の安全性確保の考え方やその方法について反映させています。
特に、100mを超えるような超高層建築物は、高層建築物より安全な建築物となるように、利用形態に応じた安全対策を検討しています。

① 初期消火のためのスプリンクラー設備の設置
② 煙、炎を拡散させない防煙・防火区画の形成
③ 安全・確実な避難経路の確保
④ 防災情報を一括して制御・管理する防災センターの設置
⑤ 迅速な消火活動に用いる非常用エレベーターの設置
⑥ 迅速な救急搬送に用いるトランク付きエレベーターの設置

⑦ 高層建築物の防災活動に活用するヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置
⑧ 水源確保のための防火水槽の設置
⑨ 水害対策のための非常電源の地盤面より高い階への設置

● 建物の安全性の確保

建物の建築時には、消防同意制度により、消防法令への適合性等をチェックし、防火安全性について審査・指導しています。また、建物の完成時には、消防用設備等が法令の基準どおり設置されたかどうか検査しています。

これに加えて、天井裏等の消防用設備等の配管や、防火区画の貫通部の処理等、建物完成時の検査では確認しにくい部分について、その部分が完成した段階で適正に施工されているか確認するため、部分完成検査制度を条例に設けています。

この部分完成検査により、建物に基準違反があった場合にも迅速に改修等を促し、工事段階で是正できるため、建築主にとっても経済的負担の軽減になります。

建物の建築計画から使用開始まで、それぞれの段階での指導を通じて、建築物を使用する市民等の防火安全を確保しています。

● 消防用設備等の性能規定化

近年、超高層建築物、大空間を有する建築物等の大規模・特殊な防火対象物が増加する一方、新しい技術を用いた消防用設備等の開発がなされており、これらの新たな設備や防災システム等を迅速かつ適切に評価して、早期実用化することが求められています。

このため、2003 年６月に消防法の一部が、2004 年２月に消防法施行令の一部がそれぞれ改正され、消防用設備等に係わる技術上の基準に性能規定が導入されています。

代表的なものとしては、2007 年４月に、特定共同住宅等における性能規定化に関する省令及び告示等が、2014 年３月に、一定の駐車場に設けることができる新たな消火設備に関する省令及び告示がそれぞれ施行されています。

また、消防用設備等と同等以上の性能を有しているものと、総務大臣が認定した特殊消防用設備等も、神戸市内に数か所設置されています。

● 防災設備技能講習

建築物の超高層化・深層化が進む中で、最近の防災センターは、最新のシステムにより防災関連設備を集中的に管理し、総合的に監視・制御が行える総合操作盤等を備えています。

神戸市火災予防条例第 50 条の４の５では、総合操作盤等の監視、操作等に従事させる場合には、「消防長が定める講習」を受けたものに当該行為を行わせなければならないと規定されています。その資格を取得するための講習が、防災設備技能講習です。

防災設備技能講習では、災害シミュレーションソフトを活用し、総合操作盤を実際に操作するなど、実技を中心とした講習を行っています。

４　社会福祉施設等の安全対策

● 病院及び社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置指導

大規模な建築物には、火災の発生を感知し、自動的に効果的な消火を行うスプリンクラー設備が設置されています。

スプリンクラー設備は、1987 年の消防法令の改正以前では、病院及び社会福祉施設等については、延面積が 6,000 ㎡以上のものに設置するようになっていました。

しかし、多数の焼死者を出すに至った 1986 年の知的障害者入所更生養護施設「陽気寮」火災（神戸市）や、翌年の特別養護老人ホーム「松寿園」火災（東京都）を契機に、社会福祉施設のうち自力避難が困難な方が入所するものについては 1,000 ㎡以上、病院については 3,000 ㎡以上のものに設置することとされました。

さらに、2006 年の長崎県大村市でのグループホーム火災、2013 年の長崎県長崎市でのグループホーム火

災、福岡県福岡市での有床診療所火災と、多数の死傷者を出す火災が後を絶ちませんでした。このため、2015年４月１日から、社会福祉施設のうち、避難が困難な要介護者を主として入居や宿泊させる施設に対して、また、2016年４月１日から、避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所に対して、それぞれ、延面積に関係なくスプリンクラー設備を設置することとされました。

神戸市では、上記の要件に該当しない病院・社会福祉施設等に対しても、火災予防上の見地からスプリンクラー設備を自主的に設置していただくよう、様々な機会を捉えて広報指導を行っています。

●　就寝施設等の二方向避難経路の確保

過去、ホテル、病院、社会福祉施設、共同住宅等における火災発生時には、就寝中の方が避難開始の遅れによって逃げ場を失い、窓等から飛び降りて死傷するなどの例が多く見られました。

このことから、神戸市では主たる出入口のほか、バルコニーなどからも避難できる「二方向避難経路」の確保又はこれと同等の効果があると認められる方策を実施するよう条例で義務付けています。

●　避難口の扉等の表示（グリーンドア）

神戸市では、高層建築物やホテル、レストラン、デパート、病院などの不特定多数の利用客がある施設の避難口の扉を、普段から避難に使用する扉であると認識してもらうため、避難方向に対する面を緑色（グリーンドア）とするよう条例で義務付けています。

５　消火活動上の安全対策

●　可燃性発泡樹脂表示マーク

倉庫、工場等の大規模密閉空間に内装材として使用されている可燃性発泡樹脂は、火災が発生した場合に可燃性ガスを多量に発生させ、即燃的に延焼拡大することが明らかになりました。

このことから、神戸市火災予防条例では、平常時における従業員等の火気管理に対する意識啓発や、火災発生時における自衛消防隊や消防隊員の安全確保を図るため、可燃性発泡樹脂を使用している建物（共同住宅は除く）において火気を取り扱う場合には、火災予防上必要な措置（喫煙や裸火の使用制限等）を講じることとしています。

また、上記の建物については、可燃性発泡樹脂が内装材として使用されていることが分かるよう、出入口等に標識（内装表示マーク）を掲出することとしています。

【内装表示マークの掲出対象となる防火対象物】

（消防長告示で指定）

・定温倉庫や冷凍倉庫等の建物については、面積に関係なく全てのもの（一部除外規定を設定）

・その他の建物については、内装材として可燃性発泡樹脂が使用されている一区画当たりの床面積が500㎡以上となるもの

【内装表示マークの掲出場所】

・該当する建物の主要な出入口付近

・消防隊が外部から開放できるシャッター等その他これに類する開口部

・可燃性発泡樹脂が使用されている部屋の全ての出入口付近



内装表示マーク

6　小規模飲食店の火災対策

2016 年 12 月に、新潟県糸魚川市で大規模な市街地火災が発生しました。火災の火元は小規模な飲食店（135.8 ㎡）で、こんろからの出火でしたが、フェーン現象に伴う強風により広範囲に延焼し、焼損面積 30,213 ㎡、焼損棟数 147 棟、けが人 17 名（死者０名）という大きな被害が発生しました。

これまで、150 ㎡未満の小規模な飲食店では消火器の設置は義務ではありませんでしたが、この火災を受け、2019 年 10 月 1 日からは面積に関係なく、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店（調理油過熱防止装置や自動消火装置等、総務省令で定める防火上有効な措置が講じられたものを除く。）には、消火器の設置が義務付けられました。

神戸市では、消火器が設置されていない小規模飲食店に対して査察等を実施し、消火器を設置するよう指導を行っています。

7　危険物行政の動き

●　危険物施設の現況

私達の日常生活に欠かすことのできないガソリン、灯油等の石油類をはじめとする化学物品には、引火、発火の危険性があるものが多く、消防法で「危険物」と定められています。一定数量以上の「危険物」を貯蔵し、取り扱う場合には許可等が必要であり、位置、構造、設備等の技術基準及び貯蔵、取扱いの方法等について厳しく規制されています。

2025 年度中の危険物施設の設置許可件数は 51 件、変更許可件数は 273 件でした。設置許可件数の施設区分別では、屋外貯蔵所が 15 件、続いて移動タンク貯蔵所と屋内貯蔵所が 13 件の順に多く、また、変更許可件数の施設区分別では、一般取扱所が 94 件、続いて給油取扱所 50 件、屋外タンク貯蔵所 43 件の順となっています。

2026 年３月 31 日現在、神戸市内の危険物施設数は、2,935 施設です。管轄消防署別では、西消防署管内 554 施設、東灘消防署管内 541 施設、水上消防署管内 491 施設と、この３署で危険物施設数の約半数を占めています。施設区分別では移動タンク貯蔵所が 629 施設と最も多く、次いで屋内貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所の順となっています（図 5-1、表 5-1）。

年度別の危険物施設数の推移をみると、1984 年度末の 5,588 施設をピークに年々減少しており、今年度は昨年度より 24 施設減少しました。また、全国的にも危険物施設は減少し続けており、これは産業構造の変化や設備の老朽化による施設の廃止などが要因と考えられます。

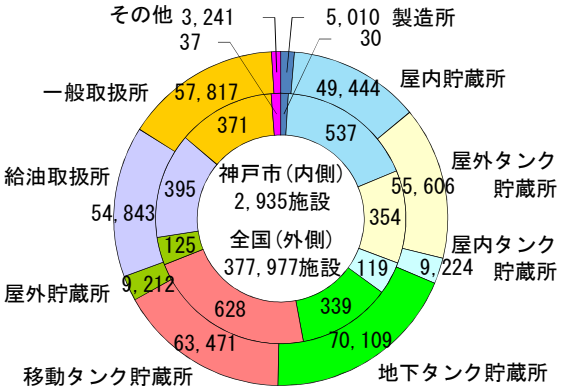


図 5-1　危険物施設数区分別構成比

（神戸市は 2026 年３月 31 日現在、全国は 2025 年３月 31 日現在）

消防署	製造所	貯蔵所	取扱所	計
東灘	8	409	124	541
灘	1	98	38	137
中央	－	91	64	155
兵庫	4	145	62	211
北	1	136	89	226
長田	2	274	66	342
須磨	－	167	45	212
垂水	－	34	32	66
西	12	372	170	554
水上	2	378	111	491
計	30	2,140	801	2,935

表 5-1 消防署別危険物施設数（2026 年３月 31 日現在）

●　石油コンビナート等特別防災区域の現況

特に大量の石油又は高圧ガスを貯蔵、取り扱う地域については、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。

現在では、東部第一工区、東部第二工区及び西部第一工区等の一部が石油コンビナート等特別防災区域に指定されており、その区域内の事業所のうち、一定数量以上の危険物や高圧ガスを貯蔵又は取り扱う８事業所が、特定事業所として規制されています（表 5-2)。
これらの事業所には、法令により自衛防災組織の設置、消防車等の防災資機材の整備、防災管理者の選任等が義務付けられています。
消防車については、事業所の規模に応じて配置が義務付けられており、神戸市内の各区域内には、タンク火災に有効な大型化学高所放水車等が計７台配置されています。さらに、事業所が臨海部に立地していることから、石油類の海上への流出、拡散防止のため、オイルフェンス、オイルマット及び油処理剤を備えつけています。

地　区	特定事業所	危険物施設数	大型化学高所放水車等
総　数	8	350	7
東部地区	4	139	4
灘浜地区	1	32	1
西部地区	3	179	2

表 5-2　石油コンビナート等特別防災区域の現況
（2026 年３月 31 日現在）

●　危険物事故の発生状況

全国的にみると、2025 年中に発生した危険物施設における火災及び漏洩事故件数は、火災事故が 261 件（前年 267 件)、漏洩事故が 448 件（前年 486 件）で合計 709 件（前年 753 件）となっており、前年と比べると 44 件の減少となっています。また、1989 年以降事故が最も少なかった 1994 年(287 件) と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は約 2.5 倍に増加しており、依然として高い水準にあります。
事故原因に着目すると、火災事故の発生原因は、操作確認不十分、維持管理不十分など人的要因によるものが多い一方、漏洩事故については腐食疲労等劣化など、物的要因によるものが多くなっています。
2025 年中の神戸市内の危険物施設における事故発生状況は、表 5-3 のとおりです。

	火災	漏洩	破損	その他	合計
製造所	－	－	－	－	－
移動タンク貯蔵所	－	－	－	－	－
給油取扱所	1	1	20	－	22
一般取扱所	1	－	－	－	1
その他	－	－	－	－	－
合計	2	1	20	－	23

表 5-3　危険物施設の事故（2025 年中）

危険物施設の事故は、定期点検の励行、適切な危険物の取り扱い及び危険物施設の管理を実施することで、大部分は防ぐことができるものです。
引き続き危険物施設の安全対策の指導強化を図るとともに、事業所の自主保安体制の確立を推進していくことが重要な課題となっています。

●　危険物施設の安全確保

危険物施設に対しても、計画的に消防職員による立入検査を実施しています。2025 年中は、立入検査や事故発生に伴う調査の結果、判明した違反事項に対し、７件の警告及び７件の命令（消防法第 16 条の５を除き、同法第 16 条の６を含む。）を行い、悪質な違反に対しては厳正な違反処理を実施しています。



危険物施設への立入検査

危険物施設は、法令で定期点検を必要とする施設が定められており、事故の未然防止及び拡大防止を図っています。
また、事業所では危険物の保安のための予防規程を定め、消防署長の認可を受け、災害予防や実災害時

の体制づくりを組織的に進めているほか、危険物取扱者は保安講習を定期的に受講するなど、安全意識の啓発に努めています。

● 危険物安全週間

危険物を貯蔵し、取り扱う事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う人々の意識の高揚と啓発を図るため、1990 年から毎年６月の第２週を「危険物安全週間」として、全国で様々な活動が実施されています。

2025 年の安全週間は、「危険物　無事故へ挑む　ゴング鳴る」を推進標語として、ポスターの掲示、デジタルサイネージへの投影等による広報活動や、危険物関係事業所における消防訓練、危険物施設の査察を行いました。

また、神戸市危険物安全大会を開催し、危険物施設の関係者等に対し、危険物施設の事故事例と安全対策について、講師を招き講演会を行いました。

● 危険物施設の耐震対策

危険物施設をはじめとする構造物の耐震基準は、関東大震災を契機にその基礎ができ、その後の大きな地震のたびに見直されてきました。ところが、阪神・淡路大震災は大都市の直下で発生したため、都市における耐震対策について、これまでにない多くの課題を残しました。

その教訓から、総務省消防庁は、危険物施設の耐震性の向上を図るため耐震基準に関する法令改正等を行い、特に、屋外タンク貯蔵所の耐震基準については、大規模な基準強化がなされました。

さらに 2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災で、危険物施設が津波により甚大な被害を受けたことに伴い、危険物施設の所有者等は、地震対策として施設ごとの耐震性能、技術基準の適合状況及び当該施設周辺の液状化の可能性等を確認し、必要な措置を講ずること、並びに、津波対策として津波警報発表時や津波が発生するおそれのある状況等における緊急時の対応に関する検証を施設ごとに実施し、避難時の対応や緊急停止措置時の対応に関する必要な事項を、予防規程等に定めることとされました。

南海トラフ巨大地震発生が予測される中、神戸市では、地震、津波対策の指導の徹底を重点項目とし、各施設の実施状況を確認し、必要な対策が講じられていない場合は速やかに対策を講じるよう指導しています。

● 危険物規制の動向

昨今の我々の身の回りでは、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しています。また、カーボンニュートラル及び温室効果ガス排出削減なども重要な課題になっており、これらの世の中の動きは、直接的・間接的に危険物施設の予防保全のあり方や、危険物の安全対策にも関係してきています。

具体的には、総務省消防庁において、AI 等を活用したスマート保安の実現、リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策、給油取扱所における業務のあり方など、課題解決のため各検討会が活発に開催されています。

また、各検討会の結果を踏まえ、リチウムイオン蓄電池の貯蔵や取扱いに係る特例規定、給油取扱所における条件付自動制御装置（いわゆる AI）の設置に係る規定などが、順次整備されています。

８　消防活動阻害物質の届出

消防法では、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を「消防活動阻害物質」として指定し、届出を義務付けています。

また、神戸市火災予防条例により、核燃料物質、高圧ガス、火薬類等の消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長が指定したものを貯蔵し、又は取り扱う場合にも、届出を義務付けています。

この届出に基づき、立入検査の際には適切な指導を行うことで、火災発生の未然防止を図っています。

また、火災が発生した場合には、付近の住民、消火活動にあたる消防職員等が、特異かつ重大な危害にさらされることを防ぐための対策を立てています。

９　保安三法事務について

●　保安三法

保安三法とは、火薬類取締法（火取法）、高圧ガス保安法（高圧法）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の総称です。

●　権限移譲

国が進める地方分権の一環として、2015 年６月 19 日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第５次地方分権一括法）」により、火取法と高圧法に係る許認可等の権限が、兵庫県から神戸市へ移譲されることとなり、火取法が 2017 年４月に、高圧法が 2018 年４月に移譲されました。

また、2022 年５月 13 日に成立した同法（第 12 次地方分権一括法）により、液石法に係る権限についても 2023 年４月から神戸市へ移譲されました。

※ 液石法については、兵庫県の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」に基づいて、2018 年４月から 2023 年３月まで神戸市に許可等の権限が移譲されていました。

●　火取法

(1) 目的

火取法は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 火薬類

火取法では、火薬類として、「火薬」、「爆薬」、「火工品」の３種類に分類し定義しています。

火薬は、自己燃焼すると急速にガスが発生します。そのガスを利用し、銃砲弾の発射薬や、ロケットの推進薬などの「推進的爆発」の用途に使用されています。代表的なものとして黒色火薬があります。

爆薬は、燃焼時に発生する衝撃波とガスの膨張力を利用するもので、採石場等における発破作業などに使用されます。代表例として、ダイナマイトが知られていますが、現在は硝安油剤爆薬等が主に使用されています。

火工品は、火薬や爆薬を加工し、特定の用途に使用できるようにしたものです。代表的なものとして、花火大会等で使用される煙火や、爆薬の起爆に用いられる電気雷管などがあります。

●　高圧法

(1) 目的

高圧法は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的としています。

(2) 高圧ガス

高圧法では、ガスを運搬や貯蔵の効率性・利便性の観点から、

① 気体のまま圧縮した「圧縮ガス」

② 冷却又は加圧により液体とした「液化ガス」

に大別しています。

これらのうち、一定以上の圧力を有するものや、一定の温度において高い圧力を示すものを「高圧ガス」と定義しています。また、可燃性、毒性又は反応性が強いなど、特に災害発生のおそれのある一部の液化ガスについても、高圧ガスとして規制しています。

高圧ガスは、圧力エネルギーによる危険性に加え、可燃性、毒性等の危険性を併せ持つ場合があります。

●　液石法

(1) 目的

液石法は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

液化石油ガスは高圧ガスの一種ですが、調理や給湯等の民生用として使用される場合は、主として液石法の規制対象となります。液石法では、一般消費者等の保安の確保及び取引の適正化を図るため、販売事業者に対し、液化石油ガスの安全な使用に関する

周知や、供給設備及び消費設備の点検等を義務付けています。

(2) 液化石油ガス

液化石油ガスとは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したものです。

液化石油ガスは、本来無色無臭であるため、ガス漏えいを早期に察知できるよう臭いが付けられています。また、都市ガスの主成分である天然ガスと比べて発熱量が高く、一般家庭や飲食店等において調理用及び給湯用の燃料として広く利用されています。

● 保安三法の現況（2025 年度中）

(1) 火取法

申請届出件数299件に対する審査等を実施しています。このうち主な申請は、神戸港に陸揚げされる火薬類の輸入が 72 件、花火大会や発破等の消費が 31 件となっています。

施設数は 86 件で、内訳は、火薬庫が３件、販売所が 37 件、火薬庫外貯蔵場所が 46 件となっています。

(2) 高圧法

申請届出件数4,084件に対する審査等を実施しています。このうち主な申請は、製造・貯蔵施設の設置が５件、同変更が 20 件、同完成検査が 27 件となっています。また高圧ガスボンベを定期的に検査する容器検査所の登録更新が２件ありました。

施設数は 1,988 件で、内訳は、製造・貯蔵許可施設が174件、同届出施設が1,109件、販売所が655件、特定高圧ガス消費者が 32 件、容器検査所が 18 件となっています。

(3) 液石法

申請届出件数154件に対する審査等を実施しています。

施設数は 175 件で、内訳は、販売事業者が 26 件、保安機関が 25 件、特定石油ガス設備工事事業者が 107 件、その他 17 件となっています。

● 保安三法事故の発生状況（2025 年中）

(1) 事故件数及び負傷者数等

保安三法に関する事故件数及び負傷者・死者数は、次の表のとおりとなっています。

区分	火取法	高圧法	液石法
全国	44	788	277
神戸市	1	9	0

表 5-4　保安三法事故件数（2025 年中）

区分		火取法	高圧法	液石法
全国	負傷者	37	43	35
	死者	0	2	0
神戸市	負傷者	0	0	0
	死者	0	0	0

表 5-5　保安三法事故の負傷者・死者数（2025 年中）

(2) 事故状況

① 火取法

全国的にみると、2013 年以降減少傾向を示していましたが、近年は増加傾向に転じています。事故の大半が煙火及びがん具煙火の消費中に発生しており、2025 年は全 44 件の事故のうち 36 件がこれらの事故でした。死傷者数についても、2015 年以降減少傾向を示していましたが、近年は増加傾向に転じており、2025 年は前年より９人増加しました。死者数については、０人となっています。

神戸市においては、2025 年は火取法に係る事故は１件発生しています。

② 高圧法

全国的にみると、事故件数は前年比 81 件の減少となっています。事故の大半は製造事業所で発生しており、その中でも「冷凍」に係る事業所での事故件数が最多となっています。現象別にみると「噴出・漏えい」によるものが約９割を占めており、負傷者についても「噴出・漏えい」に起因するものが多くなっています。死者数は２人となっており、いずれも爆発によるものです。

事故の原因として、ハード面では腐食・締結管理不良などの設備維持管理上の問題が多く、ソフト面では誤操作・誤判断などのヒューマンエ

ラーが多くなっています。

神戸市においては、2025 年は高圧法に係る事故は９件発生しています。

③ 液石法

全国的にみると、事故件数は前年比 51 件の増加となっています。原因者別では、「他工事業者」、「一般消費者等」及び「LP ガス販売事業者等」に起因する事故が多くを占めています。死者数については、０人となっています。

神戸市において、2025 年は液石法に係る事故は発生していません。

● 保安三法施設等保安体制の充実

神戸市では、保安三法関係施設等における災害の未然防止及び災害発生時における円滑な消防活動に資するため、関係施設等の実態把握を目的とした立入検査を推進しています。

2025 年度中は 257 件の立入検査を実施し、61 件の是正指導を行いました。

また、火薬類事故の防止に向け、花火大会などの煙火消費については、事前の現地調査や、消費当日の立入検査を実施し、煙火の規模に応じた保安距離の確保状況や打揚げ筒の設置状況、火災危険の有無等を確認しています。

このほか、保安体制の充実に向け、2025 年中は以下のような取り組みを推進しました。

(1) 火薬類危害予防週間

火薬類危害予防週間は、毎年６月 10 日から 16 日までの期間中、火薬類による災害・事故を防止し、公共の安全を確保することを目的として実施しています。

期間中、火薬庫や販売所に対する立入検査を実施したほか、経済産業省が作成する広報用ポスターを配布し、危害予防意識の高揚を図りました。

(2) 高圧ガス保安活動促進週間

高圧ガス保安活動促進週間は、毎年 10 月 23 日から 29 日までの期間中、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ることを目的として実施しています。

期間中、高圧ガス保安協会が作成したポスターを消防署に掲示し、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の推進を図りました。

● 許認可行政手続におけるスマート化の推進

神戸市ではデジタル技術を活用し、市民や事業者がオンラインで行政手続を行える環境を整えるとともに、業務の効率化を図ることを目的に、行政手続のスマート化を推進しています。

保安三法事務においても、電子申請の導入や手数料のキャッシュレス決済化によって、申請者の利便性の向上を図っています。

さらに、2023 年 12 月からは一部の手続において処分通知の電子交付を開始し、手続をオンラインで完結できるようになりました。スマート化により来庁者は徐々に減少してきており、担当職員についても窓口対応に要する時間が減少したことで、立入検査や書類審査に充てる時間が確保しやすくなりました。今後も更にスマート化に取り組み、危険物事務や保安三法事務のさらなるスマート化を推進し、事業者の利便性向上及び業務の効率化に取り組んでいきます。

第　６　章

新しい時代に対応する人づくり

１　消防行政は人なり

神戸市では、昨今の人口減少の進展と厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を強力に推し進めています。このような状況にあっても、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりのため、消防力の充実・強化は行っていかなければなりません。

そのためには、消防車両、資機材の充実強化のみならず、それらを活用する人材を育成し、職員個々の能力を高め、組織力を強化させることが重要です。

また、「行政は人なり」と言われます。市民に対し常に質の高い行政サービスを提供していくためには、人材を効果的に活用し、効率的な組織運営を行っていく必要があります。

地方分権、市民ニーズの多様化など行政を取り巻く社会情勢が変化し続けている今日においては、変化に対応するための人材の確保、適材適所の人員配置、ベテラン職員の活用と活性化、女性消防吏員の登用とその職域の拡大、職員研修体制の充実など社会情勢に対応した職員育成のための幅広い仕組み作りが必要になってきています。

消防局では、このような考え方のもと、人材育成を進めています。

２　人材の確保

消防職員には、様々な専門的知識、能力が求められます。複雑・多様化する社会情勢に適切に対応するためには、様々な分野の人材を確保することもまた必要となります。

消防局では、関西の大学・高等専門学校等において、消防局の組織、事業内容等についての説明会を行うことで消防業務に対する理解を深めてもらい、より様々な専門分野から人材を確保できるように努めています。

また、消防局が主催する「神戸市消防職員就職説明会」においては、業務紹介だけでなく、消防署での訓練見学等も取り入れ実施しています。また、同時にオンラインでの配信も行い、より多くの方へ消防局の魅力が発信できるよう努めています。

さらに、採用パンフレットの配布、神戸市ホームページやSNSへの採用案内や動画の掲示など、様々な広報を行っています。



神戸市消防職員就職説明会

職員採用試験においては、人物重視の採用を行っています。また、より幅広い人材が確保できるよう、受験資格である年齢要件を、一般行政職と比較して高く設定しています。さらに、様々な経験や専門性を持った多様な人材を確保するために、2024年度から新たに10月採用を実施しています。

2025年度実施の採用試験（2026年４月採用）では、大学卒の競争率が 4.5倍、短大・高専卒が 9.0倍、高校卒が 4.5倍となっています。

３　人をつくる・いかす

職員の士気を高め、更なる技能の向上へとつなげるため、消防局では、消防車両の運転・操作に技能認定制度を導入しています。また、防火査察、消防用設備等、危険物、火災調査などの各分野で高い水準に達した技能を持つ職員に対して、エキスパート資格を与えています。

このほか、人事評価、自己申告等で職員の能力適性、希望を基にした適材適所の人事配置を行うとともに、職員自身も業務の目的を理解し、目標を設定することによって、効率的な業務執行に努めています。

さらに、より幅広い視野を持って政策形成を行うことができる職員を育成するため、総務省消防庁や神戸市の他部局等に職員を派遣したり、人事異動によらず職員を局内の他所属へ一定期間派遣して、派遣先の所属で業務にあたらせたりするなど、様々な知識・経験を習得する機会を設けています。

４　研修制度の充実

社会情勢の変化に伴って、行政への需要は増大しており、これに的確に対応するためには、職員個々の能力を向上させていく必要があります。

市民防災総合センター（神戸市消防学校）では、新規採用消防職員に対する基礎的な研修である初任科教育をはじめ、救助課程や火災調査課程等の特定の分野に関する専門的研修、昇任時研修、現任研修を実施し、職員の能力開発を行い、ICT を活用し、より効率的かつ効果的な研修を実施しています。

さらに、職員は神戸市職員研修所が実施するテーマ別研修や階層別研修、オンライン研修等も受講し、積極的な能力向上に努めています。

消防局では、総務省消防庁の教育訓練機関である消防大学校の各種研修に職員を派遣し、消防業務に関する高度な知識及び技術を習得させ、監督者及び指導者としての資質向上を図っています。

また、職場における OJT を推進しています。この手法は、担当業務を通じて上司が部下に対し直接きめ細かい指導を行うことができるため、業務に必要な知識や技術を効率良く習得することにつながっています。

５　女性消防吏員の採用と職域の拡大

現在の社会においては、男女がともにその個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現が重要です。神戸市消防局では 1997 度から女性消防吏員の採用を行っています。

女性消防吏員の採用を開始した当初は、予防広報や防火安全指導等の業務に従事し、災害対応へは従事させておりませんでしたが、その後、2000 年４月に神戸市で初めての女性救急隊員が誕生して以来、2003 年４月に管制業務、2009 年４月に指揮隊業務、さらに 2014 年 10 月には、業務特性から女性の配置が困難な救助隊及び特殊災害隊などを除く全ての業務に職域を拡大しました。

2026 年４月１日現在、 83 名の女性吏員が在職し、うち 33 名が交替制の業務に従事しています。

６　魅力ある職場づくり

消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め消防事務を円滑に運営することを目的として、1995 年 10 月に消防組織法が改正され、1996 年 10 月に消防局の組織として「消防職員委員会」が設置されました。

消防職員委員会は、①消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること、②消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること、③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関することついて、消防職員から提出された意見を審議し、消防長に意見を述べる制度です。

消防局では、消防職員委員会に提出された職員の意見に対して、職場環境等の改善、消防被服の改良、職員提案による業務改善等を行っています。消防局では消防職員委員会を 2025 年度までに計 30 回(概ね年１回)開催しました。

７　職員の健康管理と安全衛生管理

●　職員の健康管理

職員の健康状態を把握することにより、疾病の早期発見や労働による健康影響の評価を行い、その結果に基づく対策を実施して、健康の保持を図っています。

健康管理の種類は以下のとおりです。

(1) 定期健康診断（深夜業務健康診断を含む）
(2) 胃部検診
(3) 新規採用職員健康診断
(4) 情報機器作業従事者特殊健康診断
(5) 保健指導
(6) Ｂ型肝炎対策（ワクチン接種）
(7) 高気圧業務従事者健康診断
(8) 有機溶剤健康診断
(9) 大腸疾患検査
(10) 破傷風予防接種
(11) ４種（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）予防接種
(12) 航空身体検査

● メンタルヘルスケアの推進

(1) 消防職員相談窓口

市の相談窓口に加え、外部の専門機関に相談窓口を開設し、職員及びその家族が精神科医、臨床心理士、保健師による相談、カウンセリングを受けることができるようにしています。

(2) 職員の研修体制の強化・推進

外部の専門機関が主催する研修会に参加するほか、専門研修等に精神科医、臨床心理士を講師として招き、セルフケア研修やラインケア研修を実施しています。

(3) メンタルヘルスチェック

市のメンタルヘルスチェックを推進し、受検率の向上対策及び結果のフィードバックを実施しています。

● 職員の安全衛生管理

消防局では、職場ごとに月１回、「職場安全衛生委員会」を開催し、職場環境や施設・装備に関する事項など、様々な課題について話し合い、よりよい職場環境づくりに努めています。

また、2025 年度からは、階級・年齢・係を問わず、若手職員からベテラン職員までが参加する「少人数ミーティング」を実施しています。活発な意見交換を通じて、職員一人ひとりの危険予知能力や当事者意識を醸成するとともに、各職場における安全衛生風土の確立・強化を図っています。

さらに、安全衛生管理の手法として「リスクアセスメント」を実施しています。リスクアセスメントとは、職場に存在する危険性・有害性を特定し、リスクを見積もった上で優先度を設定し、リスクを低減するための対策を決定する一連の手順です。リスクアセスメントを実施し、その事例を職員間で共有することで、危険に対する感受性を高め、類似災害の発生防止につなげています。

第　7　章

消防施設の整備

1　消防施設の整備

神戸市では、消防庁舎が大災害時にも必要な機能を果たせるよう、施設の整備に努めています。
また既存庁舎のなかには、老朽化しているものや、消防局の事業体制の変化に伴いスペース確保の必要性が生じているものがあり、改築の検討や改装を計画的に行っています。

2　庁舎管理

庁舎機能の維持・確保を目的として、屋上防水・外壁、給排水設備、電気設備等の改修・補修を随時実施しています。
2025 年度は、深田池、青谷橋、運南、山田、板宿、舞子出張所の待機室個室化工事のほか、六甲アイランド出張所の女性専用施設整備、４署所の照明設備更新等を行いました。

3　車両製作

●　2025 年度製作車両

(1) 15m級はしご車

伸縮水路管付きの15mはしごを搭載しており、迅速かつ確実な消火活動と救助活動を行うことができます。
中央消防署本署、垂水消防署本署に配置しました。



15m級はしご車

(2) 小型ポンプ車

コンパクトな車体にＡ２級のポンプを搭載しており、大きい車両では進入困難な狭隘路にも進入して消火活動を行うことができます。
東灘消防署本署、灘消防署青谷橋出張所、北消防署本署、北消防署山田出張所に配置しました。



小型ポンプ車

(3) 小型タンク車

小型ポンプ車をベースに800L水槽を装備しています。消火栓等から水を取らなくても、水槽の水を利用して早期の放水が可能となっています。
長田消防署大橋出張所に配置しました。



小型タンク車

(4) 高規格救急車

コンパクトな車体に多数の救急資機材の積載と、高度救命処置用の車内スペースを確保した車両です。傷病者搬送時の安定性と走破性を高めるため、フルタイム四輪駆動方式の採用に加え、全方位モニターや近接センサーを装備した安全性が高い救急車です。

中央消防署本署、中央消防署山手出張所、北消防署本署、北消防署ひよどり出張所、長田消防署本署、西消防署押部谷出張所、水上消防署（救急部救急課）に配置しました。



高規格救急車

(5) 輸送車

大容量の積載庫及びパワーゲートリフターを搭載した車両です。最大積載量は5,000 kgで資器材搬等、多目的に使用可能です。



輸送車

(6) 救助先行車（消防庁貸与車両）

大規模な災害が発生した際、救助資機材を携行し、災害現場へ先行して入り、情報収集及び初動救助活動を行うための車両です。

垂水消防署本署に２車種を配置しました。





救助先行車

(7) 業務車両

各種広報活動及び消防団活動の支援等を目的とした非緊急車両で、広報車などがあります。

総務部施設課、警防部警防課、西消防署本署、市民防災総合センターに配置しました。



広報車

● 車両の低公害化の推進

神戸市では環境保全に資する取り組みの一環として、「公用車への次世代自動車の導入基準」に基づき、低公害車の導入を推進しています。消防局においても業務車だけでなく、消防車や救急車も可能な限り低公害車を採用しています。

4 車両の点検整備

市民防災総合センター内にある消防局整備工場は、指定整備工場として、消防車、救急車、業務車の法定点検整備や、故障による臨時整備、消防装置の点検整備作業を実施しています。計画的に実施することで、車両の運用停止期間を極力短縮しています。また、はしご車の梯体や車体安定装置については、安全性を確保するため、専門業者により計画的に分解整備及び定期点検を実施しています。



消防局整備工場（市民防災総合センター内）

5 機械器具の点検整備

災害現場で活用する空気呼吸器やガス検知器などの各種機械器具の機能を維持し、安全性を確保するため、法定検査や臨時整備などを実施するとともに、計画的な更新を実施しています。

6 消防艇の点検整備

２艇ある消防艇は定期的に法定点検を受検しており、また、航行性能を維持するため、毎年１回、造船所のドックにて船体やスクリュー等に付着した海生物を除去して再塗装しています。エンジンや放水装置等についても随時整備を行っています。



造船所ドックでの上架整備

7　消防救急デジタル無線

神戸市では、国が行う無線のデジタル化に伴い、2010 年度から 2012 年度までの３か年で、消防救急デジタル無線の整備事業を行いました。

この時の整備から 10 年以上が経過し、安定した無線運用を確保するため、2021 年度から７か年かけて無線機器の更新事業を実施しています。

2025 年度は、消防車両に積載する車載型無線機 60 台分の購入と、市役所１号館の無線基地局の機器更新を実施しました。



無線基地局

8　消防管制システム

消防車両等の出動管理は、「消防管制システム」により行なわれています。

現在運用している「消防管制システム」は、2012 年２月に導入され、24 時間 365 日、日々の消防業務を支えています。

消防管制システムでは、119 番通報のあった災害地点を適確に把握するとともに、消防車や救急車がどこにいるのかという情報を、走行中の車両も含めて管理することで、現場に近い消防車両を自動的に選別して出動させる機能を有し、出動車両の選別がより適確化されるようになっています。

また、水災や震災等の広域・同時多発災害発生時には、各署の指令系端末で車両選別及び出動指令ができるなど、災害対応の迅速化・効率化を実現しています。

そのほか、車両に積載する情報端末の高機能化により、災害現場付近の危険情報や、大規模な建物等に対する活動方針の表示、同じ災害に出動している他車の位置の表示、救急現場での患者の受け入れが可能な病院一覧の表示等、様々な活動支援情報がリアルタイムで現場の隊員に提供されています。

さらに、ヘリコプターが撮影した現場状況映像や、高所監視カメラ等の映像を専用端末機にて受像できる等、災害現場の危険排除や現場活動の効率化を図っています。

こうした消防管制システムは、消防業務の効率化等に欠かせない存在ですが、機器類やシステム全体の使用期限を迎えるため、現在、2027 年度からの新しい消防管制システムの運用開始に向けた作業を行っています。

総務省消防庁が推進する消防指令システムの高度化検討の動きや、神戸市が進める DX の動きにも注目しながら、ICT 化の更なる推進も視野に入れ更新作業を進めています。



消防管制システム

第　８　章

市民防災総合センターの業務

市民防災総合センターには、①消防職団員に対する教育、訓練、研修及び消防防災に関する研究を行う教育係、②市民に対する防災教育・救急講習等を広く活動している市民研修係、③消防署の支援や演奏活動を通じた防災情報の発信や防災教育を実施する特別消防係（消防音楽隊）の、３つの組織で構成されています。
また、消防車両、資機材の整備等を行う消防局整備工場も併設されています。



市民防災総合センター

１　消防学校の研修概要

消防学校では、「消防局人材育成基本計画」に基づき、市民が安心して暮らし、働けるまちの実現に向けた質の高い人材育成を行うとともに、消防団員、市民及び事業者に対して、防災に関する各種の研修を実施しており、各教育・研修はICT（VR、LMSの活用、リモート講義など）を活用した内容で行っています。

●　消防職員に対する研修

(1) 新規採用職員研修

消防吏員として必要な知識・技術の習得のため、新規採用職員研修を実施しています。６か月間の初任科教育課程（全寮制）で、2025年度は、前期（４月～９月）38名（女性５名）、後期（10月～翌３月）14名（女性０名）、計52名が消防学校の門をくぐり、厳しい教育訓練に臨みました。





初任科教育課程学生の教育訓練

(2) 昇任研修

消防司令長及び消防司令へ昇任する管理職研修や、消防司令補、消防士長への昇任研修など。
その階級に昇任する職員への昇任課程を実施し、階級に応じた知識と技術の習得、指揮能力・管理監督能力等の向上を図るために実施しています。

(3) 専科研修

専科研修は、予防、警防、救急、救助などの各業務に携わる職員が、高度な専門的知識、技術を習得することを目的に実施しています。
なお、職員の教育研修は、働き方改革に基づき、社会情勢の変化に準じた内容とするとともに、研修効率の向上を目指しています。



専科研修（救助課程）

(4) 特別研修

初任科教育や専科研修等の中で実施されているカリキュラムのうち、特に重要なものは、職員の資質向上の目的のため、特別研修として実施しています。

● 消防団員に対する教育

阪神・淡路大震災以後、消防団の災害現場における活動内容が大幅に見直され、消防団員に対する教育訓練は、火災、水災、震災等に幅広く対応できるよう、基礎教育と幹部教育の２つに区分し実施しています。

基礎教育は、新しく消防団員となった方を対象に、消防団員としての心構えや、災害時における消防活動の基礎知識、日常時の地域の防災リーダーとしての役割等について教育を行っています。

幹部教育は、消防団の幹部として必要な、消防団の運営管理及び活性化に資する広い知識を習得するための「指揮幹部科分団指揮課程」と、災害時における現場指揮及び安全管理知識を習得し、地域住民に対する防災指導力の向上を図る「指揮幹部科現場指揮課程」を、2015 年度より実施しています。



消防団教育訓練（水防）

２　消防科学研究業務

各種の試験装置を活用して、火災原因を科学的に究明すること、危険物等の性状を確認すること、さらには災害の予防や防災にかかる消防科学研究を通じて、市民の安全に寄与しています。

● 危険物等の性状確認に伴う試験

消防法に規定する危険物のうち、第４類（引火性液体）の確認試験を実施しています。

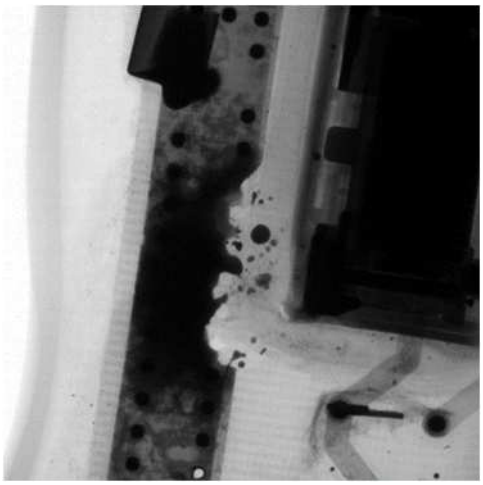
【試験区分】

- 引火点測定試験
- 動粘度測定試験
- 燃焼点測定試験
- 発火点測定試験
- 可燃性液体量測定試験
- 液状確認試験

危険物の不法貯蔵等に係る違反処理を行うため、また、各事業所の新規開発商品等が危険物や指定可燃物に該当するか否かを判定するために、確認試験が必要となります。

● 火災原因の鑑定試験等

火災原因を科学的に究明するため、各種試験装置を活用して、火災現場で採取された残さ物から油分の抽出を行ったり、焼損した電気配線から溶融痕を確認したりするなど、出火の原因及び火災の延焼拡大に至った原因を特定するための基礎資料となる、鑑定試験を実施しています。



焼損した電化製品の内部（Ｘ線透過）

●　消防に関する資料収集と火災危険の研究

消防に関する各種文献・実験記録を収集し、これらの資料を鑑定・実験研究に活用しています。また、火災事例から火災危険を掘り起こし、実験・考察をすることで、災害予防に反映させる研究を行っています。

●　災害資料の収集・保存と活用

過去の貴重な災害資料の散逸を防ぐために、災害資料を一元的に収集・保存しています。

さらに、これらの資料を基に、災害事例集を作成しており、過去の災害から教訓を学び、類似災害への対応力を高めるために活用しています。

●　職務研究の推進

消防装備や消防機器の改良・開発、効果的な消防戦術の研究など、職員の職務研究を推進する「神戸消防・技能フロンティア制度」を実施しています。

災害の最前線で活動する職員のアイデアを実現するため、相談・アドバイス、そして研究成果の発表・活用を支援しています。

3　特別消防係（消防音楽隊）の活動

特別消防係（消防音楽隊）は、特別消防隊の運用、消防音楽隊の演奏による防災広報、市民に対する防災指導、防火対象物査察の支援などの業務を実施し、市民生活の安全・安心の確保に努めています。

●　特別消防隊としての部隊活動

市民防災総合センターでは、特別消防係員を中心とした特別消防隊を編成し、市内で発生する大規模災害等に備えています。

特別消防隊は、市内災害における消防力の増強及び支援活動を行うほか、「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づく県内各自治体への応援出動や、緊急消防援助隊の登録部隊として、広域的な災害対応にも従事しています。

このように、特別消防隊は、市内における災害対応のみならず、県内外で発生する大規模災害に対しても、応援部隊として出動できる体制を整えています。



緊急消防援助隊の活動状況（能登半島地震）

●　神戸市消防音楽隊としての活動

神戸市消防音楽隊は、1952 年 11 月の発足以来、音楽を通じた消防広報や防災教育を行っています。

演奏活動を通じて、市民の皆様に安全・安心情報を発信しています。



神戸市消防音楽隊

(1) 消防広報演奏

消防広報及び市民の防火・防災意識の向上を目的として、次のような行事等で演奏を行っています。

① 消防局・消防署・消防団が主催する行事

神戸市消防局、消防署及び消防団が主催する消防出初式、火災予防運動、各種行事・訓練等において、消防広報を目的とした演奏を行っています。

② 地域団体が主催する行事

自治会、婦人会及び防災福祉コミュニティ等の地域団体が主催する行事や訓練等に参加し、地

域住民に対して火災予防や防災に関する広報を行い、地域における防火・防災意識の向上を図っています。

③ 公共機関等が主催する広報行事

市内の公共機関等が主催する広報行事をはじめ、神戸まつりや神戸港に入港する大型客船の歓送迎演奏等において、消防広報を目的とした演奏を行っています。



大型客船の歓送迎演奏

④ 防火いきいきコンサート

高齢者の防火意識向上など火災予防を促進するため、市内の特別養護老人ホーム等を対象に、防火広報を組み込んだ「防火いきいきコンサート」を実施しています。

⑤ きらめき防災コンサート

震災から３年後の 1998 年に、震災復興記念事業として「元気アップコンサート」を開始しました。その後、震災周年事業として「かがやきコンサート」、「きらめきコンサート」など名称を変更しながら毎年開催しており、2023 年からは「きらめき防災コンサート」として開催しています。



きらめき防災コンサートにおけるフラッグ演技

⑥ グリーンコンサート

1978 年から、市民と消防のふれあいの場を提供するとともに、消防広報を行うことを目的として、４月から５月及び 10 月の金曜日の昼休み時間帯に、東遊園地で「グリーンコンサート」を実施しています。



グリーンコンサート

⑦ まちかど防火コンサート

多くの市民が訪れる商業施設等において、消防広報を目的とした「まちかど防火コンサート」を開催しています。

(2) 防災教育

消防音楽隊は、将来の防災の担い手となる子供たちに、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験から得た教訓、いのちの大切さ、防災の重要性を継承するため、市内の小学校、中学校及び特別支援学校等において、防災教育を実施しています。

この防災教育では、「安全・安心の体験」を盛り込んだ防災教育として「いのちのコンサート」を実施し、音楽を通じて子供たちが災害への備えや助け合いの大切さを学べる機会としています。



「いのちのコンサート」紙芝居を使った防災教育

４　市民研修係の活動

市民や市内の事業所等を対象に、震災の教訓の継承及び災害対応能力、防災知識の向上のための防災体験学習並びに市民救命士講習を実施し、地域防災力の更なる強化を図っています。

●　市民救命士講習会

神戸市では、市民救命士講習会を実施して、応急手当の普及・啓発に取り組んでいます。

(1) 定例講習

・一人から申し込みが可能

・長田消防署防災研修室（長田消防署４階）で、定期的に開催

(2) 出張講習

・概ね 12 名以上（30 名まで）の団体での申込み

・講習会の開催場所の準備があれば指導員が現地に出向き講習会開催（神戸市内に限る）



市民救命士講習会

●　防災体験学習

事業所や自治会、各学校など多くの市民の皆様を対象に、総合訓練塔などの施設を使用して、誘導灯・煙体験、暴風雨体験、冠水歩行・水圧ドア体験など、楽しく学べる防災体験を実施しています。

また、座ったままゴーグルをかけるだけで様々な災害を疑似体験できる、VR（仮想現実）機器を活用した防災教育を行っています。VR 機器を活用することで、幅広い層への防災意識の浸透を図っています。

さらに、地震体験車「ゆれるん」は、過去または予想される地震の体験に加えて、VR と連動した揺れを体験することができ、地震に対する備えの大切さをよりリアルに実感できます。



冠水歩行体験



「ゆれるん」による地震体験



VR 災害疑似体験

資　　料

凡　例

1　「～年」とあるのは１暦年間（１月～12 月）の事実を、「～年度」とあるのは１年度間（４月～翌年３月）の事実を示す。

　また、「～年～月～日現在」とあるのは当該日における事実を表している。

2　統計表中の一般的な記号の用法は次のとおりである。

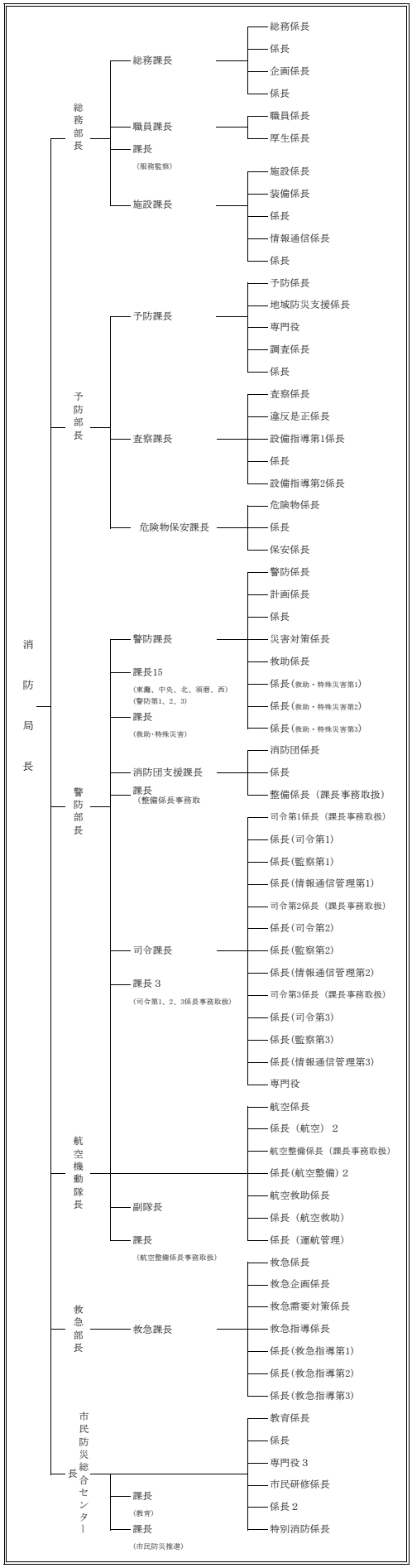
「－」　…該当数字なし

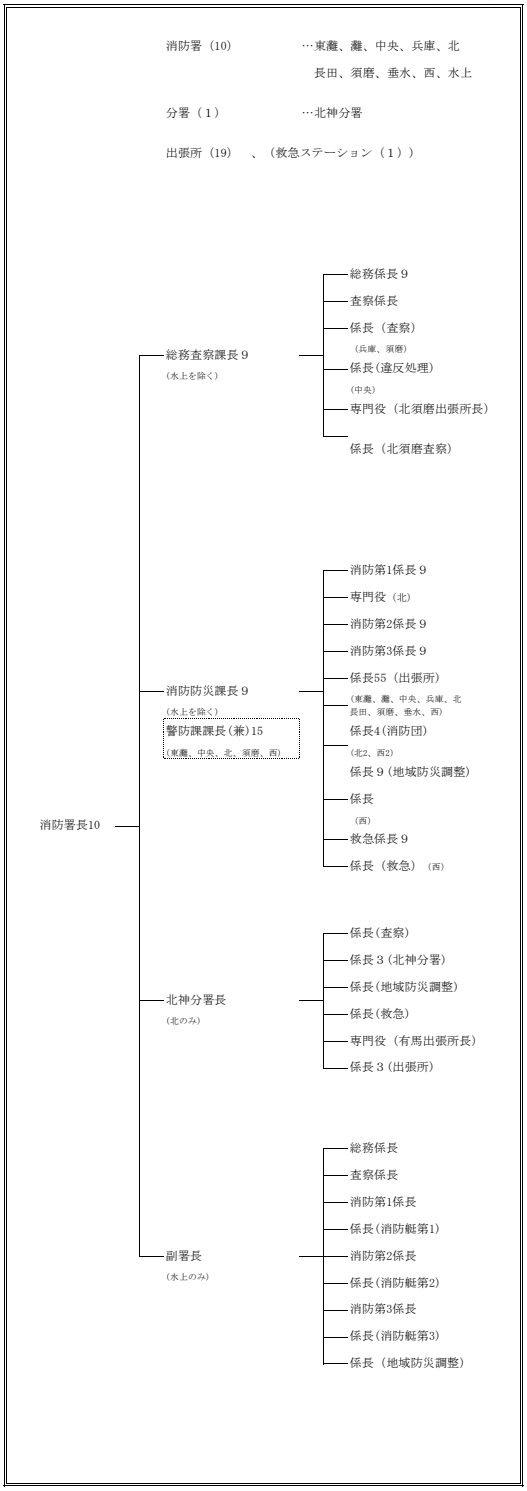
「０」　…該当数字を四捨五入した結果、０となったもの

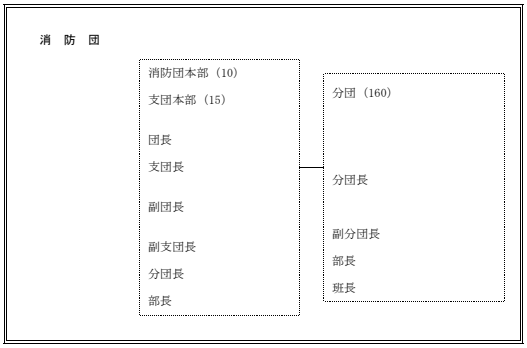
「…」　…不明、不詳、不定及び算出不能の数

1　消防機関の機構図

（2026年４月１日現在）







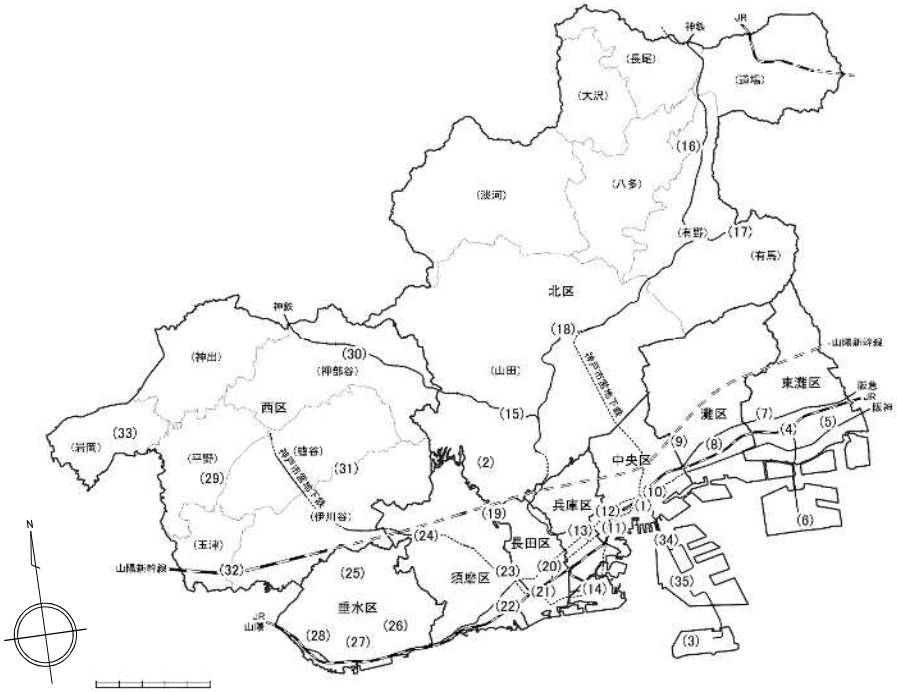
2　消防署所等所在地・庁舎規模

（2026年４月１日現在）

消防機関名	所在地	構造	規模 建物	規模 土地	所管の別 建物	所管の別 土地	建設年月
1 消防局	中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所4号館〔危機管理センター〕	S造及びSRC造一部RC造 9F地下1Fのうち 3,4,5F使用	延 9,188㎡ のうち 3,069㎡ 使用	－	神戸市	神戸市	2012年2月
2 市民防災総合センター	北区ひよどり北町3丁目1番地	RC造 8棟 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造 2棟 S造 5棟	延 10,069㎡	29,681㎡	消防局	消防局	1980年3月
3 航空機動隊	中央区神戸空港8番地12	S造 2F	延 2,439㎡	17,039㎡	消防局	神戸市	2018年3月
4 東灘消防署	東灘区住吉東町5丁目2番1号	SRC造 6F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 16,596㎡ のうち 3,814㎡ 使用	－	神戸市	神戸市	1999年12月
5 青木出張所	〃 本山南町2丁目12番7号	SRC造 9Fのうち 1,2F 一部使用	延 5,514㎡ のうち 889㎡ 使用	175㎡	消防局	消防局	1997年3月
6 六甲アイランド出張所	〃 向洋町中4丁目2番地3	RC造 2F	延 888㎡	1,655㎡	消防局	消防局	1998年2月
7 深田池出張所	〃 住吉山手4丁目11番1号	RC造 3F	延 358㎡	370㎡	消防局	消防局	1989年11月
8 灘消防署	灘区神ノ木通3丁目6番18号	RC造 4F地下1Fのうち 1,2,3,4F 一部使用	延 4,988㎡ のうち 1,718㎡ 使用	－	消防局	神戸市	1959年8月
9 青谷橋出張所	〃 城の下通2丁目3番1号	RC造 2F	延 460㎡	400㎡	消防局	消防局	1986年8月
10 中央消防署	中央区小野柄通2丁目1番19号	SRC造・RC造 9F地下1F のうち1,2,3F,地下1F 一部使用	延 9,526㎡ のうち 3,773㎡ 使用	2,500㎡	消防局	消防局	2000年3月
11 栄町出張所	〃 栄町通7丁目1番6号	RC造 5F 地下 1F	延 1,989㎡	1,250㎡	消防局	消防局	1992年11月
12 山手出張所	〃 下山手通7丁目1番13号	RC造 2F	延 629㎡	583㎡	消防局	消防局	2011年3月
13 兵庫消防署	兵庫区荒田町1丁目21番1号	S+SRC造 9F地下1F のうち1,2,3,4F ,地下1F 一部使用	延 15,829㎡ のうち 2,959㎡ 使用	－	神戸市	神戸市	2021年7月
14 運南出張所	〃 浜山通2丁目4番1号	RC造 2F	延 451㎡	400㎡	消防局	消防局	1984年10月
15 北消防署	北区北五葉2丁目1番9号	RC造 4F	延 3,213㎡	3,338㎡	消防局	消防局	2001年2月
16 北神分署	〃 藤原台北町7丁目20番1号	S造 1F	延 911㎡	2,569㎡	消防局	消防局	2003年10月
17 北神分署有馬出張所	〃 有馬町字ウツギ谷1307番地8	RC造 2F	延 698㎡	1,387㎡	消防局	消防局	1982年9月
18 山田出張所	〃 山田町下谷上字池ノ内21番地3	RC造 2F	延 405㎡	722㎡	消防局	消防局	1987年10月
19 ひよどり出張所	〃 ひよどり台南町1丁目15番地120	RC造 2F	延 757㎡	1,357㎡	消防局	消防局	1994年10月
20 長田消防署	長田区北町3丁目4番地の8	RC造 4F地下1F	延 3,436㎡	1,800㎡	消防局	消防局	1990年2月
21 大橋出張所	〃 大橋町3丁目2番5号	S造 4F	延 1,110㎡	384㎡	消防局	消防局	2017年3月
22 須磨消防署	須磨区中島町1丁目1番1号	SRC造 5F	延 3,265㎡	2,673㎡	消防局	消防局	2019年2月
23 板宿出張所	〃 川上町2丁目1番7号	RC造 2F	延 320㎡	321㎡	消防局	消防局	1975年5月
24 北須磨出張所	〃 西落合1丁目1番1号	RC造 3F	延 869㎡	1,700㎡	消防局	消防局	1982年9月
25 垂水消防署	垂水区舞多聞東1丁目10番30号	SRC造 4F地下1F	延 3,255㎡	3,026㎡	消防局	消防局	2007年2月
26 塩屋出張所	〃 青山台5丁目1番33号	RC造一部S造 2F	延 340㎡	660㎡	消防局	消防局	1974年7月
27 高丸出張所	〃 野田通10番5号	RC造 2F地下1F	延 1,336㎡	1,057㎡	消防局	消防局	1975年3月
28 舞子出張所	〃 舞子台3丁目14番5号	RC造 3F	延 469㎡	343㎡	消防局	消防局	1988年3月
29 西消防署	西区春日台5丁目1番地10	RC造 4F	延 2,814㎡	2,940㎡	消防局	消防局	1992年2月
30 押部谷出張所	〃 桜が丘中町1丁目848番地1122	RC造一部S造 2F	延 511㎡	998㎡	消防局	消防局	1978年3月
31 西神南出張所	〃 室谷2丁目12番3号	RC造一部CLTパネル構造 2F	延 796㎡	1,345㎡	消防局	消防局	2021年11月
32 伊川谷出張所	〃 伊川谷町潤和字柿田1056番地	RC造 5F地下1Fのうち 1,2F 一部使用	延 6,805㎡ のうち 652㎡ 使用	－	消防局	私有地	1970年9月
33 岩岡救急ステーション	〃 岩岡町岩岡922番地の1	RC造 2Fのうち 1F一部使用	延 926㎡ のうち 30㎡ 使用	－	神戸市	神戸市	1979年4月
	（車庫棟）	軽量鉄骨造 1F	延 43㎡	－	消防局	神戸市	2007年9月
34 水上消防署	中央区港島3丁目2番地2	RC造 4F	延 3,083㎡	2,000㎡	消防局	消防局	1997年10月

3　消防署所等配置図

(1)　消防局
(2)　市民防災総合センター
(3)　航空機動隊
(4)　東灘消防署
(5)　青木出張所
(6)　六甲アイランド出張所
(7)　深田池出張所
(8)　灘消防署
(9)　青谷橋出張所
(10)　中央消防署
(11)　栄町出張所
(12)　山手出張所
(13)　兵庫消防署
(14)　運南出張所
(15)　北消防署
(16)　北神分署
(17)　北神分署有馬出張所
(18)　山田出張所
(19)　ひよどり出張所
(20)　長田消防署
(21)　大橋出張所
(22)　須磨消防署
(23)　板宿出張所
(24)　北須磨出張所
(25)　垂水消防署
(26)　塩屋出張所
(27)　高丸出張所
(28)　舞子出張所
(29)　西消防署
(30)　押部谷出張所
(31)　西神南出張所
(32)　伊川谷出張所
(33)　岩岡救急ステーション
(34)　水上消防署
(35)　救急ワークステーション（中央市民病院内）



4　消防職員数

(1)　定員推移

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
定　　数	1,432	1,430	1,431	1,431	1,460	1,459	1,457	1,473	1,494	1,520

(2)　職員の年齢構成　　(2026年４月１日現在)

区分	**総数**	～20歳	～25歳	～30歳	～35歳	～40歳	～45歳	～50歳	～55歳	～60歳	～65歳
総数	1,635	36	176	196	164	167	162	158	282	180	114
消防吏員 （再任用職員除く） （初任科生含む）	1,510	36	176	194	162	160	159	154	272	172	25
消防吏員以外の消防職員	17				2	2	2	2	7	2	
消防吏員 （再任用フルタイム職員）	38										38
消防吏員 （再任用短時間職員）	52									2	50
派遣職員 （定数外派遣）	18			2		5	1	2	3	4	1

５　消防自動車等の保有数

（2026年４月１日現在）

区分	総数	配置状況												
		本部	防災センター	機動隊	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上
総数	249	34	17	4	22	13	19	15	33	17	19	24	23	9
消防車数	138	10	10	－	14	7	12	8	20	11	12	16	12	6
小型ポンプ車	18	－	2	－	2	1	1	1	2	1	2	2	3	1
資材搬送ポンプ車	10	－	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小型タンク車	23	－	－	－	3	2	2	1	4	2	3	4	2	－
化学車	12	－	1	－	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
はしご車	10	－	－	－	2	－	2	－	2	2	－	2	－	－
ブーム付タンク車	2	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	1	－
重機搬送車	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
大型化学高所放水車	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
泡原液搬送車	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
空気充填照明車	2	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－
特別高度工作車	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
救助車	12	2	－	－	1	1	1	1	2	1	1	1	1	－
大型水槽車	11	－	1	－	1	－	1	1	2	1	1	1	1	1
大容量ポンプ車	2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
ホース延長車	3	－	1	－	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－
救助車先行車	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	－	－
特殊災害対策車	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
特殊災害対応タンク車	3	－	－	－	1	－	－	－	1	－	－	－	1	－
輸送車	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
人員搬送車	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
支援車	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ポンプ付特殊災害対策車	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－
指揮車	12	1	－	－	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1
大型除染システム搭載車	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
燃料補給車	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
無線中継車	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
津波・大規模風水害対策車	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
救急車数	43	4	－	－	5	3	4	3	6	3	4	5	6	－
その他の車両数	68	20	7	4	3	3	3	4	7	3	3	3	5	3
無線車	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
調査車	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
査察広報車	26	4	－	－	2	2	2	2	4	2	2	2	2	2
通信工作車	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
輸送車	2	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
司令車	11	1	－	－	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
監察車	6	4	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
連絡車	12	8	1	－	－	－	－	－	1	－	－	－	2	－
広報車	4	－	2	－	－	－	－	1	1	－	－	－	－	－
給油車	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電源装置搬送車	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
起震車	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
消防艇	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
航空機	2	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

6　消防水利施設数

（2026年４月１日現在）

区　分	総　数	東　灘	灘	中　央	兵　庫	北	長　田	須　磨	垂　水	西	水　上
総　数	**34,111**	**3,177**	**2,267**	**2,335**	**2,361**	**6,809**	**1,881**	**2,747**	**3,964**	**7,717**	**853**
公設消火栓数	29,751	2,775	1,945	2,069	1,944	6,008	1,661	2,381	3,566	6,787	615
単口型 75mm	482	27	26	3	12	134	39	51	72	117	1
単口型 100mm	6,681	505	353	337	353	1,633	414	538	876	1,643	29
単口型 150mm	14,029	1,419	1,022	1,044	1,123	2,786	793	1,158	1,660	2,935	89
単口型 200mm	6,177	531	362	451	339	1,096	328	484	691	1,610	285
単口型 250mm	34	4	8	5	1	4	2	6	4	－	－
単口型 300mm以上	2,323	290	173	229	114	346	85	143	262	470	211
双口型	26	－	－	1	2	9	－	1	1	12	－
私設消火栓数	667	45	112	3	184	133	15	69	46	58	2
公設防火水槽数	1,450	87	79	111	93	289	113	158	131	358	31
40m3以上	1,399	86	71	100	80	288	107	150	130	356	31
40m3未満	51	1	8	11	13	1	6	8	1	2	－
うち，耐震性防火水槽	259	45	38	18	29	15	39	28	35	11	1
100m3	253	45	37	17	29	15	37	28	34	10	1
60m3	6	－	1	1	－	－	2	－	1	1	－
私設防火水槽数	971	113	64	36	43	207	30	59	109	254	56
うち 40m3以上	950	111	62	36	39	200	30	59	108	250	55
うち 40m3未満	21	2	2	－	4	7	－	－	1	4	1
指定水利数	466	69	28	92	31	22	40	53	54	63	14
うち 40m3以上	453	66	27	90	29	21	39	52	54	61	14
40m3未満	13	3	1	2	2	1	1	1	－	2	－
水槽	256	36	21	75	19	15	17	14	38	13	8
プール	189	28	7	15	12	6	23	36	14	45	3
井戸	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
池	2	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
泉水	5	2	－	－	－	－	－	2	－	1	－
河川	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
海水･運河	1	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－
その他	13	1	－	2	－	1	－	1	1	4	3
その他水利数	806	88	39	24	66	150	22	27	58	197	135
水槽	36	4	2	3	20	－	1	－	2	4	－
プール	95	6	3	5	3	48	－	2	27	－	1
井戸	4	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－
池	265	5	－	3	－	83	－	12	11	151	－
泉水	1	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－
河川	130	11	13	5	13	18	11	6	12	41	－
海水･運河	260	52	21	4	27	－	10	6	6	－	134
その他	15	6	－	4	3	1	－	－	－	1	－

※2019年4月1日から、指定水利数に「池」「海水・運河」を追加、その他水利数から「工業用水」を削除

7　消防団の状況

(1) 組織・装備　　(2026年４月１日現在)

消防団名	組織				装備		
	本部所在地	団	分団	定員(実員)	積載車	小型動力ポンプ	消防協力艇
総数		**10**	**160**	**4,000** **(3,586)**	**163**	**224**	**8**
東灘	東灘区住吉東町5丁目2番1号 東灘消防署内		10	150	－	10	－
灘	灘区神ノ木通3丁目6番18号 灘消防署内		8	150	1	8	－
中央	中央区小野柄通2丁目1番19号 中央消防署内		10	170	－	10	－
兵庫	兵庫区荒田町1丁目21番1号 兵庫消防署内		6	150	－	6	－
北	北区北五葉2丁目1番9号 北消防署内		49	1,360	67	67	－
(有馬)	北区有馬町字中ノ畑241番地の1 北神区役所有馬出張所内		3	65	4	4	－
(有野)	北区藤原台中町1丁目2番1号 北神区役所内		6	170	8	8	－
(山田)	北区松が枝町2丁目1番地の4 北区役所山田出張所内		11	315	14	14	－
(道場)	北区道場町塩田字下溝尻1418番地 北神区役所道場出張所内		4	135	6	6	－
(八多)	北区八多町附物字杉脇782番地の7 北神区役所八多出張所内		6	170	8	8	－
(大沢)	北区大沢町中大沢字泓1000番地 北神区役所大沢出張所内		6	125	7	7	－
(長尾)	北区長尾町宅原319番地の2 北神区役所長尾出張所内		4	105	5	5	－
(淡河)	北区淡河町木津字尾通54番地 北神区役所淡河出張所内		9	275	15	15	－
長田	長田区北町3丁目4番地の8 長田消防署内		8	150	－	8	－
須磨	須磨区中島町1丁目1番1号 須磨消防署内		8	150	－	8	－
垂水	垂水区舞多聞東1丁目10番30号 垂水消防署内		9	170	1	9	－
西	西区春日台5丁目1番地10 西消防署内		48	1,430	94	94	－
(玉津)	西区玉津町小山180番地の3 西区役所玉津支所内		8	242	14	14	－
(伊川谷)	西区池上4丁目15番地の2 西区役所伊川谷出張所内		8	232	16	16	－
(櫨谷)	西区櫨谷町長谷字光松71番地の1 西区役所櫨谷出張所内		4	145	9	9	－
(押部谷)	西区押部谷町西盛字老之本313番地 西区役所押部谷出張所内		6	164	11	11	－
(平野)	西区平野町宮前字上松148番地 西区役所平野出張所内		5	174	12	12	－
(神出)	西区神出町田井字蔵垣内50番地 西区役所神出出張所内		9	261	18	18	－
(岩岡)	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1 西区役所岩岡出張所内		8	212	14	14	－
水上	中央区港島3丁目2番地2 水上消防署内		4	120	－	4	8

8　年次別火災状況

（単位　件，棟，㎡，ａ，人，世帯，千円）

年次	火災件数						焼損棟数					焼損面積		死傷者数	
	総数	建物	林野	車両	船舶	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積	林野	死者	負傷者
1949年	231	188	21	7	5	10	276	115	59	102	…	13,061	2,031	4	50
1950年	401	276	29	29	5	62	385	137	36	212	…	25,495	26,031	8	89
1951年	511	351	41	49	12	58	497	165	62	270	…	22,344	3,834	5	123
1952年	455	326	37	35	11	46	523	201	55	267	…	23,641	3,884	10	76
1953年	595	400	69	49	9	68	601	187	52	362	…	19,146	13,393	9	89
1954年	598	426	47	65	4	56	684	227	72	385	…	23,374	7,327	4	100
1955年	661	459	63	67	11	61	687	174	65	448	…	19,219	8,705	2	91
1956年	817	547	75	67	17	111	906	284	69	553	…	25,228	3,659	10	104
1957年	669	484	68	67	5	45	880	295	61	524	…	29,227	16,473	12	84
1958年	654	467	64	61	10	52	779	223	80	476	…	23,263	2,391	13	96
1959年	691	491	60	74	15	51	696	197	69	430	…	22,088	1,057	10	97
1960年	889	565	135	89	23	77	746	257	91	398	…	26,984	13,474	9	108
1961年	943	590	137	120	21	75	823	236	95	492	…	25,717	3,228	16	138
1962年	958	597	140	103	19	99	852	251	102	499	…	24,657	11,313	19	109
1963年	937	577	127	117	19	97	743	176	110	457	…	18,174	12,191	31	109
1964年	881	535	93	105	26	122	763	204	106	453	…	33,950	1,391	20	125
1965年	822 (1,042)	446	190	98	19	69	584	144	88	352	…	16,649	11,841	20	114
1966年	579 (985)	394	67	64	18	36	507	143	70	294	…	22,834	948	11	89
1967年	542 (1,127)	338	94	66	21	23	471	117	74	280	…	18,819	3,301	25	86
1968年	402 (953)	277	63	37	10	15	461	130	76	255	…	28,138	6,301	39	135
1969年	517 (1,060)	347	69	52	15	34	566	123	82	361	…	20,083	3,182	14	127
1970年	574 (922)	359	99	60	14	42	581	174	69	338	…	18,913	3,517	20	99
1971年	965	536	133	87	18	191	731	111	60	560	…	14,074	11,793	14	143
1972年	903	526	76	79	14	208	697	85	72	540	…	12,397	1,331	25	122
1973年	1,089	564	167	69	19	270	735	90	62	583	…	17,119	3,628	27	128
1974年	1,041	549	120	87	22	263	678	86	58	534	…	22,342	12,139	14	198
1975年	874	491	83	54	11	235	611	81	45	485	…	12,903	1,750	15	97
1976年	824	500	63	52	9	200	728	162	52	514	…	24,202	3,816	19	99
1977年	841	453	77	56	12	243	597	90	54	453	…	19,177	4,986	26	99
1978年	899	459	127	43	8	262	624	78	52	494	…	17,841	3,823	21	79
1979年	951	525	97	56	6	267	677	85	58	534	…	12,853	2,806	18	113
1980年	791	474	69	60	4	184	655	78	53	524	…	12,027	1,671	25	98
1981年	717	443	44	51	4	175	589	89	42	458	…	15,311	989	18	76
1982年	728	409	67	74	2	176	546	72	44	430	…	12,665	1,104	10	77
1983年	777	454	65	76	3	179	570	57	50	463	…	11,047	707	18	91
1984年	908	480	77	96	1	254	640	76	41	523	…	12,294	362	24	92
1985年	847	475	49	99	5	219	620	51	39	530	…	10,486	245	15	76
1986年	873	490	70	95	3	215	601	57	43	501	…	12,501	475	29	114
1987年	888	512	57	84	－	235	653	63	46	544	…	12,362	632	15	109
1988年	817	470	64	87	1	195	570	45	31	494	…	7,412	255	24	90
1989年	869	501	32	102	2	232	640	57	55	528	…	12,677	321	29	111
1990年	786	410	37	118	3	218	536	44	41	451	…	6,980	211	11	82
1991年	779	446	32	113	4	184	567	37	42	488	…	7,760	93	22	82
1992年	812	449	28	101	1	233	566	47	33	486	…	8,384	377	19	95
1993年	814	396	44	136	2	236	495	33	30	432	…	6,901	474	22	78
1994年	966	420	72	137	4	333	558	59	37	462	…	9,164	257	21	99
1995年	973	532	53	116	4	268	7,851	7,007	114	415	315	826,236	367	538	92
1996年	798	363	74	105	1	255	430	47	25	151	207	9,162	663	19	109
1997年	696	378	25	108	1	184	478	49	34	154	241	7,501	479	14	84
1998年	698	380	11	92	－	215	449	61	19	122	247	6,181	53	13	76
1999年	725	338	38	124	－	225	430	52	27	175	176	7,210	231	21	76
2000年	782	397	25	113	1	246	482	40	20	168	254	6,463	186	10	100
2001年	811	372	39	113	－	287	418	33	18	143	224	4,895	281	9	78
2002年	742	363	51	91	1	236	412	30	20	137	225	4,535	267	15	88
2003年	672	346	17	86	－	223	408	38	31	110	229	7,894	73	22	94
2004年	698	373	18	70	2	235	449	52	28	142	227	7,896	37	23	98
2005年	673	361	21	88	2	201	430	31	35	96	268	4,389	160	21	84
2006年	647	368	24	83	－	172	433	37	25	122	249	7,381	139	20	75
2007年	709	358	27	86	－	238	394	16	19	111	248	3,568	107	16	105
2008年	758	388	18	103	2	247	450	35	28	121	266	7,251	77	13	103
2009年	648	339	17	84	4	204	383	28	15	106	234	8,149	143	15	102
2010年	631	341	28	74	－	188	419	36	32	106	245	6,267	682	14	89
2011年	640	332	23	77	2	206	388	39	23	98	228	6,145	344	13	58
2012年	571	341	12	53	1	164	399	37	16	105	241	4,685	51	14	82
2013年	573	275	23	53	1	221	322	30	23	80	189	4,153	167	11	66
2014年	514	273	10	51	2	178	307	20	15	76	196	3,368	56	13	85
2015年	451	259	8	53	1	130	312	21	16	82	193	3,329	14	25	71
2016年	457	259	6	52	－	140	313	32	11	89	181	3,493	36	20	74
2017年	472	269	10	53	－	140	314	30	16	66	202	3,890	115	12	71
2018年	460	276	8	43	2	131	314	28	9	74	203	3,854	126	18	68
2019年	373	237	4	37	－	95	271	22	13	52	184	3,633	62	11	57
2020年	385	226	15	42	1	101	252	29	9	57	157	4,549	76	12	55
2021年	347	192	8	38	1	108	241	36	6	53	146	3,491	55	10	55
2022年	416	248	5	39	－	124	319	33	27	76	183	7,212	90	15	81
2023年	392	236	10	30	－	116	275	28	10	60	177	3,453	175	12	58
2024年	386	236	8	44	－	98	299	33	15	60	191	5,489	41	8	49
2025年	439	261	18	44	1	115	313	28	20	64	201	5,080	91	13	67

注１：1965～70年の火災件数総数の（　）内数字は、火災の程度に至らない事故を含む件数を示す。
注２：1965.4.1～70.12.末の間、火災の定義を狭義に解釈し、損害額が計上されないものを火災の程度に至らない事故として火災とは別個に処理していたもの。
注３：焼損棟数には爆発火災によるものを含まない。
注４：死者とは、48時間以内に死亡した者をいう。

8　年次別火災状況（続き）

（単位　件，棟，㎡，ａ，人，世帯，千円）

年次	り災人員	り災世帯数				損害額						
		総数	全損	半損	小損	総数	建物		林野	車両	船舶	その他
							建築物	収容物				
1949年	…	295	137	68	90	167,018	51,558	85,694	123	268	2,558	26,817
1950年	…	512	296	27	189	619,437	91,399	512,802	11,504	2,802	609	321
1951年	…	484	200	60	224	416,413	98,742	311,374	250	2,106	2,836	1,105
1952年	…	453	166	41	246	1,011,614	91,782	901,626	133	905	13,451	3,717
1953年	790	488	143	44	301	286,310	53,606	228,784	633	1,868	1,339	80
1954年	1,103	711	322	64	325	258,585	92,865	157,526	183	3,289	4,324	398
1955年	774	557	154	50	353	202,318	61,726	131,569	901	1,242	6,310	570
1956年	1,313	978	440	77	461	284,252	105,445	169,972	120	2,193	6,352	170
1957年	1,172	854	402	36	416	246,750	79,288	154,392	1,815	2,348	8,840	67
1958年	1,210	802	340	66	396	159,003	64,087	93,000	396	1,110	328	82
1959年	917	587	160	83	344	224,721	72,187	140,934	80	2,616	8,576	328
1960年	3,044	711	215	91	405	237,633	101,793	128,516	704	1,951	3,911	758
1961年	3,656	867	277	124	466	334,231	110,154	205,083	739	4,530	11,658	2,067
1962年	3,836	945	328	159	458	332,755	101,441	207,195	3,457	1,859	18,609	194
1963年	2,967	806	222	111	473	323,504	121,652	188,343	2,030	4,139	5,879	1,461
1964年	3,549	925	279	152	494	520,865	183,041	308,858	310	11,234	16,935	487
1965年	2,767	767	228	159	380	267,905	88,408	171,249	1,423	2,315	4,106	404
1966年	1,739	494	121	88	285	398,208	147,225	235,027	11	1,623	13,999	323
1967年	1,960	590	115	159	316	396,946	124,798	213,294	462	3,885	53,609	898
1968年	2,156	626	264	81	281	773,749	299,698	456,869	132	1,748	12,970	2,332
1969年	2,479	713	179	107	427	821,859	263,144	538,304	427	4,422	13,686	1,876
1970年	2,268	671	268	105	298	593,811	247,015	329,707	235	6,930	4,045	5,879
1971年	2,287	718	158	75	485	834,504	287,508	513,898	6,093	4,925	12,072	10,008
1972年	2,267	719	175	76	468	561,792	249,529	277,691	84	6,723	23,950	3,815
1973年	2,228	734	141	61	532	1,052,368	343,258	612,395	3,411	8,658	30,880	53,766
1974年	2,053	677	133	57	487	2,366,428	574,831	1,684,225	1,409	22,982	75,945	7,036
1975年	1,667	562	92	54	416	906,713	306,387	512,970	3,846	19,918	61,471	2,121
1976年	2,499	876	272	64	540	2,914,509	831,719	1,935,787	1,206	24,268	99,960	21,569
1977年	2,082	724	202	63	459	1,632,560	740,997	776,394	31,813	17,418	56,216	9,722
1978年	2,125	735	187	69	479	1,864,093	855,907	865,736	74,466	15,985	38,763	13,236
1979年	1,911	707	182	84	441	1,227,693	549,931	612,995	1,305	3,463	7,866	52,133
1980年	1,715	640	208	55	377	1,629,742	563,707	989,068	1,046	10,736	53,996	11,189
1981年	1,534	527	114	59	354	1,355,194	688,551	635,735	2,731	21,447	4,594	2,136
1982年	1,571	551	124	42	385	955,706	461,206	419,687	299	19,882	13,533	41,099
1983年	1,673	625	135	42	448	1,754,563	576,314	1,146,208	3,008	11,514	57	17,462
1984年	2,142	731	129	59	543	1,982,615	593,800	904,533	718	14,387	456,903	12,274
1985年	1,644	615	113	51	451	1,245,791	521,032	679,526	1	32,686	1,857	10,689
1986年	1,815	616	123	52	441	1,561,546	662,916	862,285	19	28,653	2,741	4,932
1987年	1,864	735	203	59	473	1,372,642	714,515	628,031	2,334	22,680	－	5,082
1988年	1,441	504	69	28	407	1,285,956	527,218	695,143	105	50,393	1,368	11,729
1989年	1,583	636	142	47	447	1,789,493	627,702	1,099,947	1,724	50,251	583	9,286
1990年	1,228	489	107	41	341	985,259	458,497	468,011	147	50,257	485	7,862
1991年	1,430	550	103	46	401	1,128,038	642,557	436,069	255	31,631	423	17,103
1992年	1,323	530	73	67	390	966,561	508,442	378,550	160	48,459	17,141	13,809
1993年	1,032	421	73	28	320	967,411	525,831	356,866	111	53,255	258	31,090
1994年	1,190	486	75	51	360	1,538,709	710,712	732,524	347	70,725	974	23,427
1995年	19,276	8,999	8,248	127	624	23,429,358	19,481,974	3,865,000	726	44,360	62	37,236
1996年	914	356	57	41	258	1,575,384	650,147	860,367	256	51,496	263	12,855
1997年	1,035	386	60	32	294	1,300,553	735,595	493,191	168	28,390	43	43,166
1998年	804	337	69	15	253	954,118	610,522	278,981	－	46,415	－	18,200
1999年	824	354	70	42	242	1,186,305	660,801	380,327	721	53,416	－	91,040
2000年	786	316	38	19	259	1,153,446	706,022	343,907	－	36,561	21,129	45,827
2001年	725	277	35	17	225	854,345	618,328	199,421	50	28,354	－	8,192
2002年	766	319	34	28	257	982,037	712,475	218,511	178	32,326	2,182	16,365
2003年	823	369	58	36	275	1,056,825	655,578	357,564	－	32,722	－	10,961
2004年	918	358	64	34	260	1,107,160	764,762	310,497	－	18,161	1,406	12,334
2005年	752	325	43	33	249	737,533	503,833	194,037	509	33,104	466	5,584
2006年	587	276	38	21	217	1,109,256	723,695	357,793	－	20,242	－	7,526
2007年	640	276	30	22	224	605,999	409,760	179,915	－	12,697	－	3,627
2008年	671	293	40	20	233	929,142	515,400	301,185	167	27,942	41,986	42,462
2009年	597	285	31	25	229	1,144,577	650,249	460,452	6	12,956	11,131	9,783
2010年	739	325	58	29	238	712,523	545,594	131,800	－	26,812	－	8,124
2011年	644	322	41	27	254	733,420	442,881	227,888	－	14,966	36,464	11,221
2012年	683	333	47	14	272	740,982	580,102	121,127	－	11,737	3,374	24,642
2013年	504	236	25	18	193	442,995	276,530	143,957	－	11,186	1,156	10,166
2014年	465	244	29	23	192	456,189	303,822	93,574	536	43,642	9,480	5,135
2015年	513	274	46	30	198	395,677	303,269	68,169	－	15,634	5,607	2,998
2016年	423	220	24	16	180	414,503	287,823	95,793	－	22,395	－	8,492
2017年	445	206	18	13	175	560,421	392,291	136,852	－	25,705	－	5,573
2018年	457	237	48	12	177	424,490	269,677	104,417	－	14,388	3,534	32,474
2019年	422	219	31	21	167	416,212	267,040	115,284	－	31,674	－	2,214
2020年	360	192	30	14	148	415,493	282,644	107,079	25	21,456	1	4,288
2021年	340	184	26	6	152	362,409	236,259	74,466	－	37,661	1,322	12,701
2022年	475	248	48	20	180	845,937	403,012	313,012	－	24,574	－	105,339
2023年	432	237	32	19	186	463,833	293,753	160,763	－	5,888	－	3,429
2024年	346	181	22	11	148	1,127,159	745,120	298,376	－	62,024	－	21,639
2025年	453	222	34	18	170	552,954	386,377	135,209	－	13,914	863	16,591

９　年次別主な出火原因

（件）

区　分	火災件数	放火・放火の疑い	たばこ	コンロ（天ぷら）	電気関係	焼却火・たき火	火遊び	その他
２０２１年	347	56	45	44(18)	48	30	7	117
２０２２年	416	77	48	39(17)	59	39	9	145
２０２３年	392	65	43	52(22)	79	47	2	104
２０２４年	386	58	45	42(19)	78	27	10	126
２０２５年	439	55	62	47(14)	97	43	2	133
建物	261	25	28	46(14)	83	4	1	74
林野	18	9	1	－	－	6	－	2
車両	44	3	2	－	3	1	－	35
船舶	1	－	－	－	－	－	－	1
航空機	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	115	18	31	1	11	32	1	21

注１：電気関係は，電熱器本体，電気機器装置本体，屋内配線コードを合算したもの。
注２：放火･放火の疑いは，放火自損を含む。
注３：その他は、不明を含む。

10　119受信内容

(1)　119専用回線の受信内容

年次	総　数		火災関係		救急関係		その他の災害関係		その他の通報	
		(携帯電話等)		(携帯電話等)		(携帯電話等)		(携帯電話等)		(携帯電話等)
2021年	118,902	(65,562)	1,335	(1,072)	82,691	(44,816)	5,952	(4,017)	28,924	(15,657)
2022年	137,205	(77,702)	1,423	(1,182)	98,091	(54,953)	6,390	(4,349)	31,301	(17,211)
2023年	142,846	(85,102)	992	(739)	99,625	(57,528)	7,302	(4,349)	34,927	(21,621)
2024年	138,653	(82,460)	868	(698)	98,031	(57,301)	7,548	(5,471)	32,206	(18,990)
2025年	134,645	(81,918)	843	(658)	92,632	(55,907)	7,686	(5,476)	33,484	(19,877)

	火災関係		救急関係		その他の災害関係		その他の通報	
2025年中	火災通報	619	救急通報	89,142	その他災害	7,686	訓練・テスト	5,236
の内訳		(457)		(53,405)		(5,476)		(522)
	消防隊連絡	224	病院照会	3,490			間違・無応答等	11,409
注：(　)内は携帯電話等		(201)		(2,502)				(8,312)
							問い合わせ相談	4,991
								(3,524)
							他都市転送	4,924
								(2,714)
							そ　の　他	6,924
								(4,805)

(2)　119通報の回線別内訳

回線種別	119専用回線				NET119番緊急通報システム	聴覚障がい者等FAX119
	固定電話	IP電話	携帯電話	その他		
2025年中の件数	21,822	29,660	81,918	1,245	3	5

11 消防部隊出動状況

2025年中

	総数	火災			水災			その他災害出動			誤報			虚報			その他		
		件数	人員	車両	件数	人員	車両	件数	人員	車両	件数	人員	車両	件数	人員	車両	件数	人員	車両
総数	11601	439	10971	3024	2	10	3	2962	28683	8198	1641	12966	3459	18	104	29	6539	43245	11992
ヘリ	−	−	−	77	−	−	−	−	−	65	−	−	39	−	−	−	−	−	15
艇	−	−	−	4	−	−	−	−	−	32	−	−	3	−	−	−	−	−	−
1月	1228	46	1382	379	−	−	−	290	2786	812	149	1316	360	2	8	2	741	5017	1418
ヘリ	−	−	−	14	−	−	−	−	−	5	−	−	5	−	−	−	−	−	1
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	1	−	−	−	−	−	−
2月	1008	45	1235	340	−	−	−	222	2117	608	137	1454	397	3	15	4	601	4260	1193
ヘリ	−	−	−	10	−	−	−	−	−	4	−	−	6	−	−	−	−	−	1
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
3月	1007	56	1594	442	−	−	−	259	2610	749	149	1075	288	2	11	3	541	3641	1023
ヘリ	−	−	−	12	−	−	−	−	−	6	−	−	2	−	−	−	−	−	4
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
4月	900	36	730	197	−	−	−	238	2445	675	128	1109	287	1	7	2	497	3555	964
ヘリ	−	−	−	5	−	−	−	−	−	11	−	−	5	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
5月	857	35	854	239	−	−	−	233	2275	648	138	1155	304	2	13	4	449	3024	834
ヘリ	−	−	−	3	−	−	−	−	−	2	−	−	3	−	−	−	−	−	3
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
6月	863	34	795	217	1	4	1	245	2359	677	124	929	247	−	−	−	459	2900	792
ヘリ	−	−	−	6	−	−	−	−	−	6	−	−	2	−	−	−	−	−	2
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	−	−	−	−	−	−	−
7月	923	28	657	184	1	6	2	216	2046	585	135	734	194	3	15	4	540	3479	967
ヘリ	−	−	−	5	−	−	−	−	−	2	−	−	1	−	−	−	−	−	3
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	−	−	−	−
8月	979	35	696	194	−	−	−	255	2364	677	120	1022	271	−	−	−	569	3443	947
ヘリ	−	−	−	3	−	−	−	−	−	5	−	−	3	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
9月	943	33	802	219	−	−	−	240	2484	708	125	1052	283	2	11	3	543	3415	947
ヘリ	−	−	−	4	−	−	−	−	−	10	−	−	6	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	5	−	−	−	−	−	−	−	−	−
10月	931	28	419	115	−	−	−	260	2507	709	137	1061	280	−	−	−	506	3370	921
ヘリ	−	−	−	2	−	−	−	−	−	7	−	−	1	−	−	−	−	−	1
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3	−	−	1	−	−	−	−	−	−
11月	917	32	969	267	−	−	−	251	2394	683	133	1084	289	−	−	−	501	3333	921
ヘリ	−	−	−	8	−	−	−	−	−	5	−	−	5	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	2	−	−	1	−	−	−	−	−	−
12月	1045	31	838	231	−	−	−	253	2296	667	166	975	259	3	24	7	592	3808	1065
ヘリ	−	−	−	5	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
東灘	1147	47	837	230	−	−	−	278	2828	789	147	1281	341	3	21	6	672	4411	1217
ヘリ	−	−	−	5	−	−	−	−	−	14	−	−	3	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−
灘	911	28	729	202	−	−	−	222	2264	654	129	978	263	1	7	2	531	3449	955
ヘリ	−	−	−	5	−	−	−	−	−	8	−	−	3	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	1	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
中央	1411	62	1446	393	−	−	−	319	3090	843	289	2456	641	1	7	2	740	4517	1230
ヘリ	−	−	−	7	−	−	−	−	−	3	−	−	8	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
兵庫	1069	29	670	186	−	−	−	253	2261	672	179	1504	406	1	7	2	607	4033	1112
ヘリ	−	−	−	1	−	−	−	−	−	2	−	−	5	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	1	−	−	−	−	−	−
北	1563	57	1675	464	−	−	−	449	4441	1257	180	1348	361	−	−	−	877	6034	1691
ヘリ	−	−	−	20	−	−	−	−	−	16	−	−	5	−	−	−	−	−	4
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
長田	1005	37	944	259	−	−	−	238	2075	627	145	1127	299	4	24	7	581	3871	1073
ヘリ	−	−	−	6	−	−	−	−	−	−	−	−	4	−	−	−	−	−	1
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
須磨	1181	36	719	199	1	4	1	333	3271	921	123	851	225	1	7	2	687	4569	1267
ヘリ	−	−	−	1	−	−	−	−	−	6	−	−	4	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−	−	−	−	−
垂水	1466	42	1169	324	1	6	2	383	3327	992	186	1371	377	4	19	5	850	5600	1560
ヘリ	−	−	−	9	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−
西	1576	91	2489	686	−	−	−	398	3688	1040	234	1825	484	3	12	3	850	5815	1623
ヘリ	−	−	−	21	−	−	−	−	−	6	−	−	6	−	−	−	−	−	5
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
水上	266	10	293	81	−	−	−	89	1438	403	29	225	62	−	−	−	138	915	256
ヘリ	−	−	−	2	−	−	−	−	−	9	−	−	1	−	−	−	−	−	−
艇	−	−	−	2	−	−	−	−	−	26	−	−	1	−	−	−	−	−	−
その他	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	6	31	8
ヘリ	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	5
艇	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−

12　ヘリコプターの活動状況

（2025年）

区分		総数	災害業務							災害応援業務						
			総数	火災出動			救助出動	救急出動	その他	総数	火災出動			救助出動	救急出動	その他
				建物	林野	その他					建物	林野	その他			
ヘリ1	件数	128	91	40	13	2	19	16	1	1	－	1	－	－	－	－
	時間	87:10	33:15	8:35	5:30	0:10	8:47	10:13	－	4:55	－	4:55	－	－	－	－
ヘリ2	件数	100	54	21	－	2	17	14	－	－	－	－	－	－	－	－
	時間	83:55	23:00	2:40	－	0:55	11:52	7:33	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘリ5	件数	122	76	27	4	5	28	12	－	3	－	3	－	－	－	－
	時間	114:15	41:15	7:10	2:30	2:15	18:58	10:22	－	16:15	－	16:15	－	－	－	－
合計	件数	350	221	88	17	9	64	42	1	4	－	4	－	－	－	－
	時間	285:20	97:30	18:25	8:00	3:20	39:37	28:08	－	21:10	－	21:10	－	－	－	－

区分		運航管理業務				応援業務			警防業務				その他の行政業務
		総数	訓練	試験検査	その他	総数	訓練	その他	総数	調査撮影	訓練	その他	
ヘリ1	件数	34	32	2	－	－	－	－	2	－	2	－	－
	時間	48:15	46:25	1:50	－	－	－	－	0:45	－	0:45	－	－
ヘリ2	件数	46	36	10	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	時間	60:55	49:25	11:30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘリ5	件数	38	25	13	－	－	－	－	5	－	5	－	－
	時間	52:45	35:30	17:15	－	－	－	－	4:00	－	4:00	－	－
合計	件数	118	93	25	－	－	－	－	7	－	7	－	－
	時間	161:55	131:20	30:35	－	－	－	－	4:45	－	4:45	－	－

13　消防艇の活動状況

（2025年）

区分		総数	災害		原因調査	訓練	警防調査等	港内視察等	歓迎放水	パトロール	地水利その他
			火災	火災以外							
水上38「たかとり」	回数	238	5	28		72	8	1	13	85	26
	時間	359:10	11:30	34:45		120:45	9:10	1:00	12:20	105:25	64:15
水上39「くすのき」	回数	45	－	5	－	18	2	－	1	11	8
	時間	65:57	－	4:07	－	34:30	3:30	－	1:00	14:10	8:40
合計	回数	283	5	33	－	90	10	1	14	96	34
	時間	425:07	11:30	38:52	－	155:15	12:40	1:00	13:20	119:35	72:55

14　消防団出動状況

（2025年）

区分		総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上
火災	火災件数	439	47	28	62	29	57	37	36	42	91	10
	出動回数	622	38	4	60	9	157	24	15	25	285	5
	延出動人員	2,005	116	6	156	37	636	50	44	86	868	6
風水害等の災害	出動回数	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	延出動人員	3	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－
演習・訓練等	出動回数	2,367	113	72	61	58	1,165	62	67	100	607	62
	延出動人員	13,453	712	408	265	339	6,899	381	302	640	2,974	533
広報・指導等	出動回数	611	26	104	29	77	125	32	79	38	68	33
	延出動人員	2,442	127	292	106	347	500	106	332	196	191	245

15　救助活動状況

（2025年）

区分		総数	火災 建物	火災 建物以外	交通事故	水難事故	風水害等自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス・酸欠事故	爆発事故	危険物事故	その他の事故	虚誤報	その他
出動件数	2021年	2,386	104	27	149	31	1	14	1,126	34	－	5	188	697	10
		(7)			(3)								(3)		(1)
	2022年	2,654	146	27	155	42	3	15	1,202	19	－	3	217	809	16
		(10)	(1)	(1)	(4)	(2)							(2)		
	2023年	2,814	152	26	162	43	2	13	1,319	39	－	7	193	845	13
		(9)		(2)	(3)	(1)							(3)		
	2024年	**2,697**	**133**	**27**	**145**	**41**	**－**	**15**	**1,345**	**36**	**－**	**9**	**178**	**760**	**8**
		(6)		(3)		(1)							(2)		
	2025年	**2,462**	**139**	**21**	**131**	**34**	**－**	**11**	**1,298**	**37**	**－**	**8**	**181**	**591**	**11**
		(4)		(1)	(1)									(1)	(1)
総数		**1,947**	**93**	**4**	**84**	**28**	**－**	**10**	**1,182**	**16**	**－**	**1**	**144**	**384**	**1**
		(1)			(1)								(2)		
活動件数	救出活動	799	15	1	75	25	－	10	509	8	－	－	135	21	－
	検索活動	1,126	60	3	9	3	－	－	673	7	－	－	9	361	1
		(1)			(1)										
	避難誘導	22	18	－	－	－	－	－	－	1	－	1	－	2	－
出動延隊数		6,914	405	40	632	335	－	41	3,590	201	－	50	830	759	31
		(18)		(1)	(4)									(2)	(11)
救助人員		1,520	33	1	98	29	－	12	1,174	16	－	－	156	1	－

行政区別発生件数

	総数	139	21	131	34	－	11	1,298	37	－	8	181	591	11
東灘	244	11	2	12	2	－	1	125	1	－	－	27	62	1
灘	203	10	2	9	8	－	2	99	6	－	1	17	48	1
中央	351	24	1	14	6	－	4	162	10	－	3	23	104	－
兵庫	227	11	－	18	2	－	1	125	－	－	－	10	60	－
北	303	16	5	21	－	－	1	148	4	－	1	48	57	2
長田	264	17	1	2	－	－	－	170	2	－	－	9	62	1
須磨	266	11	－	11	6	－	－	158	4	－	1	21	53	1
垂水	339	16	2	15	7	－	1	196	3	－	2	16	80	1
西	260	23	7	27	3	－	1	115	7	－	－	10	64	3
市外	5	－	1	2	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1

署管轄区域別発生件数

	総数	139	21	131	34	－	11	1,298	37	－	8	181	591	11
東灘	244	11	2	13	－	－	1	125	1	－	－	28	62	1
灘	195	10	1	9	2	－	2	99	6	－	1	16	48	1
中央	310	21	1	10	－	－	4	148	8	－	3	22	93	－
兵庫	226	11	－	18	1	－	1	125	－	－	－	10	60	－
北	303	16	5	21	－	－	1	148	4	－	1	48	57	2
長田	263	17	1	2	－	－	－	170	2	－	－	8	62	1
須磨	263	11	－	11	3	－	－	158	4	－	1	22	52	1
垂水	333	16	2	15	1	－	1	196	3	－	2	16	80	1
西	260	23	7	27	3	－	1	115	7	－	－	10	64	3
水上	61	3	1	4	24	－	－	14	2	－	－	1	12	－
市外	4	－	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1

注：（ ）内は、市外応援の件数等を計上している。

16　年別救急取扱件数

年次	出動件数	搬送人員 総数	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
1951年	48	51											
1952年	111	117											
1953年	139	145											
1954年	235	269											
1955年	439	402											
1956年	661	562											
1957年	950	837											
1958年	1,325	1,200											
1959年	1,607	1,475											
1960年	2,352	2,004											
1961年	3,339	3,059											
1962年	4,034	3,699											
1963年	5,160	4,503											
1964年	6,803	5,833	31	5	19	922	438	58	780	145	374	2,677	384
1965年	8,045	6,849	46	46	38	966	457	68	933	171	393	3,292	439
1966年	9,635	8,259	44	3	30	1,306	519	75	1,135	163	423	3,946	615
1967年	10,833	9,349	51	30	34	1,241	559	92	1,368	239	391	4,507	837
1968年	11,971	10,464	74	1	36	1,282	602	70	1,679	222	419	5,305	774
1969年	13,453	11,809	48	1	30	1,726	667	97	1,726	265	378	6,056	815
1970年	15,391	13,706	62	－	26	2,112	640	109	1,974	272	468	6,917	1,126
1971年	15,617	14,002	72	－	27	2,037	607	96	2,032	271	400	7,385	1,075
1972年	16,572	14,889	61	5	30	2,024	598	116	2,212	252	454	8,070	1,067
1973年	18,204	16,501	70	1	24	2,346	634	118	2,628	306	407	8,693	1,274
1974年	19,228	17,343	93	－	32	2,405	570	151	2,642	434	393	8,947	1,676
1975年	18,806	16,596	53	－	26	2,320	486	133	2,569	382	463	8,525	1,639
1976年	18,454	16,004	53	－	15	2,545	414	148	2,588	399	379	8,223	1,240
1977年	18,980	16,425	57	－	19	2,800	477	172	2,704	391	352	8,274	1,179
1978年	19,699	17,307	60	－	17	3,323	423	190	2,671	378	333	8,815	1,097
1979年	20,386	18,134	69	2	16	3,314	452	202	2,755	362	301	9,424	1,237
1980年	22,121	19,838	64	－	19	3,665	519	162	2,834	427	281	10,435	1,432
1981年	23,200	21,072	54	－	20	4,189	443	179	2,866	467	299	10,794	1,761
1982年	24,913	22,457	51	25	23	5,020	442	206	2,966	485	337	11,284	1,618
1983年	26,786	24,355	75	－	17	5,657	472	198	3,097	565	387	12,132	1,755
1984年	28,146	25,794	68	1	12	5,865	445	208	3,392	578	284	13,094	1,847
1985年	29,693	27,091	47	－	18	6,203	461	228	3,410	555	349	13,847	1,973
1986年	30,245	27,329	79	－	17	6,090	447	237	3,488	710	375	14,104	1,782
1987年	31,253	28,384	83	－	14	6,228	454	233	3,691	633	381	14,841	1,826
1988年	33,785	30,841	82	1	10	6,995	520	240	3,936	667	369	16,074	1,947
1989年	35,454	32,850	84	1	12	7,798	487	264	3,986	764	395	16,933	2,126
1990年	37,971	35,177	79	14	17	7,714	513	260	4,322	746	375	18,886	2,251
1991年	39,243	36,105	80	4	19	7,640	533	289	4,489	719	381	19,574	2,377
1992年	39,816	36,791	96	3	12	7,566	447	231	4,690	706	390	20,150	2,500
1993年	41,386	38,314	79	4	12	7,614	420	279	4,752	802	393	21,386	2,573
1994年	43,412	39,743	94	2	14	7,779	457	238	4,960	885	414	21,993	2,907
1995年	53,032	48,632	83	342	22	9,182	876	144	5,308	783	338	25,969	5,585
1996年	46,449	42,129	90	6	9	7,468	709	199	5,212	776	381	24,126	3,153
1997年	46,821	42,082	69	9	14	6,528	524	217	5,276	771	457	24,901	3,316
1998年	50,712	45,834	64	7	19	6,969	529	236	5,918	880	544	27,045	3,623
1999年	52,644	47,757	64	3	25	6,972	437	258	6,300	816	608	28,602	3,672
2000年	56,104	51,016	91	5	18	7,528	447	295	6,672	889	630	30,506	3,935
2001年	59,040	52,983	71	8	19	7,515	466	287	7,216	856	673	31,768	4,104
2002年	60,498	53,894	91	4	16	6,974	462	318	7,275	858	729	32,740	4,427
2003年	63,867	56,861	90	3	19	6,917	464	335	7,840	827	798	35,041	4,527
2004年	65,643	58,044	106	40	12	6,734	532	336	8,127	756	748	36,067	4,586
2005年	67,014	58,421	72	2	19	6,353	452	355	8,459	616	875	36,644	4,574
2006年	66,099	57,208	71	1	14	5,882	407	352	8,383	609	818	36,833	3,838
2007年	67,292	57,780	93	1	15	5,966	404	317	8,502	620	881	37,023	3,958
2008年	63,232	53,411	78	3	9	5,443	422	309	8,068	555	787	33,794	3,943
2009年	64,849	55,381	81	2	10	5,508	395	282	8,457	530	839	35,337	3,940
2010年	69,993	60,424	80	－	10	5,536	395	323	9,195	533	859	39,466	4,027
2011年	73,507	62,587	49	36	19	5,538	446	397	9,804	522	862	40,624	4,290
2012年	75,790	63,140	69	2	15	5,350	400	358	9,911	534	692	41,299	4,510
2013年	78,006	65,157	44	4	15	5,360	425	341	10,257	541	697	42,743	4,730
2014年	78,393	65,429	64	14	15	5,075	470	370	10,797	443	593	42,682	4,906
2015年	78,264	65,055	61	2	13	4,789	462	380	10,870	398	508	42,591	4,981
2016年	80,859	68,597	68	－	9	4,835	489	370	11,554	421	519	45,267	5,065
2017年	83,081	70,219	51	3	10	4,787	512	417	12,045	397	524	46,186	5,287
2018年	88,605	74,518	53	1	12	4,464	544	425	12,605	371	473	50,192	5,378
2019年	86,654	73,159	45	－	3	4,062	503	368	12,457	342	456	49,165	5,758
2020年	77,568	65,931	41	－	9	3,658	445	232	12,053	322	438	43,396	5,337
2021年	82,552	70,293	41	－	7	3,565	480	327	11,784	237	470	47,458	5,924
2022年	97,231	78,943	62	－	13	3,810	524	368	13,978	254	503	53,283	6,148
2023年	99,683	83,231	45	－	8	3,697	521	410	14,892	252	560	56,165	6,681
2024年	99,275	84,564	39	－	6	3,621	531	475	15,337	245	575	56,786	6,949
2025年	93,238	81,313	49	－	13	3,529	578	423	15,515	222	545	54,342	6,097

【　救急事故等種別　】

火　　災・・・火災現場において直接火災に起因して生じた事故
自然災害・・・暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地滑り、その他の異常な自然現象に起因する事故
水　　難・・・水泳中（運動競技を除く）の溺者又は、水中転落等による事故
交　　通・・・すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故もしくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故
労働災害・・・各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故
運動競技・・・運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関係者等の事故
一般負傷・・・他に分類されない不慮の事故
加　　害・・・故意に他人によって傷害等を加えられた事故
自損行為・・・故意に自分自身に傷害等を加えた事故
急　　病・・・疾病によるもので救急業務として行ったもの
そ の 他・・・転院搬送、医師搬送、資器材搬送、その他のもの（他に分類不能のものを含む）

17　行政区別救急取扱状況

（2025年）

事故種別 搬送人員	総数	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	市外
出動件数	**93,238**	**10,919**	**7,416**	**14,286**	**8,796**	**11,355**	**7,707**	**9,353**	**11,725**	**11,652**	**29**
				事故種別							
火災	**222**	21	16	39	15	25	26	18	23	37	2
自然災害	**－**	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
水難	**30**	2	9	9	3			2	5		
交通	**3,998**	438	318	570	395	477	287	335	498	669	11
労働災害	**595**	93	30	111	41	71	33	44	58	114	
運動競技	**428**	65	42	62	20	43	29	57	33	77	
一般負傷	**17,588**	2,169	1,390	2,672	1,559	2,166	1,407	1,867	2,335	2,023	
加害	**316**	24	26	85	39	25	24	26	28	39	
自損行為	**766**	54	50	122	78	91	63	76	117	115	
急病	**61,299**	7,263	4,985	8,746	5,880	7,431	5,138	6,294	7,902	7,645	15
転院搬送	**6,090**	604	425	1,335	540	910	524	461	520	771	
その他	**1,906**	186	125	535	226	116	176	173	206	162	1
				搬送件数							
搬送件数	**81,082**	9,735	6,716	11,577	7,418	10,117	6,703	8,150	10,333	10,313	20
不搬送件数	**12,156**	1,184	700	2,709	1,378	1,238	1,004	1,203	1,392	1,339	9
				搬送人員							
搬送人員	**81,313**	9,752	6,726	11,615	7,431	10,155	6,718	8,176	10,367	10,356	17
死亡	**204**	18	5	11	13	49	17	9	47	35	
重篤	**1,356**	147	127	148	105	211	108	140	171	198	1
重症	**2,405**	267	171	269	290	416	274	184	232	302	
中等症	**34,810**	4,181	2,875	4,291	3,198	4,587	2,956	3,765	4,520	4,429	8
軽症	**42,538**	5,139	3,548	6,896	3,825	4,892	3,363	4,078	5,397	5,392	8
その他	**－**	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
※人口	**1,486,033**	209,579	135,584	149,892	110,297	202,655	91,947	152,438	205,279	228,362	…
人口1万人あたり出動件数	**627**	521	547	953	797	560	838	614	571	510	…
平均現場付近到着時間（分）	**10.2**	10.0	8.9	8.7	8.7	12.5	9.6	10.5	10.6	11.6	17.0

注１：人口は、2025年４月１日現在の推計人口である。

注２：平均現場付近到着時間とは、入電（119通報）から現場到着までの時間である。

18　防火管理者を必要とする対象物数

（2026年４月１日現在）

用途		総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上
総数		12,983	1,723	1,111	2,778	1,158	1,213	771	1,053	1,384	1,483	309
1項	イ 劇場等	14	－	－	3	3	2	－	4	－	－	2
	ロ 集会場等	240	43	16	26	16	33	18	24	22	38	4
2項	イ キャバレー等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	ロ 遊技場等	39	5	1	5	7	6	1	1	4	8	1
	ハ 風俗営業店舗等	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
	ニ 個室型店舗等	12	1	－	5	2	1	－	－	－	3	－
3項	イ 料理店等	4	1	1	1	－	－	－	1	－	－	－
	ロ 飲食店等	613	26	28	256	19	82	13	30	56	96	7
4項	百貨店等	673	64	32	64	33	106	35	39	117	169	14
5項	イ 旅館・ホテル等	141	7	13	52	9	44	1	6	2	7	－
	ロ 共同住宅等	3,621	660	415	574	405	217	236	342	453	303	16
6項	イ 病院等	172	17	12	22	11	27	13	16	16	31	7
	ロ 福祉施設等(障がいの程度が重い)	460	39	32	29	25	73	42	46	90	82	2
	ハ 福祉施設等(障がいの程度が軽い)	620	63	61	33	38	111	42	59	99	110	4
	ニ 幼稚園等	83	9	5	5	7	15	5	9	12	15	1
7項	学校等	430	48	41	62	25	57	36	45	47	58	11
8項	図書館等	22	4	3	6	2	1	－	－	2	1	3
9項	イ 蒸気・熱気浴場等	56	－	－	－	55	1	－	－	－	－	－
	ロ 公衆浴場等	15	－	3	3	4	2	1	1	1	－	－
10項	停車場等	15	1	－	10	1	－	－	－	－	－	3
11項	神社・寺院等	205	23	19	41	32	11	12	27	23	15	2
12項	イ 工場・作業場	247	33	4	2	19	14	22	6	3	121	23
	ロ テレビスタジオ	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
13項	イ 自動車車庫	5	－	－	－	1	1	－	－	－	1	2
	ロ 飛行場等格納庫	2	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1
14項	倉庫	137	38	4	－	5	9	3	29	1	27	21
15項	その他の事業所	708	62	33	241	63	59	24	40	37	73	76
16項	イ 複合用途（特定）	3,655	441	315	1,183	289	291	211	264	335	268	58
	ロ 複合用途(非特定)	774	135	72	145	85	49	56	64	63	54	51
16の2項	地下街	7	－	－	5	2	－	－	－	－	－	－
16の3項	準地下街	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17項	文化財建造物	11	3	1	3	－	－	－	－	1	3	－
18項	アーケード	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

19　消防用設備等を必要とする対象物数

（2026年４月１日現在）

用途		総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上
総数		47,333	6,890	4,619	7,422	4,396	4,432	3,529	3,813	4,494	6,621	1,117
1項	イ 劇場等	26	－	－	5	4	3	－	12	－	－	2
	ロ 集会場等	423	61	18	47	21	50	25	40	64	83	14
2項	イ キャバレー等	6	－	－	1	5	－	－	－	－	－	－
	ロ 遊技場等	61	6	5	9	9	11	2	2	6	10	1
	ハ 風俗営業店舗等	4	－	－	2	2	－	－	－	－	－	－
	ニ 個室型店舗等	15	2	－	5	2	3	－	－	－	3	－
3項	イ 料理店等	9	1	1	2	1	－	－	4	－	－	－
	ロ 飲食店等	1,917	171	104	817	75	191	49	98	167	227	18
4項	百貨店等	1,146	103	51	153	63	182	48	75	182	265	24
5項	イ 旅館・ホテル等	428	10	124	100	25	118	4	20	11	11	5
	ロ 共同住宅等	18,264	3,176	2,111	2,163	1,644	1,683	1,366	1,861	2,255	1,957	48
6項	イ 病院等	501	44	34	53	33	100	28	39	68	87	15
	ロ 福祉施設等(障がいの程度が重い)	567	55	35	31	28	110	45	53	106	102	2
	ハ 福祉施設等(障がいの程度が軽い)	1,223	100	95	52	82	238	93	103	190	266	4
	ニ 幼稚園等	200	16	16	7	8	40	7	34	37	34	1
7項	学校等	1,626	214	187	127	44	217	114	190	204	294	35
8項	図書館等	62	15	18	14	5	1	－	2	2	1	4
9項	イ 蒸気・熱気浴場等	64	－	－	1	61	1	1	－	－	－	－
	ロ 公衆浴場等	36	1	5	6	7	7	1	3	5	1	－
10項	停車場等	111	19	14	18	8	8	7	10	6	2	19
11項	神社・寺院等	580	51	67	101	97	49	38	65	52	58	2
12項	イ 工場・作業場	3,175	500	101	124	403	160	467	91	71	1,084	174
	ロ テレビスタジオ	2	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1
13項	イ 自動車車庫	860	124	56	143	74	84	82	52	71	138	36
	ロ 飛行場等格納庫	7	－	－	－	－	1	－	－	－	－	6
14項	倉庫	2,553	538	134	65	320	141	231	143	45	708	228
15項	その他の事業所	4,581	583	347	753	502	481	288	247	270	761	349
16項	イ 複合用途（特定）	5,597	641	670	1,848	418	376	330	460	474	327	53
	ロ 複合用途(非特定)	3,140	450	418	733	442	145	292	198	200	186	76
16の2項	地下街	7	－	－	5	2	－	－	－	－	－	－
16の3項	準地下街	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－
17項	文化財建造物	82	8	3	10	1	32	－	6	6	16	－
18項	アーケード	59	1	5	25	10	－	11	5	2	－	－

20　指定防火対象物査察実施結果

（2025年度中）

用途		査察実施件数	不備指示対象数	不備指示対象件数	不備指示対象の内訳			
					防火管理	消防用設備	建築構造	その他
総数		**11,663**	**5,585**	**9,630**	**2,331**	**6,315**	**9**	**975**
1項	イ 劇場等	14	1	1	1	－	－	－
	ロ 集会場等	67	33	56	28	26	－	2
2項	イ キャバレー等	2	1	5	1	4	－	－
	ロ 遊技場等	21	7	16	7	7	－	2
	ハ 風俗営業店舗等	－	－	－		－	－	－
	ニ 個室型店舗等	5	1	2	1	1	－	－
3項	イ 料理店等	1	2	2	－	2	－	－
	ロ 飲食店等	586	265	457	106	306	－	45
4項	百貨店等	382	152	280	118	132	－	30
5項	イ 旅館・ホテル等	227	57	144	65	54	－	25
	ロ 共同住宅等	3,268	1,830	2,728	319	2,158	－	251
6項	イ 病院等	148	81	131	41	85	－	5
	ロ 福祉施設等（障がいの程度が重い）	203	92	153	40	97	2	14
	ハ 福祉施設等（障がいの程度が軽い）	270	121	199	65	113	－	21
	ニ 幼稚園等	32	15	27	14	11	－	2
7項	学校等	181	123	209	153	46	－	10
8項	図書館等	16	10	19	12	3	－	4
9項	イ 蒸気・熱気浴場等	60	21	72	31	30	－	11
	ロ 公衆浴場等	7	2	2	－	2	－	－
10項	停車場等	21	1	2	2	－	－	－
11項	神社・寺院等	50	25	49	16	30	－	3
12項	イ 工場・作業場	501	281	406	21	327	－	58
	ロ テレビスタジオ	－	－	－	－	－	－	－
13項	イ 自動車車庫	42	19	25	－	25	－	－
	ロ 飛行場等格納庫	1	－	－	－	－	－	－
14項	倉庫	369	187	285	30	212	1	42
15項	その他の事業所	536	173	268	44	193	2	29
16項	イ 複合用途（特定）	3,872	1,716	3,498	1,121	2,030	4	343
	ロ 複合用途（非特定）	725	357	580	91	411	－	78
16の2項	地下街	9	1	1	－	1	－	－
16の3項	準地下	－	－	－	－	－	－	－
17項	文化財建造物	35	6	6	－	6	－	－
18項	アーケード（延長50ｍ以上）	12	5	7	4	3	－	－

21　建築申請処理件数

（2025年度中）

区分		総数	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上
（消防同意件数）	総数	1,899	334	300	201	211	76	139	172	334	103	29
	新築	1,832	326	291	190	207	65	135	168	327	98	25
	増築	42	5	5	5	4	10	2	3	3	2	3
	改築	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	移転	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	修繕模様替	1	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	用途変更	9	1	1	4	－	－	1		1	1	－
	その他	15	2	2	2	－	1	1	1	3	2	1
	令別表対象物	695	117	71	105	69	54	40	67	59	84	29
	専用住宅	1,204	219	229	96	142	20	99	105	275	19	－
	通知扱い	1826	139	32	48	31	582	12	238	285	439	20
	（内専用住宅）	(1603)	(104)	(15)	(2)	(0)	(566)	(2)	(229)	(278)	(406)	(1)

22　危険物施設の現況

（2026年４月１日現在）

区分	総数	製造所	貯蔵所 総数	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所
総数	2,935	30	2,104	537	354	119	339	2	628	125
数量別現況										
５倍以下	798	－	639	257	20	71	142	2	118	29
５倍を超え　10倍以下	430	6	295	89	24	39	70	－	26	47
10倍を超え　50倍以下	601	5	332	95	45	9	78	－	68	37
50倍を超え　100倍以下	238	7	176	18	38	－	19	－	100	1
100倍を超え　150倍以下	225	1	208	25	27	－	17	－	138	1
150倍を超え　200倍以下	48	2	30	17	9	－	2	－	－	2
200倍を超え　1,000倍以下	405	9	247	13	105	－	11	－	114	4
1,000倍を超え　5,000倍以下	146	－	138	14	56	－	－	－	64	4
5,000倍を超え　10,000倍以下	14	－	12	2	10	－	－	－	－	－
10,000倍を超えるもの	30	－	27	7	20	－	－	－	－	－
類別現況										
単独　第１類	2	－	2	2	－	－	－	－	－	－
単独　第２類	12	－	6	4	－	－	2	－	－	－
単独　第３類	2	－	2	2	－	－	－	－	－	－
単独　第４類	2,733	20	1,924	495	354	119	337	2	493	124
単独　第５類	4	－	4	4	－	－	－	－	－	－
単独　第６類	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
混在	182	10	166	30	－	－	－	－	135	1
署別施設数										
東灘	541	8	409	77	145	9	50	1	109	18
灘	137	1	98	23	27	1	15	－	31	1
中央	155	－	91	11	2	46	29	－	－	3
兵庫	211	4	145	77	2	6	18	－	23	19
北	226	1	136	41	11	19	57	－	7	1
長田	342	2	274	52	109	8	21	－	67	17
須磨	212	－	167	19	24	6	14	－	59	45
垂水	66	－	34	9	3	－	19	－	3	－
西	554	12	372	161	26	13	76	－	81	15
水上	491	2	378	67	5	11	40	1	248	6

22　危険物施設の現況（続き）

（2026年４月１日現在）

区分	取扱所 総数	給油取扱所 営業用	給油取扱所 自家用	販売取扱所 第一種	販売取扱所 第二種	移送取扱所	一般取扱所	承認 仮使用	仮貯蔵・仮取扱	条例関係 少量危険物取扱所	条例関係 指定可燃物取扱所	製造所等保有事業所
総数	801	165	230	16	14	5	371	207	1,209	4,826	1,735	1,142
数量別現況												
５倍以下	159	25		－	－	－	134	－	－	－	－	－
５倍を超え　10倍以下	129	19		8	－	－	102	－	－	－	－	－
10倍を超え　50倍以下	264	160		8	14	－	82	－	－	－	－	－
50倍を超え　100倍以下	55	31		－	－	－	24	－	－	－	－	－
100倍を超え　150倍以下	16	11		－	－	－	5	－	－	－	－	－
150倍を超え　200倍以下	16	13		－	－	－	3	－	－	－	－	－
200倍を超え　1,000倍以下	149	136		－	－	1	12	－	－	－	－	－
1,000倍を超え　5,000倍以下	8	－		－	－	1	7	－	－	－	－	－
5,000倍を超え 10,000倍以下	2	－		－	－	1	1	－	－	－	－	－
10,000倍を超えるもの	3	－		－	－	2	1	－	－	－	－	－
類別現況												
単独　第１類	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－
単独　第２類	6	－		－	－	－	6	－	－	－	－	－
単独　第３類	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－
単独　第４類	789	395		16	13	5	360	－	－	－	－	－
単独　第５類	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－
単独　第６類	－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－
混在	6	－		－	1	－	5	－	－	－	－	－
署別施設数												
東灘	124	63		1	1	1	58	43	418	876	713	160
灘	38	17		－	－	－	21	2	38	297	116	46
中央	64	14		4	2	－	44	10	19	531	35	84
兵庫	62	26		6	7	－	23	13	40	696	44	89
北	89	50		－	－	－	39	3	11	554	71	128
長田	66	21		4	3	3	35	45	18	427	257	73
須磨	45	27		－	－	1	17	7	9	157	33	62
垂水	32	20		－	1	－	11	6	2	131	19	44
西	170	97		1	－	－	72	69	10	878	247	283
水上	111	60		－	－	－	51	9	644	279	200	173

23　特定事業所の危険物施設状況

（2026年４月１日現在）

地区名	第1種事業所		第2種事業所	危険物施設数				
	レイアウト	その他		総数	屋外タンク貯蔵所			
					総　数	100kl以上500kl未満	100kl以上500kl未満	500kl以上1,000kl未満
総数	1	4	3	350	242	34	108	41
東部第二工区	1	1	2	139	117	21	51	22
灘浜地区	－	－	1	32	7	7	－	－
西部第一工区	－	3	－	179	118	6	57	19

23　特定事業所の危険物施設状況（続き）

地区名	危険物施設数					最大タンク		
	屋外タンク貯蔵所			製造所取扱所	その他の貯蔵所	容量(kl)	直径(m)	高さ(m)
	1,000kl以上5,000kl未満	5,000kl以上10,000kl未満	10,000kl以上					
総数	43	16	－	51	58	－	－	－
東部第二工区	21	2	－	14	8	9,900	32	14.2
灘浜地区	－	－	－	17	8	85	9.9	3.6
西部第一工区	22	14	－	19	42	9,972	36	15.8

24 危険物施設査察結果

(2025年度)

施設区分	査察実施施設数	不備指示施設数	不備指示件数	不備指示件数の内訳			
				無許可変更	位置構造設備	貯蔵取扱	その他
許可施設総数	1,451	225	374	9	86	72	207
製造所	56	4	6	－	2	1	3
屋内貯蔵所	175	38	69	－	11	32	26
屋外タンク貯蔵所	254	4	6	1	4	－	1
屋内タンク貯蔵所	27	1	3	－	1	－	2
地下タンク貯蔵所	97	12	25	－	9	－	16
簡易タンク貯蔵所	－	－	－	－	－	－	－
移動タンク貯蔵所	239	32	53	5	12	2	34
屋外貯蔵所	69	15	15	－	2	11	2
営業用給油取扱所	194	67	121	2	18	21	80
自家用給油取扱所	71	25	30	－	7	－	23
第1種販売取扱所	8	3	11	1	4	－	6
第2種販売取扱所	2	2	5	－	1	2	2
移送取扱所	7	－	－	－	－	－	－
一般取扱所	252	22	30	－	15	3	12
その他の施設総数	1,309	93	110	－	－	－	110
仮貯蔵・仮取扱所	39	－	－	－	－	－	－
少量危険物取扱所	654	80	91	－	－	－	91
指定可燃物取扱所	616	13	19	－	－	－	19

注：2009年度から、その他の施設総数の欄を新設している。

25 火薬類関係施設の現況

（2026年４月１日現在）

区分	総数	販売所	火薬庫	火薬庫外貯蔵所
総数	86	37	3	46
		署別施設数		
東灘	9	6	－	3
灘	4	2	－	2
中央	22	6	－	16
兵庫	18	13	－	5
北	4	1	1	2
長田	4	2	－	2
須磨	4	1	－	3
垂水	3	－	1	2
西	11	3	1	7
水上	7	3	－	4

26 火薬類関係施設査察結果

（2025年度）

区分	査察実施件数	不備指示対象数	不備指示総数	不備指示総数の内訳	
				位置構造設備	その他
総数	44	－	－	－	－
販売所	3	－	－	－	－
火薬庫	7	－	－	－	－
火薬庫外貯蔵所	4	－	－	－	－
消費場所 花火	27	－	－	－	－
消費場所 採石場他	2	－	－	－	－
その他	1	－	－	－	－

27 高圧ガス関係施設の現況

（2026年４月１日現在）

施設区分		件数
総数		1,988
第一種製造者	冷凍	88
	冷凍以外	63
第二種製造者	冷凍	715
	冷凍以外	192
第一種貯蔵所		23
第二種貯蔵所		202
販売所		655
特定高圧ガス消費者		32
容器検査所		18

28 高圧ガス関係施設査察結果

（2025年度）

施設区分		件数
総数		157
第一種製造者	冷凍	13
	冷凍以外	33
第二種製造者	冷凍	45
	冷凍以外	15
第一種貯蔵所		9
第二種貯蔵所		12
販売所		20
特定高圧ガス消費者		3
容器検査所		4
その他		3

29 液化石油ガス関係施設の現況

（2026年４月１日現在）

施設区分	件数
総数	175
販売事業者	26
保安機関	25
貯蔵施設	1
充填設備	8
特定供給設備	8
特定液化石油ガス設備工事事業者	107

30 液化石油ガス関係施設査察結果

（2025年度）

施設区分	件数
総数	56
販売事業者	22
保安機関	17
貯蔵施設	0
充填設備	0
特定供給設備	0
特定液化石油ガス設備工事事業者	16
その他	1

31 消防学校教育訓練実績

年度	総数	消防職員																			消防団員			
		総数	初任教育	幹部教育							専科教育										総数	機関科	基礎教育	幹部教育
				消防士長昇任課程	消防士長現任課程	消防司令補昇任課程	消防司令補現任課程	消防司令昇任課程	消防司令長昇任課程	安全衛生管理教育リーダー課程	警防指揮課程	特殊災害課程	査察実務課程	火災調査課程	火災調査指導者育成コース	救急課程	救助課程	特別高度救助課程	機械課程	はしご自動車課程				
５年間総数	2,679	1,637	228	214	32	179	33	83	54	－	58	37	150	88	22	216	88	50	64	41	1,042	－	660	382
2021 年 度	483	324	49	31	－	44	－	18	16	－	－	－	31	32	-	49	33	-	－	21	159	－	119	40
2022 年 度	549	350	39	45	32	29	－	13	9	－	28	－	33	25	-	40	-	22	35	－	199	－	108	91
2023 年 度	528	348	32	52	－	34	33	17	12	－	－	37	28	－	11	32	31	－	29	－	180	－	91	89
2024 年 度	626	344	56	51	－	38	－	18	6	－	30	－	25	31	－	45	24	－	－	20	282	－	184	98
2025 年 度	493	271	52	35	－	34	－	17	11	－	－	－	33	－	11	50	-	28	－	－	222	－	158	64

注：「警防指揮課程」は中級指揮課程を含み、はしご自動車課程は、はしご車等技能者養成課程を含む。

32 市民研修実績

年度	防災体験学習者数合計（人）(a＋b)	防災体験学習の開催場所別		防災体験学習の団体別			
		センター開催型 ※注１ (a)	地域開催型 ※注２ (b)	市民		事業所等	
				防コミ	学校等各種団体	事業所関係	災害奉仕隊
５年間総数	66,154	5,402	60,752	24,611	31,038	9,987	518
2021年度	5,532	636	4,896	1,805	3,242	385	100
2022年度	9,844	1,093	8,751	3,135	5,896	709	104
2023年度	12,596	1,292	11,304	6,122	4,508	1,862	104
2024年度	18,473	1,158	17,315	7,316	8,752	2,300	105
2025年度	19,709	1,223	18,486	6,233	8,640	4,731	105

注１　センター開催型は、防災センターで6つの体験メニュから選択して実施。

注２　地域開催型は、市民研修職員が市内の地域に出張して、VR災害疑似体験と地震体験ゆれるんを体験。

　　また、消防署の職員により、VR災害疑似体験を実施するものも含む

年度	防災体験学習の体験メニュー別						
	VR災害疑似体験	地震体験ゆれるん	暴風雨体験	放水体験・消火器体験	誘導灯・煙体験	冠水歩行・水圧ドア体験	消防音楽隊いのちのコンサート
５年間総数	24,730	47,790	888	2,971	2,167	1,409	17,183
2021年度	1,661	3,729	41	212	209	50	806
2022年度	4,128	5,615	176	649	328	312	1,919
2023年度	4,390	9,691	225	782	626	337	1,204
2024年度	6,134	14,006	198	532	314	304	5,544
2025年度	8,417	14,749	248	796	690	406	7,710

※　一人が複数の体験を行えば、それぞれの項目で計上している。

33　消防音楽隊演奏実績

年　度	総　数	消防局･署･音楽隊	神戸市外郭団体等	一般･地域団体等	防災福祉コミュニティ	『♥いのちのコンサート』	防火いきいきコンサート	まちかど防火コンサート	市外消防関係
５年間総数	494	77	109	126	50	93	5	15	14
2021年	38	7	7	6	6	9	－	1	2
2022年	80	13	20	23	9	11	－	3	1
2023年	123	15	26	33	14	22	1	4	3
2024年	119	18	27	32	10	23	1	4	4
2025年	134	24	29	32	11	28	3	3	4

34 市民防災教育実施状況（消防署実施分）

（2025年度）

	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者等（件数）													
自衛消防隊関係	204	12	17	22	8	12	14	26	48	17	8	9	11
防災福祉コミュニティ住民等	1,370	11	43	181	82	96	135	120	169	164	163	141	65
自治会等住民	67	2	－	2	14	5	7	7	13	3	7	5	2
その他	127	3	11	9	2	17	23	18	20	9	4	6	5
参加者（人数）													
児童・学生（園児～大学生）	59,896	461	1,649	2,309	4,117	1,658	3,861	9,594	14,268	3,675	13,593	2,952	1,759
住民	49,600	242	1,265	1,917	1,978	1,930	2,375	8,845	14,139	2,858	8,314	3,104	2,633
企業・従業員等	6,150	285	775	505	126	145	883	785	1,069	472	431	238	436
その他	4,808	143	40	153	40	544	756	94	1,245	37	170	76	1,510
実施内容（件数）													
一般講習会	16	－	－	1	－	2	1	5	4	－	2	－	1
訓練等 消火	273	12	30	27	7	15	21	34	54	20	23	18	12
訓練等 避難	239	11	28	23	7	5	22	30	48	20	21	13	11
訓練等 通報	175	9	24	11	4	4	16	21	34	18	12	11	11
訓練等 講話	129	5	13	17	6	10	8	16	31	4	8	6	5
訓練等 救出	14	－	－	1	－	1	1	2	2	1	3	3	－
懇談・座談会	38	2	4	1	12	2	2	3	9	2	－	1	－
見学会	182	3	13	11	2	10	17	16	54	23	11	9	13
映画 防火	205	9	10	9	8	15	16	23	48	25	10	16	16
映画 震災	89	2	9	5	4	7	6	14	14	8	11	4	5
講演会 防火	7	－	－	1	2	－	3	－		－	－	－	1
講演会 震災	4	－	－	1		－	－	－	2	1	－	－	
その他	123	1	5	8	3	22	20	20	23	4	4	9	4
耐震性防火水槽関係訓練	200	1	5	8	11	6	35	42	36	10	24	9	13

35　市民救命士講習実施状況

年度	市民救命士講習					救急インストラクター講習	合　計	備　考
	普通救命コースⅠ・Ⅱ	心肺蘇生法	ケガの手当	小　児	上　級			
総　数	**436,417**	**214,138**	**78,391**	**20,183**	**16,191**	**7,938**	**773,258**	
								1993年　市民救命士養成事業開始 1995年　ケガの手当法,上級市民救命士（現上級）コース新設 1999年6月　10万人達成 2001年12月　15万人達成 2003年11月　小児コース新設,20万人達成 2005年　普通救命コースⅠ・Ⅱ（AEDを用いた応急手当）新設 2007年3月　30万人達成 2010年7月　40万人達成 2013年7月　50万人達成
1993～2018年	343,052	214,138	71,721	13,832	14,386	7,066	664,195	
2019年	19,912	－	1,806	1,484	423	176	23,801	
2020年	6,026	－	898	364	202	105	7,595	
2021年	5,907	－	75	23	53	19	6,077	
2022年	12,229	－	472	828	242	126	13,897	
2023年	13,849	－	914	1,371	306	124	16,564	70万人達成(1月)
2024年	16,877	－	1,059	981	293	152	19,362	
2025年	18,565	－	1,446	1,300	286	170	21,767	

注：2005年度からの「普通救命Ⅰ・Ⅱ」、「小児」、「上級」、「救急インストラクター講習」はAED講習を含む。
WEB講習・救命入門コースは含まない。

神戸消防の動き（2026年版消防白書）
編集・発行　2026年11月
神戸市消防局総務部総務課
〒650-8570　神戸市中央区加納町６丁目５番１号
TEL　(078)322-5738